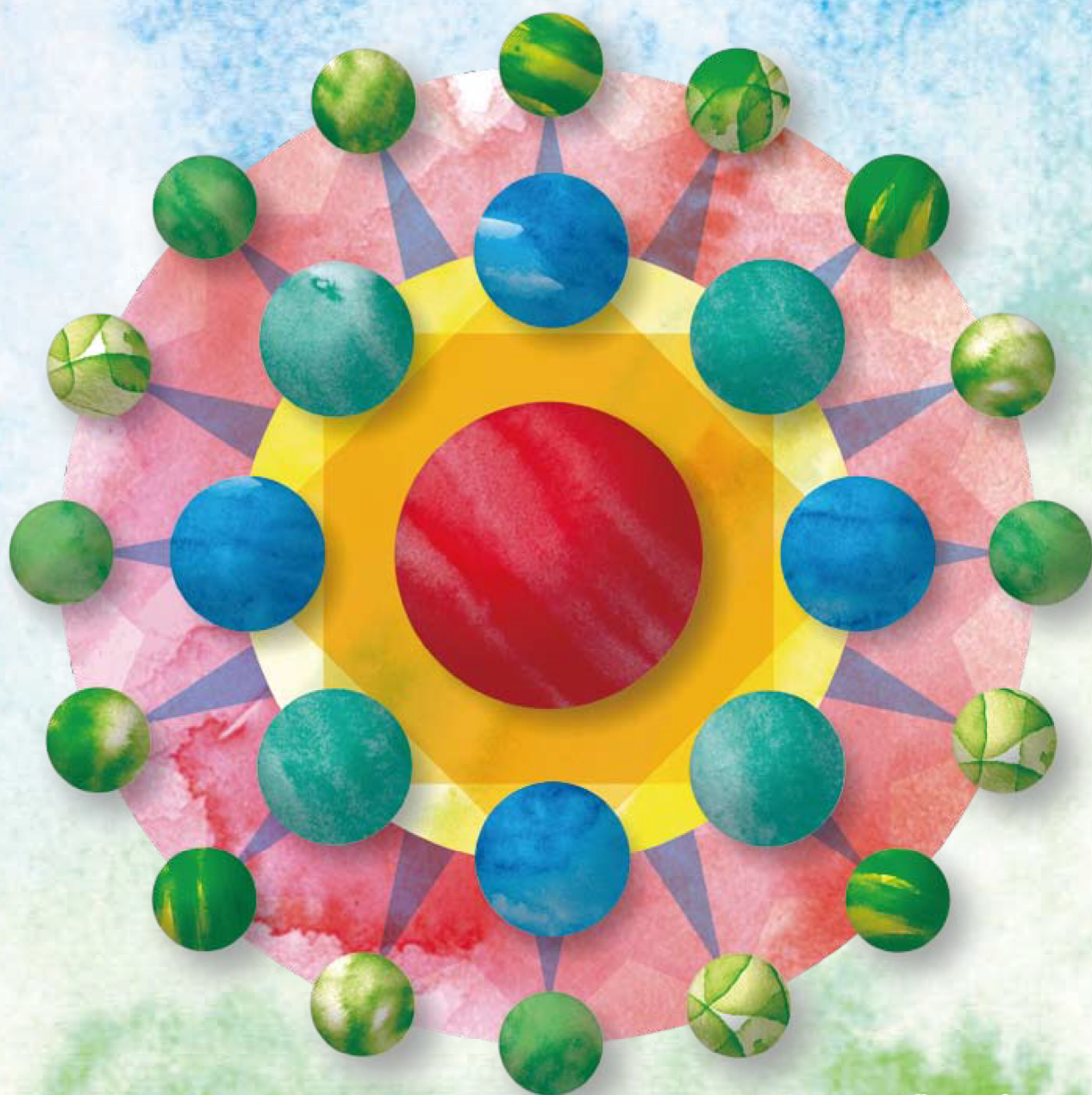


第2期

高知県 教育振興 基本計画



平成28年3月
高知県教育委員会

はじめに

県教育委員会では、全国と比較して厳しい状況にあった子どもたちの学力や体力、生徒指導上の諸問題などの課題の解決に向けて、「高知県教育振興基本計画」及び「重点プラン」に基づき教育改革を進めてきました。その結果、小学校の学力が全国上位クラスにまで向上するとともに、小学校の体力・運動能力が全国平均を上回るなどの成果が表れてきました。

これは、教職員や保護者、地域の皆様などが、子どもたちのために心を一つにして取り組んできたことや、子どもたちの努力によるものだと考えています。

一方、小・中学校の学力においては思考力や判断力、表現力に弱さが見られるとともに、中学校の学力の改善状況はここ数年足踏み状態にあります。また、小・中学校における暴力行為や不登校者数などは依然として高い数値で推移するなど、まだまだ厳しい状況にあります。

地方教育行政法の改正により平成 27 年度から設けられた総合教育会議では、本県教育の課題解決に向けた真に有効な対策を打ち出すため、知事と教育委員会が議論を積み重ねたうえで、「教育等の振興に関する施策の大綱」が策定されました。県教育委員会では、この大綱の内容を踏まえるとともに、「教育振興基本計画検討委員会」において教育関係者等のご意見をお聞きしたうえで、より具体的な事業等を盛り込んだ「第 2 期高知県教育振興基本計画」を策定しました。

来年度からの 4 年間は、この計画にお示した、5 つの取組の方向性に基づき取組を推進していきますが、中でも次の 3 つに特に力を入れていきたいと考えています。

一つ目は、チーム学校の構築です。教員同士がチームを組んで、組織的に授業力の向上などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力もお借りしながら、学校の目標の実現や課題の解決を図るチーム学校の構築を進めてまいります。

二つ目は、厳しい環境にある子どもたちへの支援です。教育においては、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、就学前から高等学校までの各段階に応じて切れ目なく対策を講じてまいります。

三つ目は、学校と地域との連携・協働です。学校が抱える課題は多様化・複雑化し、学校だけでは解決が困難な状況も出てきています。このため、地域の方々に学校と力を合わせて子どもたちを支え、育んでいただく取組を積極的に推進してまいります。

こうした取組の方向性は、これまでの教育改革の取組の成果や課題を踏まえながら、より統合的かつダイナミックに施策を展開していこうというものです。また、計画で示した具体的な施策は、学校や保育所・幼稚園、市町村教育委員会などに取り組んでいただくことがほとんどであり、県教育委員会としては、その取組を人的、物的、財政的にバックアップしてまいります。

県内の教育関係者の皆様には、以上のような点をご理解いただいたうえで、この計画を、主体的・積極的にご活用いただきたいと思います。そのことが、子どもたちに「夢に向かって羽ばたき」「日本や高知の未来を切り拓く」ための力を育むことに、きっとつながるものと信じております。

目 次

はじめに

第1章 第2期高知県教育振興基本計画の策定について	1
1 位置付け	
2 基本計画の期間	
3 基本計画の進捗管理	
第2章 高知県の教育等の現状と課題	2
1 人口減少、少子化、高齢化の進行	
2 子どもたちの知・徳・体について	
3 子どもたちを取り巻く厳しい環境について	
4 学校と地域との連携について	
5 就学前の教育・保育について	
6 南海トラフ地震対策について	
7 学校・教職員について	
8 生涯学習について	
9 スポーツについて	
＜参考：国の教育改革の動き＞	
第3章 基本理念と基本目標	18
1 基本理念 ～目指すべき人間像～	
2 基本目標	
第4章 取組の方向性と施策の基本方向	21
1 取組の方向性	
2 施策の基本方向	
第5章 基本方向ごとの施策	31
基本方向1	
チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する	32
＜小・中学校＞	
1 知・徳・体に共通する課題・対策	32
対策1-（1）学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	
対策1-（2）地域との連携・協働の推進	
対策1-（3）外部・専門人材の活用の拡充	
対策1-（4）障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	
2 「知」の課題・対策	38
対策2-（1）学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築	
対策2-（2）教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築	
対策2-（3）児童生徒の学習の質・量の充実	
対策2-（4）児童生徒の学習意欲を高めるための機会の確保	
3 「徳」の課題・対策	43
対策3-（1）規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進	
対策3-（2）生徒指導上の諸問題の未然防止のための仕組みの構築	
対策3-（3）生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	
4 「体」の課題・対策	47
対策4-（1）体育授業の改善	
対策4-（2）健康教育の充実	
対策4-（3）運動部活動の充実	
＜高等学校・特別支援学校＞	
1 知・徳・体に共通する課題・対策	51
対策1-（1）学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	
対策1-（2）大学や企業との連携・協働の推進	
対策1-（3）外部・専門人材の活用の拡充	
2 「知」の課題・対策	54
対策2-（1）義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実	

対策2-(2) 多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実	
対策2-(3) 思考力・判断力・表現力の育成に向けた組織的な取組の推進	
対策2-(4) 特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実	
3 「徳」の課題・対策	59
対策3-(1) 規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進	
対策3-(2) 生徒指導上の諸問題の未然防止のための仕組みの構築	
対策3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	
対策3-(4) 目的意識の醸成や社会性の育成に向けた組織的な取組の充実	
対策3-(5) 社会参加に向けた意欲の醸成や社会性を育む組織的な取組の充実《特別支援学校》	
4 「体」の課題・対策	63
対策4-(1) 体育授業の改善	
対策4-(2) 健康教育の充実	
対策4-(3) 運動部活動の充実	

基本方向2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する…66

1 知・徳・体に共通する課題・対策	66
対策1-(1) 保護者に対する啓発の強化	
対策1-(2) 学校や地域の力による家庭の教育力の補完	
対策1-(3) 保護者の経済的負担の軽減	
対策1-(4) 高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援の充実・強化	
対策1-(5) ネット問題に対する県民運動の推進	
2 「知」の課題・対策	70
対策2-(1) 放課後等における学習の場の充実	
対策2-(2) 厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない	
3 「徳」の課題・対策	72
対策3-(1) 地域全体で子どもを見守る体制づくり	
対策3-(2) 専門人材、専門機関との連携強化	
4 「体」の課題・対策	75
対策4-(1) 運動・スポーツの機会の提供	
対策4-(2) 保護者に対する啓発の強化	
対策4-(3) 欠食がみられる子どもへの支援	
5 就学前における課題・対策	77
対策5-(1) 保育者の親育ち支援力の強化	
対策5-(2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実	
対策5-(3) 保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実	

基本方向3

就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる…80

対策(1) 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立	
対策(2) 保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化	
対策(3) 保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化	
対策(4) 保幼小の円滑な接続の推進	
対策(5) 発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実	

基本方向4

県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る…84

対策(1) 県と市町村教育委員会との連携・協働の推進	
対策(2) 教育的風土の醸成に向けた取組の推進	

基本方向5

安全・安心で質の高い教育環境を実現する…86

対策(1) 南海トラフ地震等の災害に備えた取組の推進	
対策(2) 教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編の推進	
対策(3) 校種間の連携・協働の推進	
対策(4) 教育の情報化の推進	

基本方向 6

生涯にわたって学び続ける環境をつくる	91
対策（1）生涯学習の推進体制の再構築	
対策（2）新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実	
対策（3）子どもも大人も学び合う地域づくり	

基本方向 7

文化財の保存と活用を図る	95
対策（1）高知城の保存管理と整備の推進	
対策（2）文化財の保存と活用の推進	
対策（3）埋蔵文化財の発掘調査・保護の推進	

基本方向 8

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る	97
1 子どもの運動・スポーツ活動の充実	97
対策1-（1）幼児期の遊びを通じた運動機会の充実	
対策1-（2）学校の体育授業及び体育的活動の充実	
対策1-（3）ジュニアスポーツ指導者の指導力の向上	
対策1-（4）運動部活動の充実	
対策1-（5）子どもたちの多様な運動・スポーツ機会の提供	
2 競技力の向上	101
対策2-（1）ジュニアから一貫した指導体制の確立	
対策2-（2）優秀な選手の発掘・育成と効果的な種目変更ができる体制づくり	
対策2-（3）トップ選手の重点的な強化	
対策2-（4）指導者の資質向上と優秀な指導者の招へい・受入れ	
対策2-（5）スポーツ医・科学の効果的な活用	
対策2-（6）運動部活動の充実	
対策2-（7）多様な競技スポーツ活動の充実	
3 地域における運動・スポーツ活動の活性化	106
対策3-（1）地域の実情に応じた効果的・継続的な取組の展開	
対策3-（2）女性がスポーツに参加しやすい環境づくり	
対策3-（3）地域のスポーツ活動の活性化に向けた公共施設の有効利用	
対策3-（4）スポーツの魅力や価値を認識することができる機会の提供	
4 障害者スポーツの充実	109
対策4-（1）障害者スポーツを取りまとめる組織体制の充実	
対策4-（2）特別支援学校・学級における運動・スポーツ活動の充実	
対策4-（3）障害者スポーツ指導者の育成	
対策4-（4）障害者スポーツのトップ選手の重点強化	
対策4-（5）身近な地域におけるスポーツ参加機会の提供	
5 スポーツ施設・設備の整備	112
対策5-（1）拠点となるスポーツ施設の整備	
対策5-（2）スポーツ活動をサポートするための施設・設備の整備	
対策5-（3）地域のスポーツ施設の整備	

第6章 事業実施計画	113
-------------------------	-----

参考資料	344
-------------------	-----

第1章 第2期高知県教育振興基本計画の策定について

1 位置付け

この第2期高知県教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めたものです。

基本計画では、平成21年9月策定の高知県教育振興基本計画に基づく取組の成果や課題、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規定に基づき定められた本県の「教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「大綱」という。）の内容等を踏まえて、高知県教育委員会が所管する施策の具体的な事業計画（何を、いつ、誰が、どのような形で実施していくのか）までを定めました。

2 基本計画の期間

基本計画の期間は、大綱の期間に合わせて、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

3 基本計画の進捗管理

基本計画に掲げた施策の進捗状況等については、第3章の基本目標の達成状況や第5章の施策群ごとの指標を毎年度点検・検証しながら、高知県教育振興基本計画推進会議（仮称）において協議、確認を行います。

なお、この基本計画に定める施策等については、国の教育改革の動向や施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行います。

第2章 高知県の教育等の現状と課題

1 人口減少、少子化、高齢化の進行

本県の人口は、1956年（昭和31年）の88万3千人をピークに、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出などの影響により減少を始め、1970年（昭和45年）に一旦は下げ止まり増加に転じたものの、出生数の減少などの影響により1986年（昭和61年）に再び減少に転じ、2015年（平成27年）には73万1千人となっています。

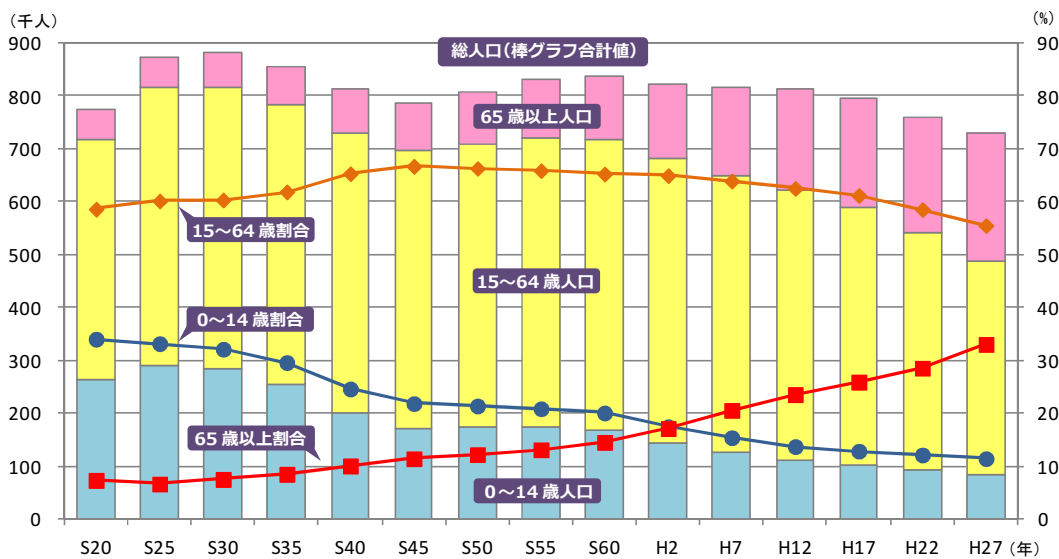
本県では、平成2年から、全国に約15年先行する形で、出生数が死亡数を下回る人口の自然減の状態が続いています。出生数が減少した要因としては、高度経済成長期などを中心として多くの若者が県外に流出し、若い女性の数そのものが減少したことと、非婚化・晩婚化の進行、経済的な理由、子育てに対する負担感の増大などによる出生率の低下が挙げられます。

また、転出が転入を上回る人口の社会減は、平成13年から14年連続で続いており、特に、15～24歳の若者の県外への転出が多くなっています。

こうした状況を背景に、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少する一方で、65歳以上の老年人口は増加を続けており、全国に約10年先行して高齢化が進んでいます。

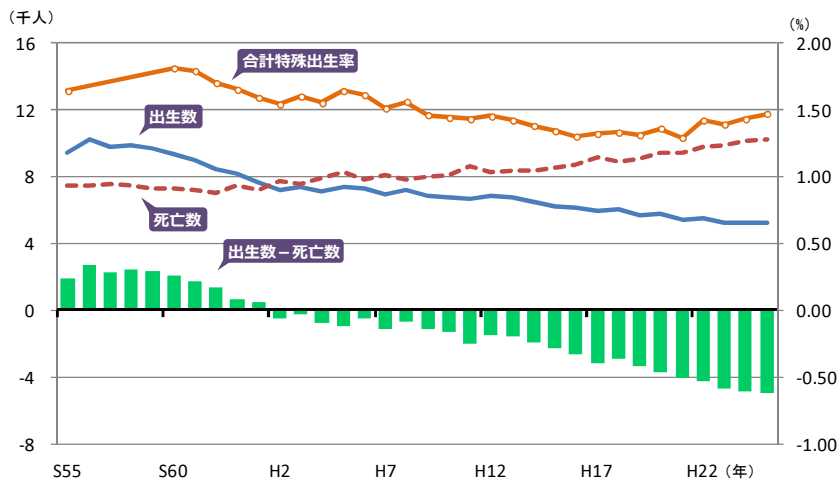
「人口減少が経済規模の縮小を引き起こし、それが若者の県外流出につながり、ますます過疎化・高齢化が進行することで、少子化が加速し、更なる人口減少につながる」という負の連鎖を招いています。県ではこうした状況の改善に向けて、「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略〈平成27年度版〉」を策定し、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」の実現を目指して各分野での取組を積極的に進めています。

■ 高知県の人口及び年齢3区分別人口の推移



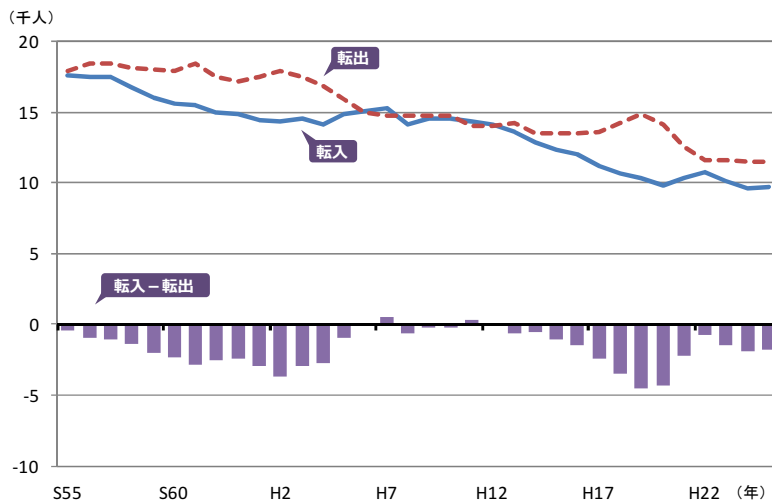
総務省「国勢調査」

■ 自然増減と合計特殊出生率の推移



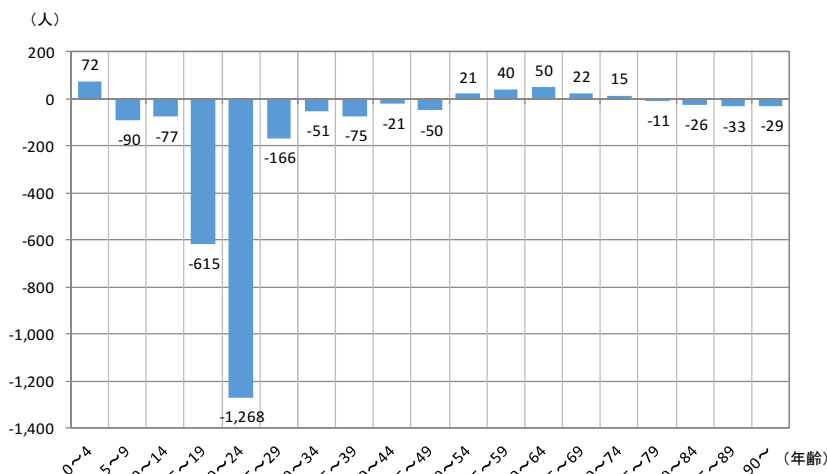
厚生労働省「住民基本台帳人口動態調査」

■ 社会増減の推移



総務省「住民基本台帳人口移動報告」

■ 年齢階級別の社会増減の状況 (2014年(平成26年))



総務省「住民基本台帳人口移動報告」

2 子どもたちの知・徳・体について

(1) 知の分野について

①小・中学校の学力について

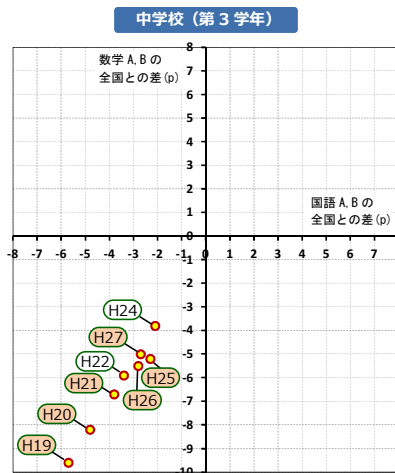
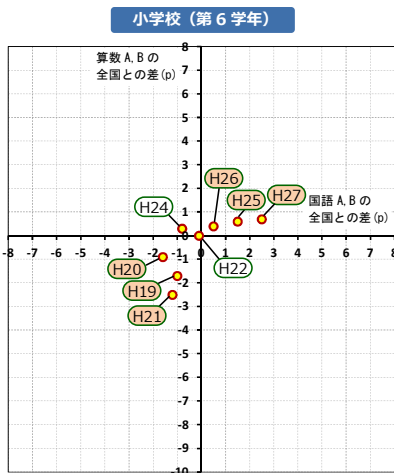
県教育委員会では全国と比較して厳しい状況にあった本県の子どもたちの知・徳・体の向上に向けて、平成 21 年 9 月に「高知県教育振興基本計画」を、平成 24 年 3 月には「高知県教育振興基本計画重点プラン」(以下「重点プラン」という。)を策定し、学力については「小学校の学力は全国上位に、中学校は全国平均まで引き上げる」ことを目標に掲げ、さまざまな取組を進めてきました。

その結果、平成 27 年度の全国学力・学習状況調査の結果において、小学校の学力は、国語の基礎知識を問う A 問題で全国平均を 3.4 ポイント上回るなど、全国上位にまで向上してきました。

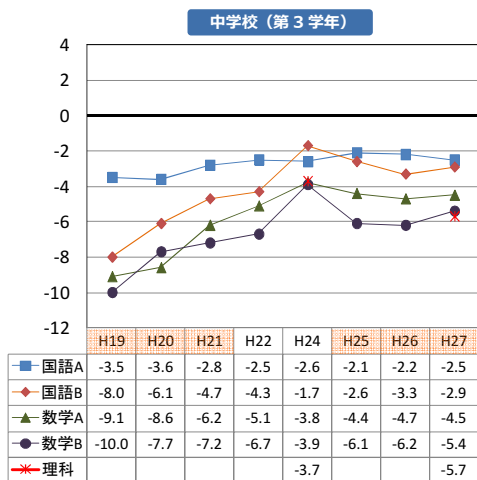
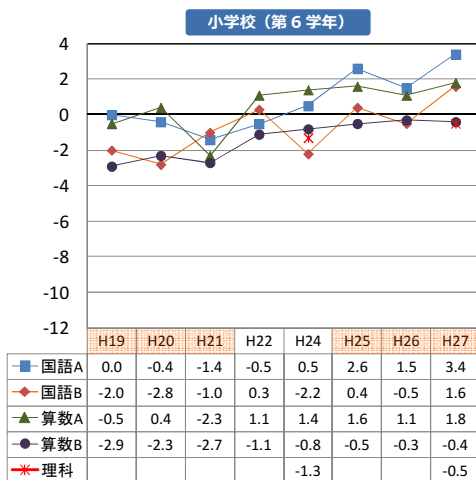
一方で、小・中学校ともに、思考力・判断力・表現力などを問う B 問題に関しては弱さが見られますし、中学校の学力は、国語・数学ともに全国平均を下回っており、平成 19 年度から続いていた学力の改善傾向も、平成 25 年度からは足踏み状態が続いています。

■全国学力・学習状況調査結果 (H19~H27 年度)

◇本県と全国の平均正答率の差



◇本県と全国の平均正答率の差(教科、問題別)



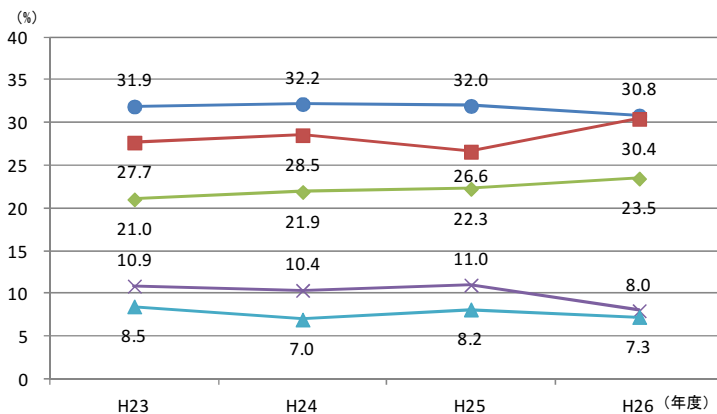
※平成 22・24 年度は抽出調査、平成 23 年度は東日本大震災の影響により全国調査は未実施

②高等学校の学力について

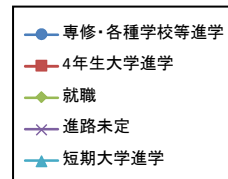
公立高等学校卒業者の進路の状況については、平成26年度の4年制大学進学割合は30.4%と前年に比べ3.8ポイント増加し、進路未定の割合は8.0%と前年に比べ3.0ポイント減少しています。また、就職内定率が着実に改善してきたことにあわせ、県内就職者の割合も上昇傾向にあり、平成24年度以降は60%を超えています。

一方で、県立高等学校36校で実施した平成27年度学力定着把握検査の結果をみると、学習内容が十分定着しておらず、進学や就職の際に困難が生じることが予測される生徒の割合（以下「D3層の生徒の割合」という。）が、9月に行われた2回目の調査では、1年生は全体の19.6%、2年生は13.5%という厳しい状況となっています。また、1日の家庭学習時間については、2年生の46.3%が「ほとんど学習しない」と回答しています。高等学校に入学することが目標となって、学ぶことの意義や将来の目標を持っていない生徒が多いことが、このような状況につながっているものと思われます。

■公立高等学校卒業者（全日・定時・通信制）の進路状況

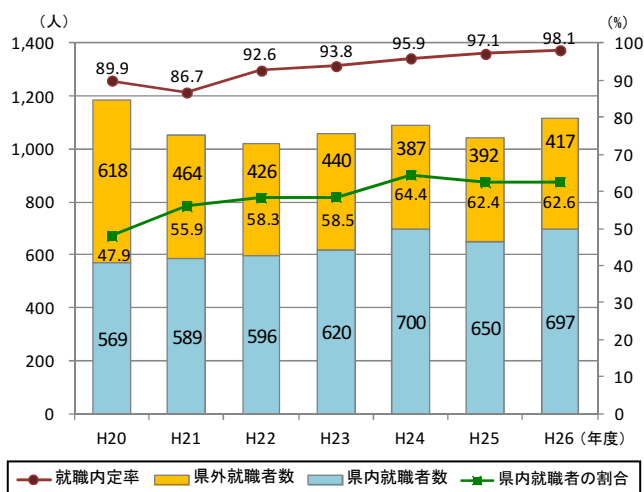


※就職については高知県就職対策連絡協議会調べ、進学については高知県進学協議会（H24まで）、高等学校課（H25以降）調べによる
 ※就職率・進学率は、公立高校卒業生全体に占める割合
 ※進路未定には、具体的な進学・就職先が未定の生徒、パート・アルバイト等の生徒も含む



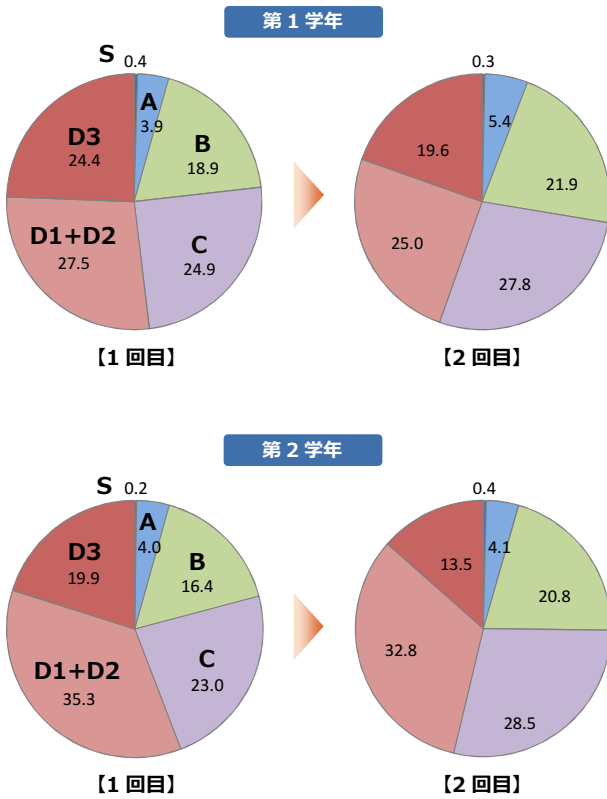
高知県就職対策連絡協議会、高知県進学協議会、高等学校課調査

■公立高等学校卒業者（全日・定時制）の就職の状況



高知県就職対策連絡協議会、高等学校課調査

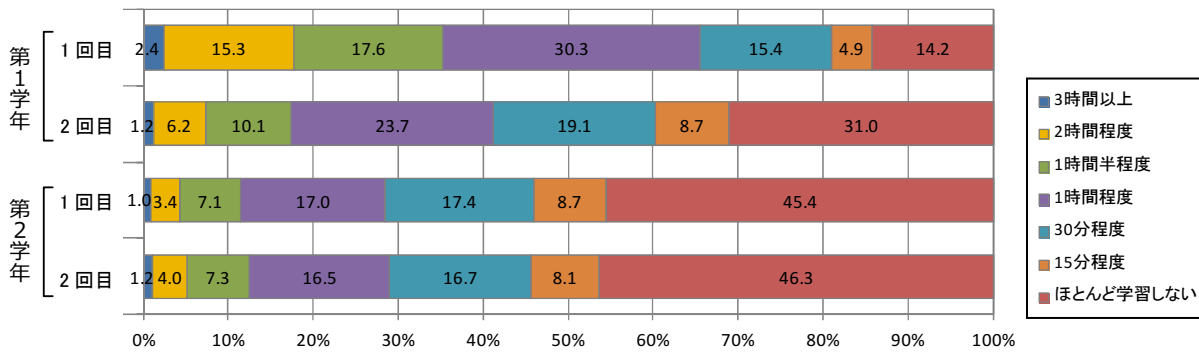
■平成 27 年度学力定着把握検査結果



※県立高校 36 校（全日制及び昼間部）で実施
 ※数値は学力定着把握検査 I（30 校）と学力定着把握検査 II（高 1：1・2 回目 6 校、高 2：1・2 回目 5 校）の結果を合わせたもの
 ※1 回目は 4 月、2 回目は 9 月に実施
 ※評価尺度である学習到達ゾーンの内容は下表のとおり

学習到達ゾーン (GTZ)	進路選択肢	
	進 学	就 職
sゾーン	S1	難関大学合格レベル (最難関大はS1)
	S2	
	S3	
Aゾーン	A1	上場企業などの大手の就職筆記試験や公務員試験に対応できるレベル
	A2	
	A3	
Bゾーン	B1	公立大学合格レベル(一般入試) 国公立大の推薦入試に合格可能で、私立大の一般入試では、選択肢が広がるレベル
	B2	
	B3	
cゾーン	C1	就職筆記試験における平均的評価レベル 私大・短大・専門学校一般入試に対応可能なレベル
	C2	
	C3	
Dゾーン	D1	就職試験に必要な最低限のラインはクリアしているが、仕事をする上で支障が出ることが多い 筆記試験が課される企業では不合格になることが多い
	D2	
	D3	

■高校生の 1 日あたりの学習時間 (H27 年度)



※学力定着把握検査 I の実施校 (30 校) での調査結果

県高等学校課調査

(2) 徳の分野について

重点プランでは、暴力行為や不登校、中途退学の状況について、全国平均まで改善することを目標に、キャリア教育や道徳教育をはじめ、子どもに内在する力や可能性を引き出すことに力点を置いた生徒指導を推進してきました。

平成 26 年度の全国調査の結果をみると、高等学校の不登校や中途退学については一定改善がみられますが、暴力行為や小・中学校の不登校が増加傾向にあるなど、依然として厳しい状況が続いています。

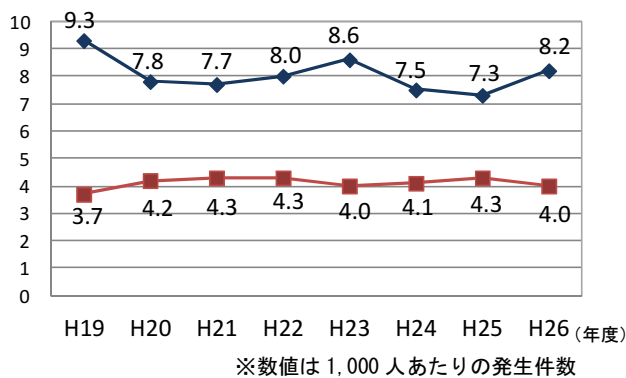
暴力行為は、全国平均を上回る状況で推移しており、特に中学校で多く発生する状況が続いています。また、小学校においても急増しており、暴力行為の低年齢化が危惧されています。

不登校は、学年が上がるにつれて増加する状況が続いており、特に中学校 1 年生で急増する傾向にあります。

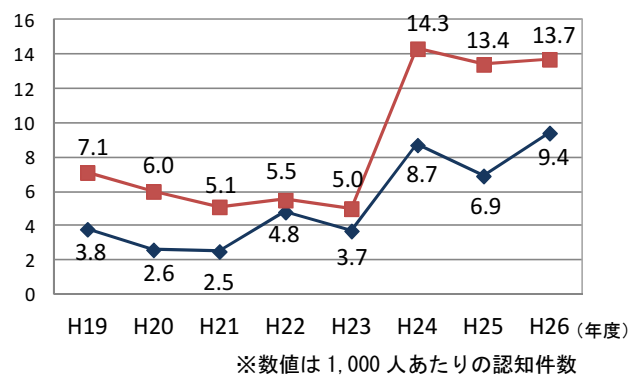
いじめの認知件数は、平成 24 年度に他県で発生したいじめ事件をきっかけにいじめに対する教職員の危機感が高まってきたことで増加し、その後は一定の水準で推移しています。

■ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果 (H19~26 年度)

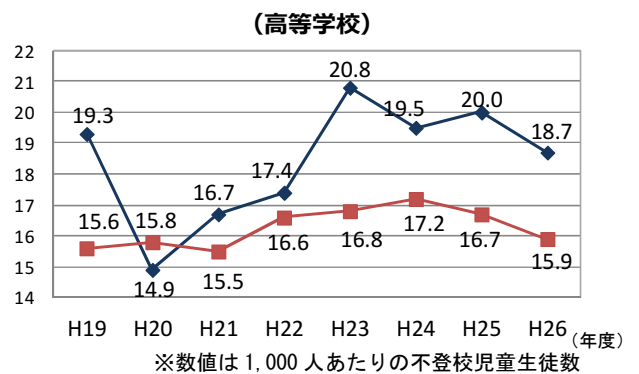
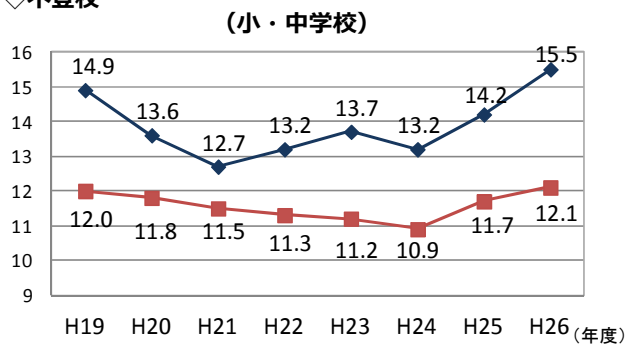
◇ 暴力行為 (小・中・高等学校)



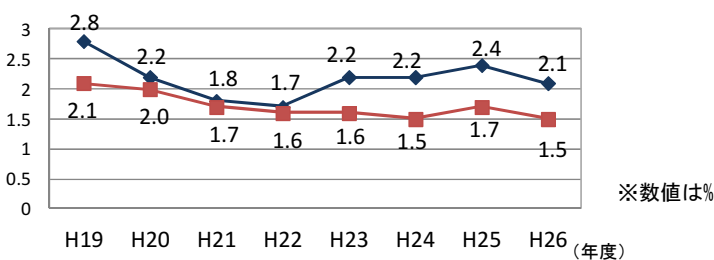
◇ いじめ (小・中・高・特別支援学校)



◇ 不登校



◇ 中途退学



◆ 高知県 (国公立)
◆ 全国 (国公立)

(3) 体の分野について

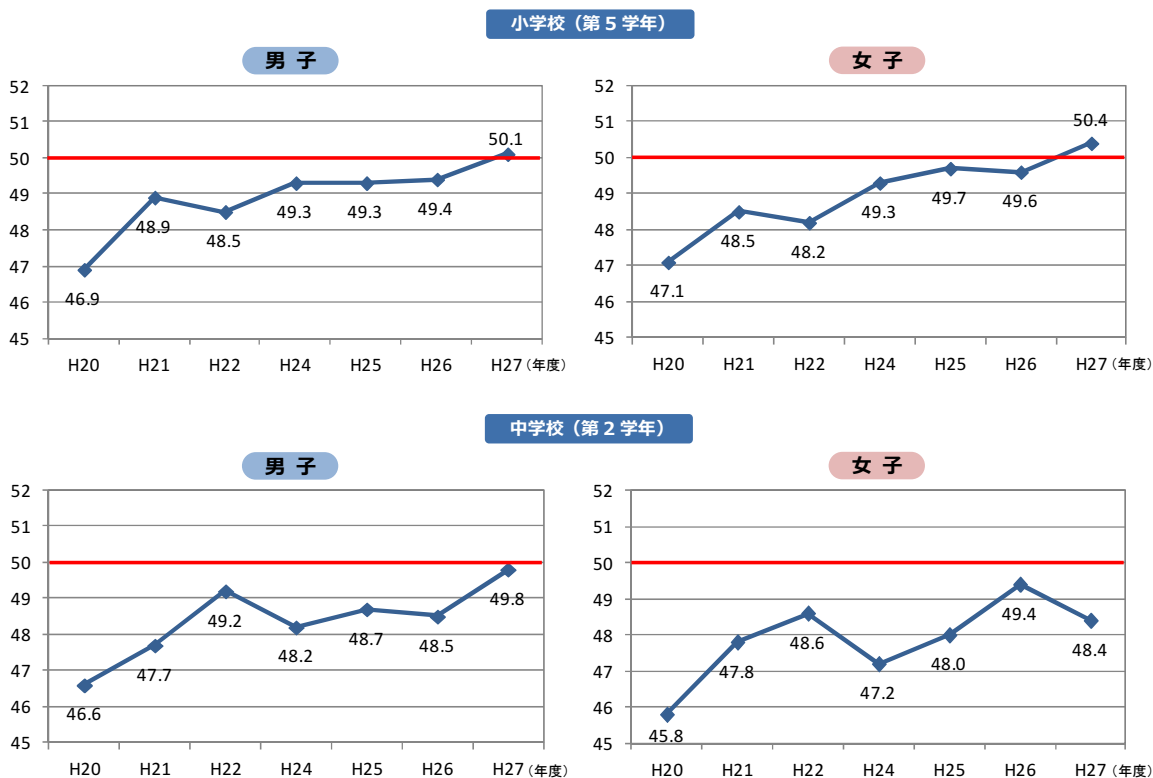
小・中学校の体力・運動能力については、平成 20 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、男女ともに全国最低水準でしたが、平成 27 年度の調査結果では、小学校は男子、女子ともに重点プランの目標である全国平均を初めて上回り、中学校男子もほぼ全国平均に達しています。中学校女子についても、全国平均には届いていませんが、過去 3 番目に高い結果となっており、全体的にみて上昇傾向にあるといえます。

しかし、小・中学校ともに 1 週間の総運動時間が全国と比べて少ないなど、運動習慣が十分に定着していない状況がみられます。特に、中学校女子では、1 週間の総運動時間が 60 分未満の生徒の割合が全国平均よりかなり高くなっています。

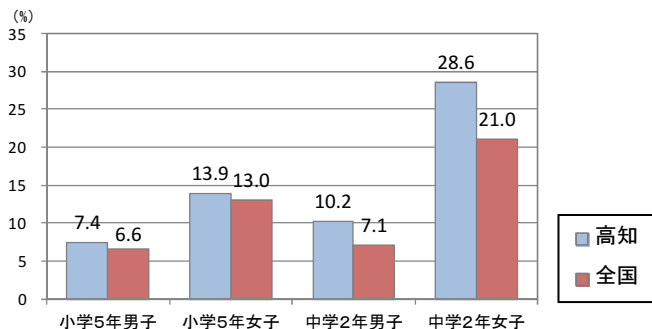
■全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果 (H20~27 年度)

◇体力合計点 (8 種目の実技の総合点) の推移

※平成 23 年度は東日本大震災の影響により全国調査は未実施
※数値は T 得点 (全国平均=50)



◇1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合 (H27 年度)



3 子どもたちを取り巻く厳しい環境について

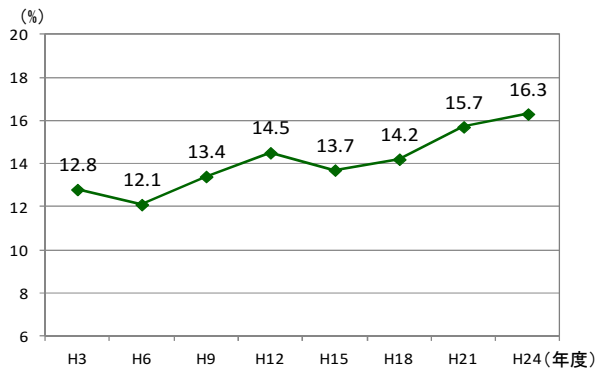
日本における子どもの貧困率は、平成24年には16.3%（子どもの約6人に1人）と過去最悪の状況になっています。生活保護被保護率や、就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい経済状況にある子どもの割合は更に高いことが推測されます。（※ひとり親家庭の貧困率は子どもがいる現役世帯全体の貧困率の約4倍と厳しい状況にあります。）

こうした家庭の厳しい経済状況や生活環境等を背景として、県内では多くの子どもたちが、学力の未定着やいじめ、不登校、虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

※子どもの貧困率

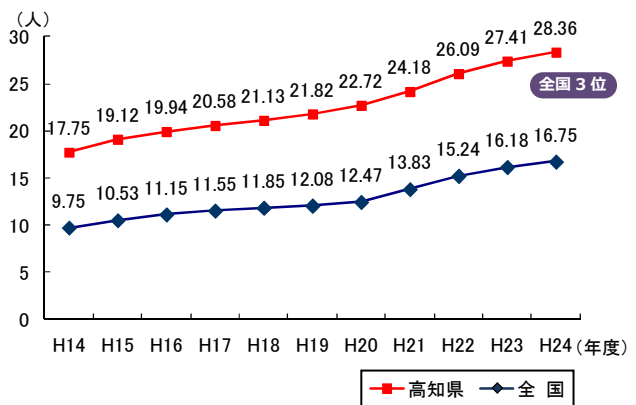
17歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子供の割合

■子どもの貧困率の推移（全国平均）



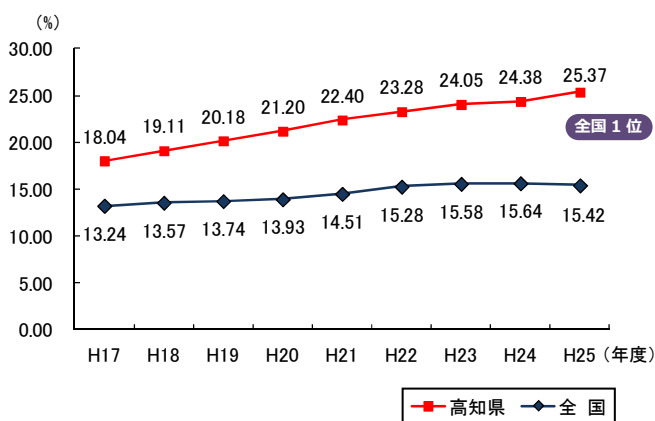
厚生労働省「国民生活基礎調査」

■生活保護被保護実人員（人口千人当たり）の推移



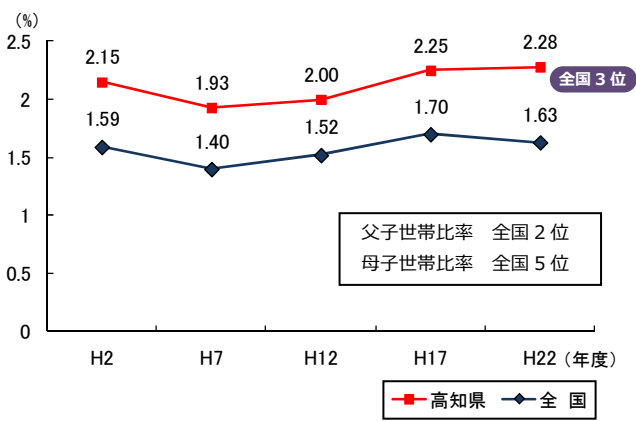
総務省「社会生活統計指標」

■就学援助率※の推移



※就学援助率＝要保護・準要保護児童生徒数合計／公立小中学校児童生徒総数
文部科学省「就学援助実施状況調査」

■ひとり親世帯比率※の推移



※ひとり親世帯比率＝ひとり親世帯数／総世帯数

総務省「国勢調査」

4 学校と地域との連携について

子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中で、学校が抱える課題も多様化・複雑化しており、学校だけでは解決が困難な状況が出てきています。こうした状況の中では、学校と地域が連携して、社会全体で子どもたちを見守り育てていくことが必要です。

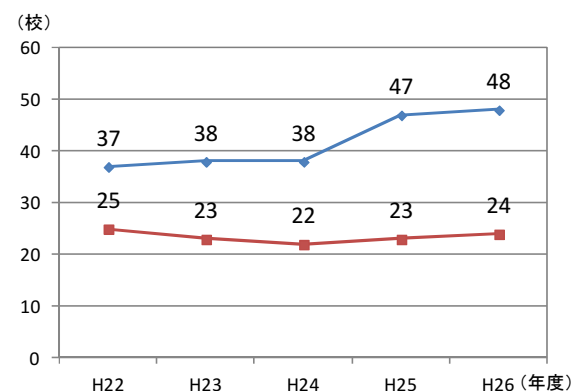
このため、県ではこれまで学校と地域が一体となった教育支援の展開に向けて学校支援地域本部の立ち上げ支援や、放課後児童クラブ等の子どもたちの放課後における安全で安心な居場所づくりに取り組んできました。

平成 27 年度は、25 市町村に 92 の学校を支援する 43 の地域本部が設置され、地域の方々の参画により、学習支援や登下校時の安全指導、環境整備等の教育支援が充実してきています。

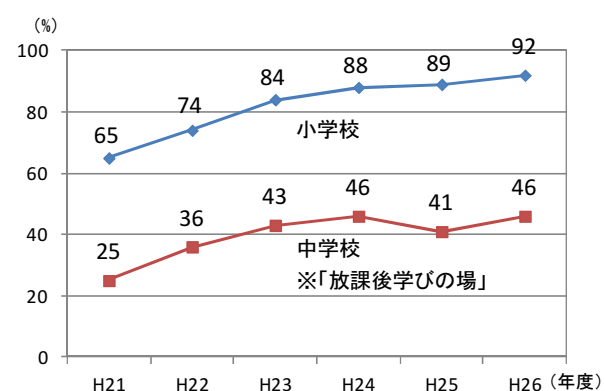
また、平成 26 年度に小学校の 92%、中学校の 46%に設置された「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ」「放課後学習室」などの安全・安心な居場所で、さまざまな体験・交流・学習活動が行われています。

■ 学校支援地域本部設置学校数及び放課後子どもプラン実施率

◇ 学校支援地域本部を設置している学校数



◇ 小学校区・中学校区における放課後子どもプラン実施率



県生涯学習課調査

5 就学前の教育・保育について

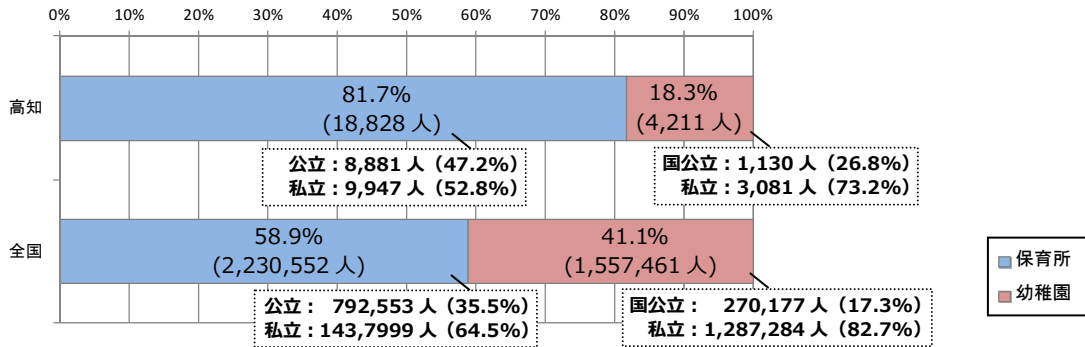
本県の保育所・幼稚園に入所・入園している乳幼児のうち、82%が保育所、18%が幼稚園を利用しており、全国と比べて保育所の利用割合が高くなっています。また、保育所に入所している乳幼児の 53%は私立保育所を、幼稚園に入園している幼児の 73%は私立幼稚園を利用しています。

各園では、保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた具体的な指導方法に基づく教育・保育が十分に実践されていない状況がみられます。

また、就学前と小学校の教育の違いが保育者や教員に十分に認識されておらず、このことが小学校入学後に、集団行動ができない、授業中に座ってられないなどといった、いわゆる小1プロブレムにもつながっていると考えられます。

さらに、発達障害等の特別な支援が必要な乳幼児の増加や障害の多様化が進んできたことで、保育者には、より専門的な指導・支援方法の習得が求められるようになってきています。

■ 児童の保育所・幼稚園の利用状況（H26年度）



保育所運営状況等調査、学校基本調査

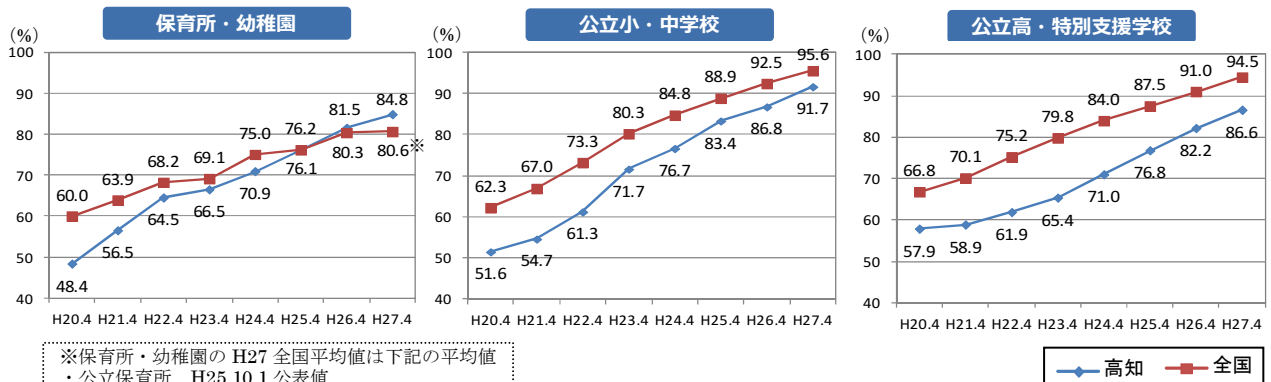
6 南海トラフ地震対策について

近い将来、高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震に備えて、県では学校施設等の耐震化などハード面の対策と、防災教育の充実などソフト面の対策を積極的に推進してきました。

県立学校の耐震化については、平成28年度の早期に完了します。また、平成27年度末で、市町村立学校については95.0%、保育所・幼稚園等については88.1%の耐震化率となります。

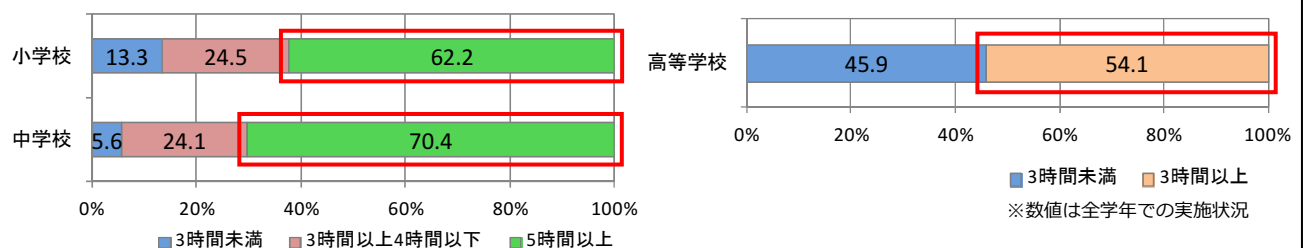
県が作成した「高知県安全教育プログラム」を使用した防災教育は、さまざまな時間を活用して、全ての学校で実施されていますが、防災教育そのものは教育課程上の位置付けがなく、授業時間の確保が難しいこともあり、平成26年度においては、県が独自に小・中学校で目標設定した年間5時間以上の防災の授業を全学年で実施している学校の割合は、小学校は62.2%、中学校は70.4%、高等学校で目標設定した年間3時間以上については54.1%にとどまっています。

■ 学校施設等の耐震化率



県学校安全対策課調査

■ 「安全教育プログラム」(平成25年5月全教職員配付)を使用した防災教育の実施率



県学校安全対策課調査

7 学校・教職員について

(1) 児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について

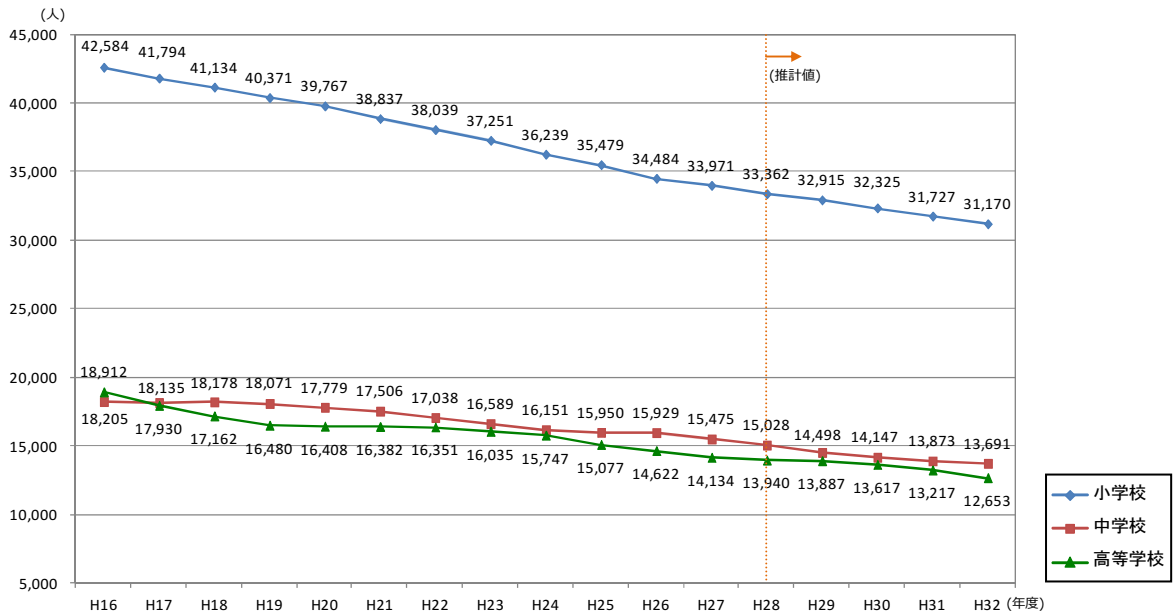
少子化の進行や転出人口の増加に伴い、県内の児童生徒数は減り続けています。平成18年に76,474人であった公立小・中・高等学校の児童生徒数は、平成27年5月現在、63,580人まで減少しています。さらに平成32年には約57,500人まで減少することが予測されています。

児童生徒数の減少に伴い、県内では学校の統廃合が進んでおり、公立小・中学校の数は、平成18年から平成27年までの10年間で77校減少しています。

県立学校については、平成26年度に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、須崎工業高等学校と須崎高等学校及び高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の統合に向けて取組を進めています。

児童生徒数が更に減少していく中で、それぞれの地域の実情も踏まえながら、各学校の教育の質の維持・向上を図るために、小規模校が抱える課題を克服していくことなどが必要となっています。

■公立小・中・高等学校の児童生徒数の推移



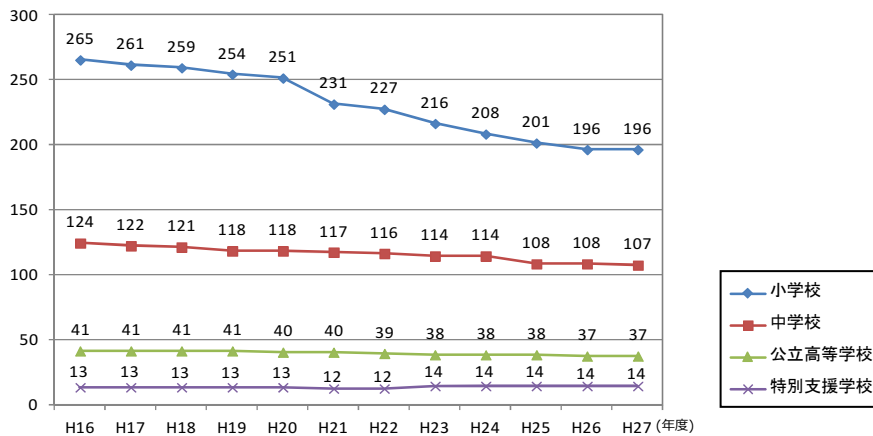
小・中学校について

※平成17～27年度は各年度5月1日現在の児童生徒数
 ※平成28年度は平成27年9月10日現在の推計値
 ※平成29～32年度は平成27年5月1日現在の推計値

高等学校について

※数値は全日制、定時制、通信制(併修制含む)の総生徒数
 (各年度5月1日現在の児童生徒数)
 ※平成28～32年度は平成27年5月1日現在の推計値

■公立小・中・高・特別支援学校数の推移 ※休校数は除く



県小中学校課・高等学校課調査

(2) 教職員の大量退職・大量採用について

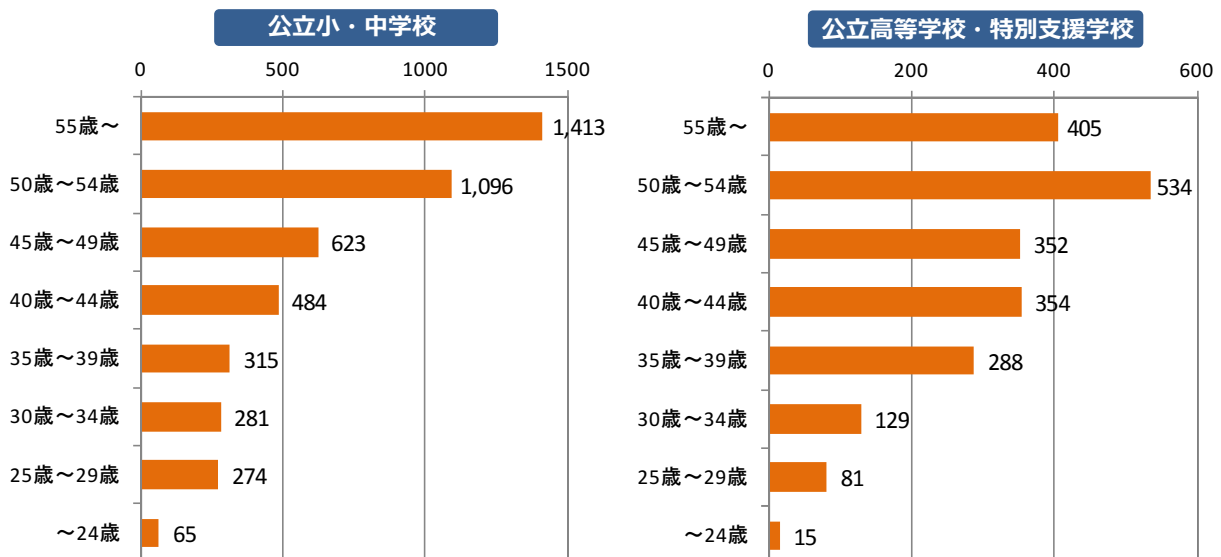
平成 27 年 5 月現在、県内の公立学校の教職員数は 6,709 人となっており、そのうち、50 歳以上の占める割合は約 51%で、40 歳未満は約 22%という偏った年齢構成になっています。

小・中学校は平成 27 年度から退職者が大幅に増加し、平成 28 年度から平成 36 年度までは、平成 33 年度をピークに毎年 200 人以上が退職する見込みとなっています。また、高等学校・特別支援学校においては、平成 33 年度から平成 37 年度までの間は毎年 100 人前後が退職する見込みです。

このように、本県は教職員の大量退職・大量採用時代を迎えており、大量採用によって急増していく若手教員の資質・指導力の向上が急務となっています。

■ 県内公立学校の教職員数*

※校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭（実習助手、寄宿舎指導員、充て指導主事、再任用職員含む）



県内公立学校の教職員総数 6,709 人 (H27.5.1 現在)
 50 歳以上の割合 51.4%
 40 歳未満の割合 21.6%

県教職員・福利課調査

8 生涯学習について

本県の生涯学習の状況について、平成 25 年度高知県県民世論調査の回答結果をみると、最近 1 年間で行った生涯学習の内容について、「健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）」が最も多く (24.1%)、「趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など）」(18.9%)、「教養的なもの（文学、歴史、科学、語学など）」が 9.3%と続いています。また、「生涯学習をしたことがない」が 35.3%と多くの割合を占めています。

生涯学習の振興を図るためには、それぞれの市町村、地域の団体、生涯学習機関等が活性化

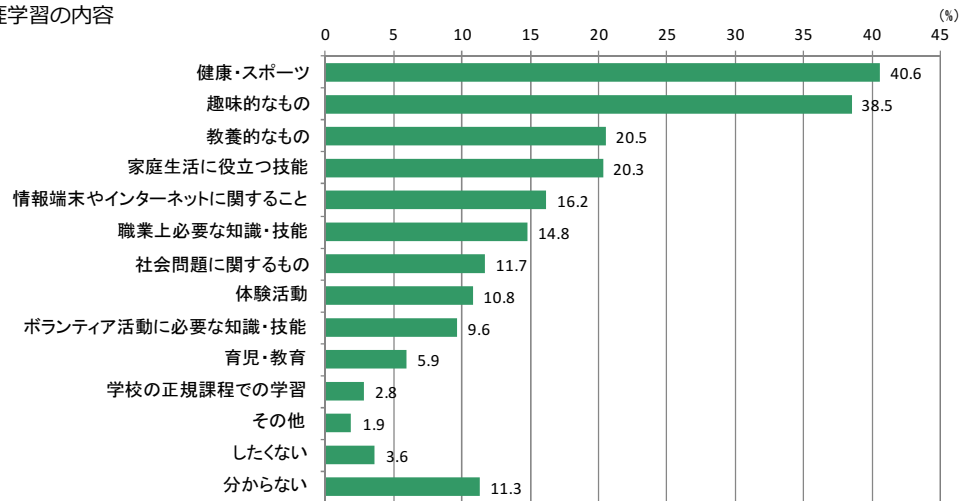
第2章 高知県の教育等の現状と課題

し、県民に充実した学びの機会を提供していくことが求められます。

しかし、社会教育の推進を中心的に担う社会教育主事や公民館主事の数は全国的にみても減少傾向にあり、また、少子化や高齢化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤が弱ってきています。

■生涯学習に関する県民の意識

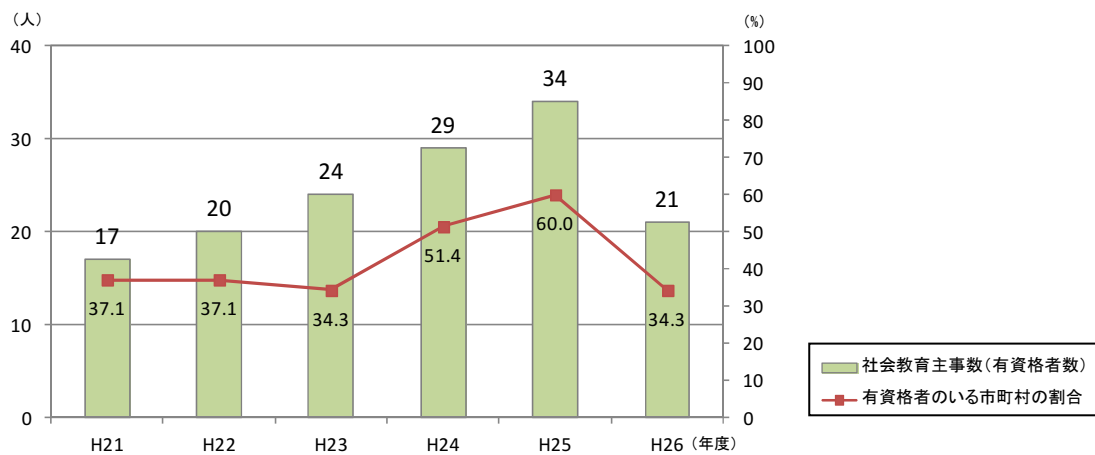
◇1年間で行った生涯学習の内容



※当てはまるものすべて選択

高知県「平成25年度県民世論調査」

■市町村教育委員会の社会教育主事数（有資格者数）の推移



県生涯学習課調査

9 スポーツについて

(1) 子どもの運動・スポーツ活動について

本県の子どもたちの体力・運動能力は向上傾向にありますが、幼児期における遊びを通じた運動経験の不足や、1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合が全国平均よりも高いなど、子どもたちに運動習慣が十分には定着していない状況にあります。

(2) 競技力について

国民体育大会での総合成績が全国最下位になるなど、全体的に競技力は低迷しており、競技力の向上を図る上で、優秀なジュニア選手を発掘し、中・長期的な視点に立って計画的に育成する体制や、トップレベルの選手を更にレベルアップさせるための体制が必要となっています。また、指導者の資質向上やスポーツ医・科学の活用など、選手や指導者を効果的にサポートする環境の整備も求められています。

中山間地域では、全体的に中・高等学校に設置される運動部の競技種目が限定される場合があります。また、部活動の加入率も低下していることなどから、競技人口の減少がみられます。また、専門的な指導ができるスポーツ指導者の不足やスポーツ施設が少ないことなどを背景に、活動できる競技に限られることや、身近な地域で継続的に運動やスポーツに参加する機会が少ないこと等の課題が生じています。

(3) 地域における運動・スポーツ活動について

職場でのレクリエーション活動の促進や、子育て中でもスポーツに参加しやすい環境づくりなどの取組が十分に行われておらず、成人のスポーツ実施率、特に働き盛りの年代のスポーツ実施率が他の年代に比べて低い状況にあるとともに、女性のスポーツ実施率が男性に比べて低くなっています。

(4) 障害者スポーツについて

障害者のスポーツ活動については、これまで、健康志向のレクリエーション的な活動が中心であったため、競技力向上に向けた育成強化が組織的に行われていない状況にあります。

障害者の生涯にわたる運動・スポーツ活動の基盤となる特別支援学校・学級の体育的活動については、障害の種別や程度によりさまざまな配慮が必要な場合が多く、より充実した活動を行うためには、多様な視点からの工夫・研究が必要です。

(5) スポーツ施設・設備について

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、スポーツ熱が高まる中、競技力の向上や、多様なスポーツ活動の広がりなどの観点から、安全で質の高いスポーツ活動が実践できるよう施設や設備の整備が求められています。

<参考：国の教育改革の動き>

国においては、日本の教育が直面するさまざまな課題に対処するとともに、これからの社会の変化を見据えた新たな教育を構築するために、平成 25 年 1 月に設置した教育再生実行会議からの八次にわたる提言等を踏まえ、教育改革の取組を推進しています。

(主な教育改革の取組)

○道徳の教科化

平成 27 年 3 月に道徳に係る学習指導要領が一部改訂され、小学校では平成 30 年度、中学校では平成 31 年度から、「考え、議論する」道徳科への質的転換を目指した「特別の教科 道徳」（道徳科）が実施されることとなっています。

○いじめ防止対策の推進

平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成 25 年 10 月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。

法施行後もいじめが関係しているとみられる子供の自殺が起きており、引き続き各学校現場の意識改革、取組の徹底が課題とされています。

国は、いじめを積極的に認知するよう通知等で指導助言しており、いじめの認知件数は増加しています（平成 26 年度 188,057 件、前年度より 2,254 件増加）。今後も積極的な認知を更に進め、法に基づく学校の基本方針や組織が実効的に機能するよう、取組状況の把握、検証を進めることとしています。

○教育委員会制度改革

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、首長との連携強化を図るとともに、地方教育行政における責任の明確化等の見直しを図る観点から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成 27 年 4 月に施行されました。

教育長と教育委員長を一本化した新教育長の設置により、第一義的な責任者が教育長であることが明確化されました。また、全ての地方公共団体に、首長が主宰し、首長と教育委員をメンバーとする「総合教育会議」が設置され、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能となりました。

○高大接続改革

平成 27 年 1 月に「高大接続改革実行プラン」が策定され、大学入学希望者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価するための大学入学者選抜の見直しなど、知識の暗記・再生に偏りがちで、「真の学力」が十分に育成・評価されていない傾向にある現状の高校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的な改革に向けた体系的かつ集中的な取組を進めていくこととしています。

○小中一貫教育の制度化

小学校と中学校の9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を制度化する改正学校教育法が平成28年4月から施行されます。

義務教育学校は地域の実情に応じ、学年の区切りを「4・3・2」「5・4」など、柔軟に変更できることとなります。従来の「6・3」制は、中学校に進学した際にいじめや不登校が増加する「中1ギャップ」や、子供の発達の早期化で、現状の学年の区切りでは対応できていない点などが課題に挙げられていました。

これらの課題解決や、学力の向上などのために、一部の自治体が既に小中一貫教育を実施しており、制度化により一貫教育の浸透を図ることとしています。

○次期学習指導要領の検討

我が国の子どもたちがこれからの社会を生き抜いていく上で必要となる資質・能力の明確化や、指導・評価の方法など、次期学習指導要領の改訂に向けた審議が行われています。

平成27年8月に出された教育課程企画特別部会の「論点整理」では「学校教育法が規定する三要素との関係を更に明確にし、育成すべき資質・能力の三つの柱に沿って各教科の指導改善等が図られるよう、評価の観点については、『知識・技能』『思考・判断・表現』『主体的に学習に取り組む態度』の3観点に沿った整理を検討していく必要がある」としています。

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念 ～目指すべき人間像～

(1) 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

グローバル化や情報化、少子・高齢化が急速に進むなど、社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自らの力で力強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたくようにするためには、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育てていくことが必要です。

<知・徳・体の育成すべき力>

- ◆知：基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲
- ◆徳：社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性
- ◆体：生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣

こうした知・徳・体の調和がとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を、家庭の保護者や地域、学校、市町村教育委員会、県教育委員会などが、それぞれの役割や責任を意識しながら力を合わせ、社会全体で子どもたちに身に付けさせていかなければなりません。

このため、1つ目の基本理念を「**学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち**」の育成とします。

(2) 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

我が国では、先の見えない変化の激しい時代の中で、課題に挑戦し、未来を切り拓く人材が求められています。

特に少子・高齢化が著しい本県が今後も活力を維持・向上していくためには、郷土への愛着と誇りを大切にしながら、グローバルな視点を持ち、高い志を掲げ、産業・経済や地域福祉、さらには、文化、コミュニティなど多くの分野で地域の将来を担う人材が求められています。

このため、「**郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材**」の育成を2つ目の基本理念とします。

2 基本目標

基本理念の実現に向けた第4章の「取組の方向性と施策の基本方向」に基づく取組の基本目標として、下記の数値目標を設定し、P D C Aサイクルに基づく進捗管理を徹底します。

(1) 知の分野の基本目標

①小・中学校

- 小学校の学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

※H27年度全国学力・学習状況調査結果（数値は全国平均正答率との差）

小学校：国語A +3.4 国語B +1.6 算数A +1.8 算数B -0.4

中学校：国語A -2.5 国語B -2.9 数学A -4.5 数学B -5.4

②高等学校

- 高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる

※H27年度学力定着把握検査結果（高校3年生4月）：30.4%

- 高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする

※H26年度卒業生に占める進路未定者の割合：8.0%

(2) 徳の分野の基本目標

- 生徒指導上の諸問題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する

※平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果

・暴力行為発生件数 千人あたり発生件数：8.2件（全国4.0件）

・不登校児童生徒数 千人あたり不登校数：小中15.5件（全国12.1件）

：高校18.7件（全国15.9件）

・中途退学率：2.1%（全国1.5%）

- 全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る

※H27年度全国学力・学習状況調査結果（各質問に対し肯定的な回答をした児童生徒の割合。（ ）は全国平均との差）

「自分には、よいところがあると思う」

小学校：77.3（+0.9） 中学校：69.4（+1.3）

「将来の夢や目標を持っている」

小学校：86.1（-0.4） 中学校：73.1（+1.4）

「学校のきまりを守っている」

小学校：91.2（+0.1） 中学校：93.8（-0.6）

「ものごとを最後までやりとげてうれしかったことがある」

小学校：94.1（-0.4） 中学校：94.1（-0.1）

「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」

小学校：97.0（+0.8） 中学校：94.4（+0.7）

「人の役に立つ人間になりたいと思う」

小学校：94.4（+0.7） 中学校：93.9（+0.2）

(3) 体の分野の基本目標

- 小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

※平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(数値はT 得点(全国平均=50))

小学校：男子 50.1 女子 50.4

中学校：男子 49.8 女子 48.4

第4章 取組の方向性と施策の基本方向

5つの取組の方向性

- (1) チーム学校の構築
- (2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援
- (3) 地域との連携・協働
- (4) 就学前教育の充実
- (5) 生涯学び続ける環境づくり

1 取組の方向性

第3章の基本理念や基本目標を実現していくためには、家庭や地域、学校、教育行政など、教育等に携わる全ての人や組織が、それぞれの役割や責任を認識した上で、力を合わせて子どもたちを育成していくことが必要です。

このため、教育等に携わる全ての人に日常的に意識していただくための取組の方向性として、下記の5つを定めます。

(1) チーム学校の構築

社会・経済が大きく変化し、学校を取り巻く課題も多様化・複雑化している中で、本県の子どもたちの知・徳・体を向上させていくためには、

- ・学校組織が少数の管理職と多数の教職員で構成されているため、課題への対応が個々の教職員により対症療法的に行われることが多く、組織としての取組が弱いこと
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、教員同士が連携した授業力の向上や生徒指導の充実に向けた取組が十分でないこと
- ・学校の課題が多様化・複雑化する中で、教員の専門性だけでは対応に限界があること
- ・学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員の多忙化により児童生徒と向き合う時間の確保に支障が生じていること

などの学校が抱える課題の解決に向けた取組を推進していくことが必要です。

こうした課題の解決に向けた取組として、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「**チーム学校の構築**」を推進していきます。

また、県教育委員会や市町村教育委員会などの教育行政は、県全域や地域の教育の課題を踏まえ、「チーム学校の構築」をはじめとする課題解決のための対策をきちんと学校や教員に示し、効果的・効率的に対策が実施されるよう学校や教員を支えていくことが必要です。

(2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援

我が国において大きな社会問題となっている子どもの貧困は、本県においては更に深刻であり、こうしたことを背景に、多くの子どもたちが虐待や学力の未定着、不登校といった困難な状況に直面しています。

このため、就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を講じるなど、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、「**厳しい環境にある子どもたちへの支援**」を徹底します。

(3) 地域との連携・協働

従来、子どもたちの成長を支えていた家庭や地域の教育力は、核家族化や地域コミュニティの希薄化などに伴い低下しています。

他方で、子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、特に、家庭の貧困など厳しい環境にある子どもたちへの支援については、学校にプラットフォームとしての役割が期待されているものの、学校だけでの対応には限界があります。このため、地域の方々にも子どもたちのことを知ってもらい、子どもたちも地域の方々を知っているという関係をつくりながら、地域と学校とが力を合わせて子どもたちを支え、育んでいただくことがますます求められてきています。

こうしたことから、学校と地域との連携を後押しするために、家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである学校支援地域本部の設置促進や活動の充実など、学校と「**地域との連携・協働**」を積極的に進めます。

(4) 就学前教育の充実

子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長のためには、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期に、質の高い教育・保育を受けることが重要です。

このため、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化など、「**就学前教育の充実**」を図ります。

(5) 生涯学び続ける環境づくり

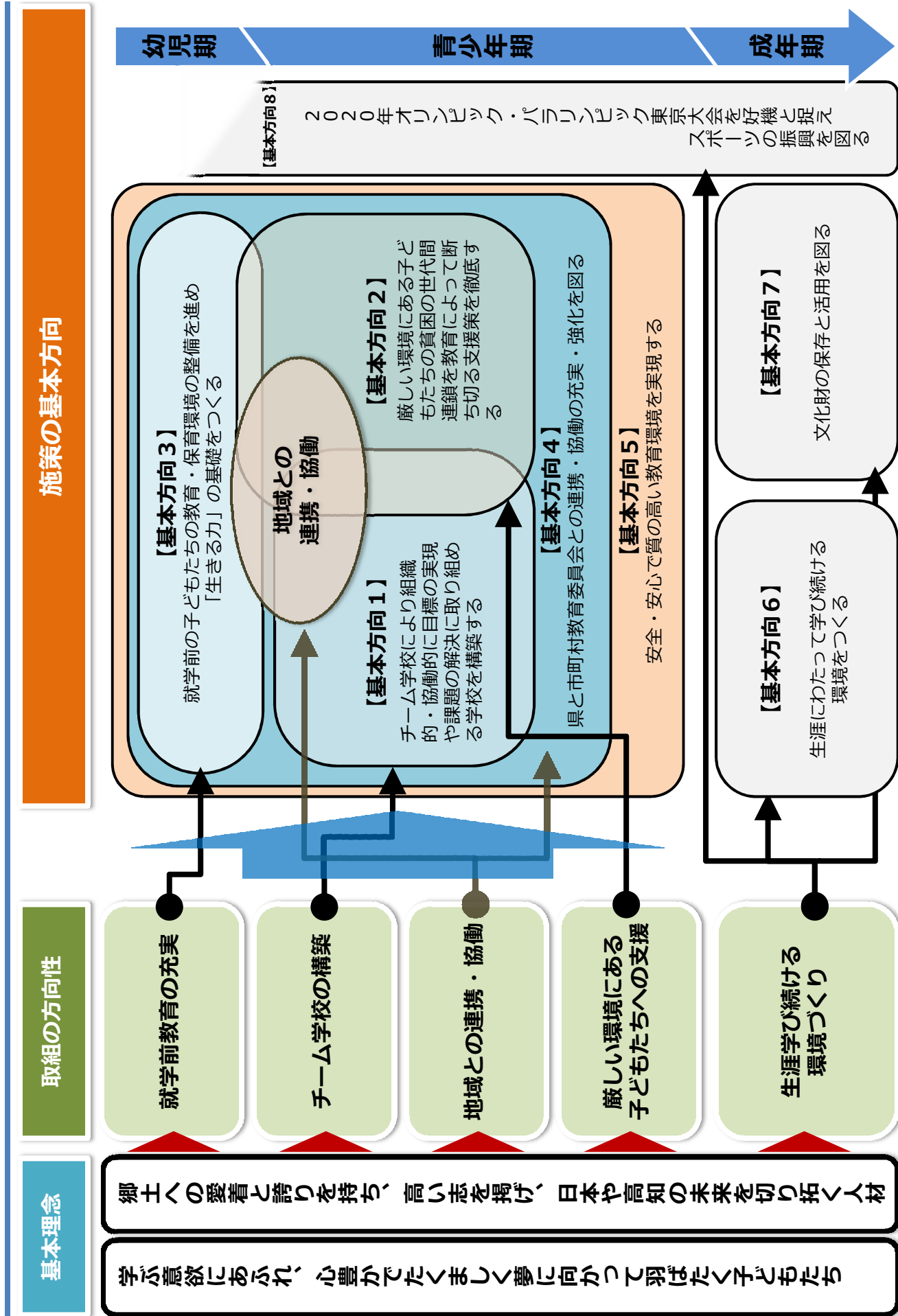
社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

こうした方向に沿って、「**生涯学び続ける環境づくり**」を推進します。

この5つの取組の方向性と「2 施策の基本方向」に掲げる8つの施策の基本方向に基づき具体的な取組を展開していきます。

5つの取組の方向性と8つの施策の基本方向との関係性は次ページの図のとおりです。

基本理念（目指すべき人間像）の実現に向けた取組の方向性・施策の基本方向【体系図】



2 施策の基本方向

基本方向 1	チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
基本方向 2	厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する
基本方向 3	就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる
基本方向 4	県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る
基本方向 5	安全・安心で質の高い教育環境を実現する
基本方向 6	生涯にわたって学び続ける環境をつくる
基本方向 7	文化財の保存と活用を図る
基本方向 8	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

(1) チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

学校が対応しなければならない課題は、複雑化・困難化している上に、子どもの貧困の問題や新たな教育課題への対応など、ますます重くなっています。

また、教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、ベテランの教員が少なくなり、経験の浅い若手教員の比率が急激に高まっています。

これに対し、学校の現状は、

- ・課題に対する対応が、個々の教員により対症療法的に行われることが多く、組織的・体系的に行われることが少ない
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、経験の浅い若手教員を学校の中で育てる仕組みづくりが十分でない
- ・課題の中には、教員の専門性だけでは対応が困難なことも増えている
- ・教員が授業以外に生徒指導、部活動など多くの業務を行っており、負担感・多忙感を感じているとともに、教員の中核的な業務である授業を改善するための授業研究や授業準備、個別指導のための時間など、子どもに向き合う時間の確保に支障が出ている

といったことが絡み合い、課題に十分な対応ができていません。

こうした現状を改善するためには、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材も活用して学校の目標の実現や課題の解決を図る「チーム学校」の取組を進めていくことが必要です。

こうした「チーム学校」の取組の推進にあたっては、学校と地域との連携・協働の体制を構築し、学校と地域が力を合わせて取り組んでいかなければなりません。

具体的には、

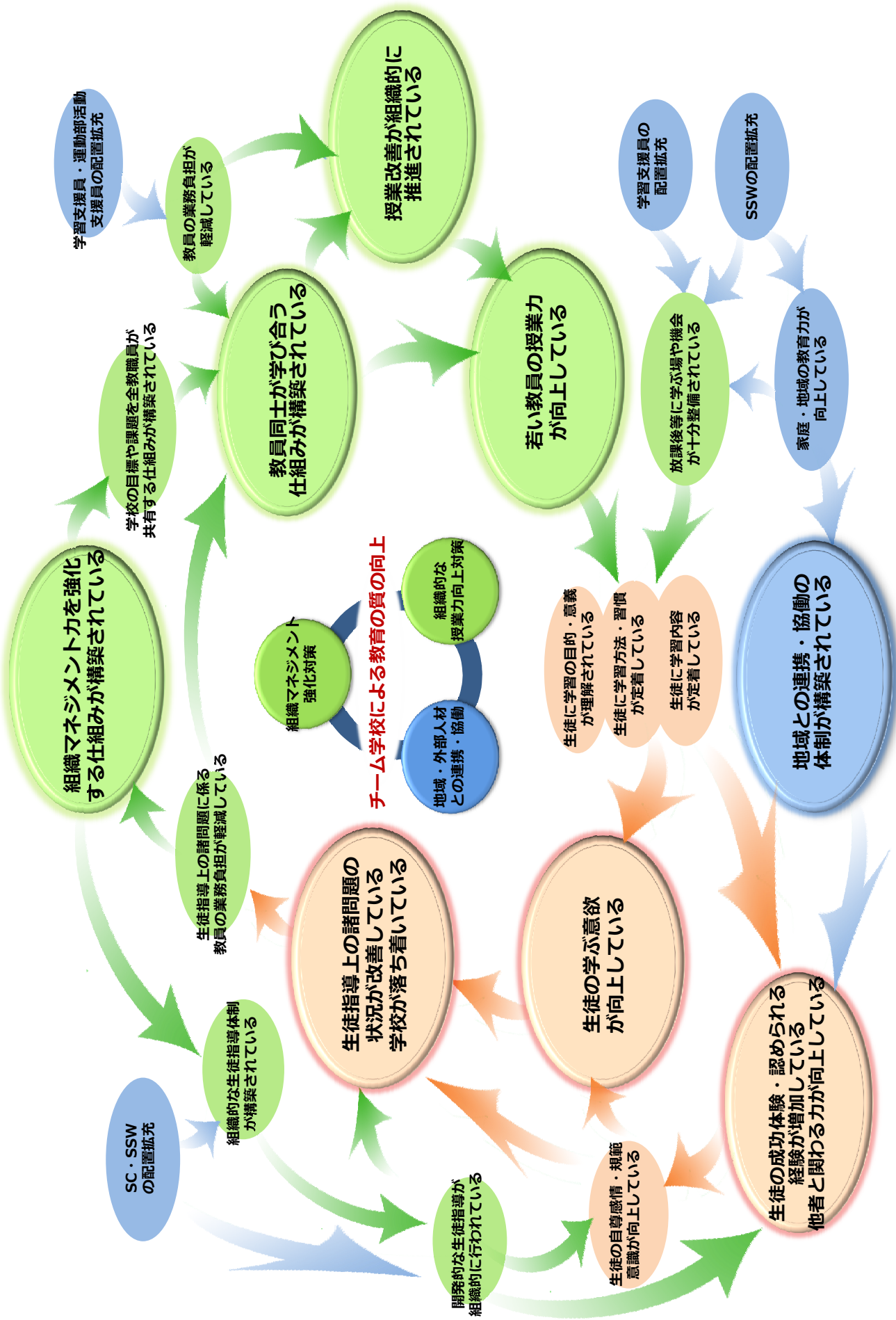
- ①学校の組織マネジメント力を強化し全教職員が学校の目標や課題を共有しながら方向性を合わせた取組を推進するために、学校経営計画の充実とその実現に向け校長がリーダーシップを発揮できる体制の整備
- ②組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るための学校内の仕組みづくり（特に、急増する若手教員を育てることを重視）
- ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員など外部・専門人材の活用
- ④学校支援地域本部の活動などを通しての地域との連携・協働

などの取組を推進していきます。このようなチーム学校の取組を推進することで、教員がより授業に専念できる環境も整えていきます。

こうしたチーム学校の取組を県内全域で推進していくため、「**(1) チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する**」ことを施策の基本方向の1つ目とします。

このチーム学校で目指す学力向上等に向けた好循環のイメージを次ページに図で示します。

【チーム学校による学力向上等の好循環】



(2) 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

我が国において大きな社会問題となっている子どもの貧困は、本県においては更に深刻であり、家庭の生活の困窮や教育力の低下、地域における見守り機能の低下などを背景として、多くの子どもたちが、学力の未定着をはじめ、いじめや不登校、虐待や非行といった困難な状況に直面しています。

家庭の経済状況と子どもたちの学力との間には一定の相関関係があり、学びや就職が希望どおりにならないことなどが相まって、子どもたちの貧困の世代間連鎖が危惧される状況にあります。

家庭は教育の原点ですが、厳しい経済状況の中で、子どもに向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者がたくさんいます。

また、地域における互助・共助の意識が希薄となる中で、学校と家庭以外に子どもたちが安全・安心に過ごせる場が少なくなり、地域が家庭や子どもを見守り、支える機能の低下もみられます。

こうした厳しい環境の中でも、子どもたちの学びや能力発揮の機会は、生まれ育った家庭の経済状況などに左右されることなく等しく享受されるべきものです。

全ての子どもたちが安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう、就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を推進していくことが必要です。

こうした対策を効果的・効率的に推進していくためには、学校と地域との連携・協働の体制を県内全域で構築し、学校と地域が力を合わせて取り組んでいかなければなりません。

具体的には、

- ①保護者の子育て力の向上を図るための支援や啓発
- ②小・中・高等学校における学習支援員等の外部人材を活用した放課後等の学習機会の充実
- ③学校支援地域本部の設置促進などの地域全体で子どもを見守る体制づくりの推進
- ④スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部・専門人材や専門機関との連携・協働による教育相談支援の充実・強化

などの取組を推進していきます。

このように、「**(2) 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する**」ことを施策の基本方向の2つ目に掲げます。

(3) 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い教育・保育を受けることが、子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長にとって極めて重要です。

これに対し、県内の保育所・幼稚園等では、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践がまだ十分ではありません。また、就学前と小学校との教育内容の違いに子どもが適応できないことなどを原因として授業が成立しない状態が続くなどの、いわゆる小1プロブレ

レムも発生しています。

こうした課題に対応するため、

- ①保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った具体的な指導方法の確立と普及
- ②保育所・幼稚園等における組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化
- ③保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上
- ④接続期カリキュラムの策定・実践などの保幼小の円滑な接続の推進

などの取組を推進していきます。

このように、「**(3) 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる**」ことを施策の基本方向の3つ目に掲げます。

(4) 県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る

施策の基本方向に基づく義務教育分野などの取組を効果的・効率的に推進していくためには、高等学校や特別支援学校の教育を担い、義務教育については県内全域の教育水準の維持・向上を役割とする県教育委員会と、小・中学校の設置・運営や就学前教育・保育の体制整備を行う市町村・市町村教育委員会が方向性を合わせ、お互いに連携・協働しながら、それぞれの役割や責任をしっかりと果たしていくことが重要となります。

このため、「**(4) 県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る**」ことを施策の基本方向の4つ目に掲げます。

(5) 安全・安心で質の高い教育環境を実現する

本県の就学前から高等学校までの教育を下支えする教育環境には、次のような課題があります。

- ①本県は、今後30年以内に70%程度という高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震により甚大な被害をもたらされることが懸念されており、教育分野においては子どもたちの命や学習環境を守り抜くための対策が求められています。
- ②本県では、今後、中山間地域を中心に小・中・高等学校における児童生徒数の更なる減少が進んでいくことが見込まれます。また、病弱の特別支援学校における児童生徒の教育的ニーズが多様化しています。
- ③就学前から高等学校卒業まで、一人一人の子どもの成長をしっかりと見据え、発達段階に応じて必要な力を確実に育成していくため、各校種間で学習内容の連続性を確保するとともに、生活面の円滑な接続を図ることが求められています。
- ④社会・経済の情報化が急速に進展する中で、学校には、社会に出た時に最低限必要な情報活用能力を児童生徒に身に付けさせることが求められています。また、ICTを活用して、教育活動の質的向上を図ることや、校務の効率化等により、児童生徒に向き合う時間を確保することにも取り組んでいく必要があります。

こうした課題に対応するため、

- ①南海トラフ地震等の災害に備えた学校施設等の耐震化の促進や防災教育の推進
- ②教育環境の維持・向上を図る視点に立った県立高等学校・特別支援学校の再編振興

③就学前から高等学校までの校種間の連携・協働の推進

④教員のICT活用能力の向上や県立学校における校務支援システムの整備など教育の情報化の推進

などの取組を推進していきます。

このように、「(5) 安全・安心で質の高い教育環境を実現する」ことを施策の基本方向の5つ目に掲げます。

(6) 生涯にわたって学び続ける環境をつくる

社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

しかしながら、近年、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱ってきています。また、社会・経済の変化による県民の新たなニーズに対応できる多様な学びの場の充実が求められています。

こうした課題を解決するため、

①社会教育関係者の専門的な資質・能力の向上を目指した研修など時代に即した形での生涯学習の推進体制の再構築

②県と高知市が連携・協働して整備を進めている新図書館等複合施設におけるサービスの充実・強化

などの取組を推進していきます。

このように、「(6) 生涯にわたって学び続ける環境をつくる」ことを施策の基本方向の6つ目に掲げます。

(7) 文化財の保存と活用を図る

本県には、国指定重要文化財である高知城をはじめ、遍路道や土佐和紙など有形・無形の文化財が数多くあり、これらの価値を維持し、後世に伝えていくことが現代を生きる我々の使命です。

このように、「(7) 文化財の保存と活用を図る」ことを施策の基本方向の7つ目に掲げます。

(8) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

スポーツの振興に関しては、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定を好機と捉え、「子どもの運動・スポーツ活動の充実」や「競技力の向上」など5本の柱を掲げた「スポーツ推進プロジェクト実施計画」(平成27年3月策定)に基づく施策を計画的に推進しています。

このように、「**(8) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る**」ことを施策の基本方向の8つ目に掲げます。

この基本計画では、第3章で示した基本理念の実現や基本目標の達成に向けて、5つの取組の方向性と8つの施策の基本方向に基づき具体的な取組を展開していくこととし、基本方向ごとの施策や具体的な事業、これらの取組状況を点検・検証するための施策群ごとの指標を第5章に、施策ごとの具体的な事業実施計画を第6章に、それぞれ整理しました。

第5章 基本方向ごとの施策

全ての学校において、個々の教員の力量のみに頼るのではなく、校長のリーダーシップのもとで組織マネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制を確立します。その上で、授業力の向上や生徒指導の充実等を目指し教員同士が主体的に学び合うとともに、外部の専門家や地域の人材の力を活用し組織的・協働的に取組を進める「チーム学校」の仕組みを構築して、学校の教育目標の実現や教育課題の解決を図ります。

小・中学校に関しては、こうした取組を設置者である市町村教育委員会との連携・協働のもとで進めていきます。

《小・中学校》

1 知・徳・体に共通する課題・対策

課題

・各学校において児童生徒に育成すべき力が明確化・共有化されていない状況があります。また、育成すべき力を実現するための取組も教員の個業として任されることが多く、教職員が組織的・協働的に取り組むことができていない実態があります。

対策 1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

【概要】

学校において授業力の向上や生徒指導の充実などに向けて組織的に取り組むことが徹底しない背景には、学校の組織が、少数の管理職と多数の教職員で構成されており、かつ、管理職以外の教職員の役割と責任が必ずしも明確になっていない場合があるため、担当業務ごとの責任者を中心とした組織的な取組を推進することが難しい体制であるということがあります。また、授業をはじめとする教育活動の大部分が個々の教員の裁量や力量に委ねられているということなどもあります。

このため、校長が明示する学校経営計画を基に、学校の目標や課題を全教職員が共有し、方向性を合わせて取組を推進するとともに、PDCAサイクルにより取組状況や成果を点検・検証しながら、学校経営計画の質的な充実を図ります。また、組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置を拡充し学校の組織体制を強化します。こうしたことにより、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進されるチーム学校としての体制を構築します。

【主な取組】

- ①全ての小・中学校において、学校の目標や課題、具体的な取組内容等を示した学校経営計画が策定されるとともに、校長のリーダーシップのもと、PDCAサイクルにより取組状況や成果を組織的に点検・検証しながら計画の修正や取組の改善が図られるよう取り組みます。このため、校長会や市町村教育長会などの場も活用して、指導的な立場にある教育関係者の意識の共有を図るとともに、各学校に対する退職校長や県教育委員会の指導主事による訪問指導・助言等の充実・強化を図ります。

②全小・中学校において、学校経営計画に基づくシンプルなビジョンや数値目標の設定等を教職員の参画のもと行うなど、全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取組を進める仕組みを構築します。

(具体的な事業)

①～②

- ・学力向上のための学校経営力向上支援事業
- ・学校コンサルチーム派遣事業

③校長を中心とした学校の組織マネジメント力の更なる強化を図るとともに、授業力の向上や生徒指導の充実などの具体的な取組を組織的に推進するため、ミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置を拡充します。

(具体的な事業)

- ・主幹教諭の配置拡充

④管理職としての資質・指導力を育成するために、主幹教諭から校長までを対象とする学校組織マネジメントを中核に据えた体系的な研修の更なる充実を図ります。

(具体的な事業)

- ・管理職等育成プログラム

⑤学校事務の機能を強化するため、市町村における学校事務の共同実施組織の設置を促進します。また、事務職員が学校経営に参画し、その専門性を生かして管理職を補佐する役割を担うことができるよう、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図ります。

(具体的な事業)

- ・学校事務体制の強化

対策 1-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有している学校の割合(「よく行っている」と回答した学校の割合)	・小:68.4% ・中:58.7%	全国平均 ・小:59.4% ・中:52.0%	・小:80%以上 ・中:70%以上
校長に占める「管理職等育成プログラム」修了者の割合	・小:33.8% ・中:39.8%		・小:75% ・中:80%

課題

・学校を取り巻く課題は複雑化・困難化しており、育成すべき力を身に付けさせるためには学校内の資源だけでは十分ではない状況があります。

対策 1-(2) 地域との連携・協働の推進

【概要】

将来を担う子どもたちが、志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら生きる

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈小・中学校〉】

力を身に付けていくためには、社会との関わりの大切さを学ぶことが不可欠です。そのためには、地域の大人が学校の活動に関わり、多様な体験活動などを通じて子どもたちの社会性を育むとともに、学校と連携しながら地域全体で子どもたちを見守り育てる体制をつくる必要があります。

また、教員の多忙化・業務の複雑化が指摘される中で、学校の活動に地域住民が参画することは、教員が子どもとしっかりと向き合う時間の確保にもつながります。

このため、学校と地域との連携・協働によりチーム学校として教育活動を充実させていきます。

【主な取組】

①全ての学校に地域と連携・協働する体制が構築されることを目指し、地域住民が学校における学習活動や部活動、学校行事、校内環境の美化、登下校などを支援しながら、子どもたちの成長を支える学校支援地域本部の設置を促進します。このための学校の体制として、地域との連携・協働について中核的な役割を果たし、連携調整を担う担当者を位置付けることを徹底します。また、学校支援地域本部の活動の充実を図るため、地域住民を中心に人材の発掘・登録、マッチングを円滑に行う仕組みを拡充します。併せて、地域とともにある学校づくりを推進するため、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組の一つであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）についての周知・啓発を積極的に行います。

（具体的な事業）

- ・学校支援地域本部等事業
- ・コミュニティ・スクールの設置への支援

②子どもたちが放課後等に安全・安心な居場所で学習などに取り組みながら過ごすことができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、放課後児童支援員等を対象とした研修の実施等により、活動内容の充実を図ります。

（具体的な事業）

- ・放課後子どもプラン総合推進事業

対策 1-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学校支援地域本部が設置された学校数	・小:56 校 ・中:30 校		・小:150 校以上 ・中: 80 校以上
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置率(小学校)	93%		95%以上
学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人々が様々な活動に参加してくれる学校の割合(当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合)	・小:77.7% ・中:61.5%	全国平均 ・小:84.1% ・中:69.7%	・小:100% ・中:100%

対策 1-(3) 外部・専門人材の活用の拡充

【概要】

学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、外部人材を活用しながら、チーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。

学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材（学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員等）の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

【主な取組】

①学力の定着状況に課題のある児童生徒へのきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。

（具体的な事業）

- ・放課後等における学習支援事業

②教育相談支援体制の充実・強化を図るために、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーの配置を更に拡充します。

（具体的な事業）

- ・スクールカウンセラー等活用事業（配置の拡充）
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業（配置の拡充）

③課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援を充実させるため、不登校の発生率が高い市町村の教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、積極的な働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。

（具体的な事業）

- ・スクールカウンセラー等活用事業（配置の拡充）

④各学校における運動部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するために、専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートができる運動部活動支援員の配置を更に拡充します。

（具体的な事業）

- ・運動部活動サポート事業（運動部活動支援員の配置拡充）

対策 1-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
放課後等学習支援員の配置校数	・小:45 校 ・中:46 校		・小:100 校以上 ・中: 80 校以上

対策 1-(3)の指標(つづき)	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
スクールカウンセラーの配置校数(配置率)	・小:135校 (68.9%) ・中:107校 (100.0%)	国の目標配置率 ・小:65% ・中:100%	小:100% 中:100%
スクールソーシャルワーカーの配置状況	27市町村		全市町村
運動部活動支援員を派遣した部の数・割合(中学校)	47部 (5.7%)	運動部総数 ・831部	200部以上 (約25%以上)

課題 ・発達障害等特別な支援が必要な児童生徒が増えていますが、障害の状況に対応した適切な指導を行うための教員の専門性や組織的な指導・支援が十分ではありません。

対策 1-(4) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

【概要】

特別な支援を必要とする児童生徒の割合が増加している中、発達障害等のある一人一人の児童生徒の特性に応じた授業づくり、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成、活用による指導・支援の充実が求められています。

このため、教員の専門性を向上させ、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりを推進するとともに、チーム学校として校種間における円滑かつ適切な引き継ぎが行われるための仕組みの構築を推進します。

【主な取組】

- ①児童生徒の学習意欲の向上に向け、ユニバーサルデザインに基づき、発達障害等のある全ての児童生徒が「分かる」「できる」授業づくりを進めます。
- ②発達障害等のある子どもに対し、保育所・幼稚園等から小・中学校への計画的・継続的な指導・支援を行うため、引き継ぎシートなどのツールを活用した校種間の引き継ぎの充実・強化を図ります。
- ③発達障害等のある児童生徒への支援を充実させるため、特別支援教育学校コーディネーターを中心とした校内委員会等において個別の指導計画を作成した上で、指導目標、指導内容・方法を定期的に検討するなど、組織的な指導・支援を継続的に行う体制を整備します。

(具体的な事業)

①～③

- ・ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト

対策 1-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
「個別の指導計画」を作成している学校の割合（公立小・中学校）	<ul style="list-style-type: none"> ・小：91.7% ・中：73.8% 	全国平均 <ul style="list-style-type: none"> ・小：81.8% ・中：65.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・小：100% ・中：100%
発達障害の診断・判断のある児童生徒について「引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した学校の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・小→中：28.6% ・中→高：15.9% 		<ul style="list-style-type: none"> ・小→中：100%以上 ・中→高：100%以上
ユニバーサルデザインの視点を大切にした研究授業の実施率	<ul style="list-style-type: none"> ・小：48.5% ・中：44.4% 		<ul style="list-style-type: none"> ・小：100% ・中：100%

2 「知」の課題・対策

- 課題**
- ・中学校の学力（特に数学）が、全国と比べて低い水準にあります。
 - ・小・中学校ともに思考力・判断力・表現力に弱さがみられます。

対策 2-(1) 学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築

【概要】

本県の中学校の学力の定着状況に課題があることの要因として、授業が個々の教員任せになりがちで、学校において組織的に授業力向上に向けた取組が十分でないことや、授業改善を進める仕組みが十分整っていないことがあります。

このため、中学校における「タテ持ち」の導入や教科会の活性化、学校組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置拡充、授業改善プランの作成・実施等により、学力向上に向けて教員が協働して取り組むチーム学校の仕組みを構築します。

【主な取組】

- ①同一教科の担任が複数配置されている中学校において、一人の教員が複数学年を担当する「タテ持ち」の導入を促進することや、教科ごとの授業改善・教材研究を進めるために設置している教科会などで、教科主任や経験と力量を備えた教員が経験の浅い教員を指導するといった、授業力の向上に向けて教員同士が学び合い高め合う仕組みを構築します。

（具体的な事業）

- ・中学校組織力向上のための実践研究事業

- ②各学校において、授業力の向上や授業改善に向けた組織的・協働的な取組を推進するため、教科の組織的な指導体制の中核となる主幹教諭の配置を拡充します。

（具体的な事業）

- ・主幹教諭の配置拡充

- ③中学校の授業改善を推進するため、全ての中学校において、国語・社会・数学・理科・英語の授業改善プランを作成し、思考力・判断力・表現力を育む授業づくりを進めるとともに、プランに基づく授業実践について、県教育委員会の指導主事等が全ての中学校を訪問し、指導・助言を行う取組を徹底します。

（具体的な事業）

- ・授業改善プランの策定・実施

対策 2-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学習指導・評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力し合っている学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：30.1% ・中：29.4%	全国平均 ・小：42.1% ・中：36.1%	全国平均以上
言語活動について、国語科だけでなく、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体で取り組んでいる学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：28.0% ・中：26.6%	全国平均 ・小：34.4% ・中：31.6%	全国平均以上

対策 2-(2) 教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築**【概要】**

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等、変化の激しい時代を生き抜く子どもたちに必要な資質・能力を育成するためには、学びの量とともに、その質や深まりが重要であり、子どもたちが物事についての深い理解や課題解決ができるよう、「どのように学ぶか」という学び方にも着目して、不断の授業改善を図っていく必要があります。

そのためには、児童生徒に基礎的な知識・技能を習得させるとともに、実社会や実生活との関連を図って、自ら課題を見出し、その解決に向けて知識や技能を活用したり、主体的・協働的に物事の本質を探究したりしていくような学習活動を行うことが大切です。

本県の児童生徒の学力の課題に対応するためには、こうした時代の要請を踏まえ、これから生きる子どもたちに身に付けさせるべき能力・態度、それを育成するための学習内容・指導方法を記した学習指導要領等を理解した上で授業研究・研修をすることや、教員同士が刺激し合い教え合って教科の専門性を高め、指導力を磨き合っていくことが必要です。こうしたことは、今後増加していく若手教員の育成のためにも不可欠なことです。

このため、O f f - J TやO J Tの充実、授業スタンダードの徹底、探究的な授業づくりの推進、授業研究等の活性化など、教員の教科指導力を高める機会を充実させます。

【主な取組】

①教員の教科指導力の向上を図るため、若手教員を対象とする数学などの集中研修や、学力上位県への教員派遣、また、大学との連携等による中核教員の育成など、各教科において経験年数や実態に応じたO f f - J Tの充実・強化を図ります。

(具体的な事業)

- ・算数・数学学力向上実践事業
- ・理科教育推進プロジェクト
- ・英語教育推進プロジェクト事業
- ・外国語教育推進プラン実践事業
- ・学校の力を高める中核人材育成事業

②学校における校内研修の質的・量的な充実を図るため、各学校の研究主任を対象とした協議会を実施するとともに、各教科の授業改善プランに基づいて指導主事等が教員の指導力向上に向けた指導・助言を行います。

(具体的な事業)

- ・地区別学力向上研究主任会
- ・授業改善プランの策定・実施

③本県における授業のスタンダードを明示した冊子を全教職員に配付し、教育センターと教育事務所が連携して授業改善指導を徹底することにより、全小・中学校でスタンダードに基づく授業が展開できる仕組みづくりを推進します。

また、急増する若手教員の指導力の向上を図るため、指導の手引書等をまとめた教員必携の

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈小・中学校〉】

冊子を配付し、その活用を促進します。

(具体的な事業)

- ・総合的な教師力向上のための調査研究事業
- ・若年教員育成プログラム

④探究的な授業の確立に向けて、研究指定校における探究的な学習(アクティブ・ラーニング)の研究・実践、新聞や図書資料を活用した授業研究を更に進め、その成果を県内に普及するとともに、教育センターの全ての年次研修にアクティブ・ラーニングの視点を取り入れた研修を導入します。

(具体的な事業)

- ・探究的な授業づくりのための教育課程研究実践事業
- ・探究的な授業づくりのための教育課程研究実践事業(学校図書館活用型)
- ・アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善に向けた年次研修の充実

⑤学校内だけでは授業力の向上に向けた取組が十分できない中山間地域の小規模校等において、近隣の小規模校同士が連携し授業研究等の活性化を図るネットワークを構築します。

(具体的な事業)

- ・中山間地域小規模・複式教育研究指定事業

⑥数学を担当する教員の授業力の向上を図るため、教育事務所及び高知市教育委員会に、数学専任の指導主事を新たに配置し、数学担当教員への訪問指導・支援を強化します。

(具体的な事業)

- ・数学担当教員への指導・支援の強化

⑦校内外の他の教員や地域の方々などに授業を見てもらうことが教員の指導力の向上に効果的であることから、各学校における日常的に授業を公開する取組を更に推進します。

(具体的な事業)

- ・中学校組織力向上のための実践研究事業

⑧教員の資質・指導力の向上を図るため、教員養成を行う県内の大学等との協議の機会を設け、連携を強化します。

(具体的な事業)

- ・大学等との連携の強化(教師教育コンソーシアム高知等)

対策 2-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
授業の内容がよく分かったと回答した児童生徒の割合(当てはまると回答した割合)	【国語】 ・小: 38.5% ・中: 23.8% 【算数・数学】 ・小: 49.4% ・中: 31.6%	全国平均 【国語】 ・小: 37.5% ・中: 25.1% 【算数・数学】 ・小: 46.9% ・中: 32.8%	【国語】 ・小: 60%以上 ・中: 50%以上 【算数・数学】 ・小: 60%以上 ・中: 50%以上

対策 2-(2)の指標(つづき)	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導を行っている学校の割合(「よく行っている」と回答した学校の割合)	・小: 17.1% ・中: 20.2%	全国平均 ・小: 24.0% ・中: 27.1%	全国平均以上
授業のはじめに、授業の目標(めあて・ねらい)が示されていると回答した児童生徒の割合(当てはまると回答した割合)	・小: 61.0% ・中: 57.8%	全国平均 ・小: 57.5% ・中: 41.9%	・小: 80%以上 ・中: 80%以上
授業の最後に、学習内容を振り返る活動が行われていると回答した児童生徒の割合(当てはまると回答した割合)	・小: 43.8% ・中: 24.4%	全国平均 ・小: 38.9% ・中: 19.4%	・小: 80%以上 ・中: 80%以上
学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思うと回答した児童生徒の割合(当てはまると回答した割合)	・小: 38.4% ・中: 28.3%	全国平均 ・小: 32.4% ・中: 22.1%	・小: 70%以上 ・中: 70%以上

対策 2-(3) 児童生徒の学習の質・量の充実

【概要】

学力と深い関係のある児童生徒の学習習慣については、授業時間以外での学習時間が増加傾向にあるなど、「量」の面では改善してきていますが、学習の内容や方法などの「質」の向上までには至っておらず、学力向上につながっていない状況がみられます。

このため、授業や家庭学習における単元テスト・学習シート等の教材の効果的な活用の促進、児童生徒の家庭学習の徹底など、学習の質・量の確保に向けた取組をチーム学校として組織的に推進します。

【主な取組】

①授業と家庭学習のサイクル化を推進するため、単元テストに活用の力を問う問題を追加するなど、個々の児童生徒の学力の定着状況を把握・分析する仕組みの更なる充実を図るとともに、基礎学力を定着させるための学習シートなどの教材の効果的な活用を促進します。

②思考力・判断力・表現力を育成するため、数学の思考力を養う問題集やコンテストの過去の問題等を授業等で活用する取組を推進します。

(具体的な事業)

①～②

・学習シート等の教材の活用

③主幹教諭の配置を拡充することにより、学校全体としての家庭学習の計画づくりと進捗管理、学習と部活動の調整等を的確に進めます。

(具体的な事業)

・主幹教諭の配置拡充

対策 2-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
平日の授業時間以外の学習時間が 30 分未満の児童生徒の割合	・小: 11.3% ・中: 15.0%	全国平均 ・小: 12.1% ・中: 13.9%	・小: 6%以下 ・中: 8%以下
児童生徒に家庭での学習方法を具体例を挙げながら教えている学校の割合(「よく行っている」と回答した学校の割合)	・小: 30.1% ・中: 23.9%	全国平均 ・小: 37.5% ・中: 29.2%	全国平均以上

対策 2-(4) 児童生徒の学習意欲を高めるための機会の確保

【概要】

児童生徒が学習に主体的に取り組む態度を養うためには、児童生徒自身が自分の将来や学ぶことの意義について考える場面や知的好奇心・探究心をもって主体的・協働的に問題を解決するような学習活動を多く取り入れることが必要です。

このため、将来の社会的・職業的自立に必要な力を育むキャリア教育の推進、豊かな感性や学ぶ意欲を培う読書活動の推進、学ぶ楽しさを実感できるコンテストの開催等により、児童生徒の学習意欲を高めるための機会を拡充します。

【主な取組】

①各学校のキャリア教育担当者を対象とした研修の実施や県独自教材の活用促進等により、各地域の特色を生かしたキャリア教育の実践を支援するとともに、地域と連携したキャリア教育を推進します。

(具体的な事業)

・小中学校キャリア教育充実プラン

②児童生徒の読書活動の充実に向けて、「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、授業等における学校図書館の活用や、市町村立図書館等との連携、地域の民間団体や読書ボランティアとの連携による読み聞かせ等の実施、推薦図書リストの配付等による啓発などの取組を一層推進します。

(具体的な事業)

・読書活動推進事業

③児童生徒の学ぶ意欲の向上に向けて、コンテストの開催等により、探究することや未知の分野に挑戦することの楽しさを実感できる機会を設けます。

(具体的な事業)

・学ぶ楽しさを実感できるコンテストの開催

対策 2-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
平日の授業時間以外に 10 分以上読書をしている児童生徒の割合	・小: 68.1% ・中: 57.9%	全国平均 ・小: 64.2% ・中: 52.2%	・小: 75%以上 ・中: 70%以上

3 「徳」の課題・対策

課題

- ・暴力行為・非行が多く、近年は低年齢化が進んでいます。
- ・不登校の児童生徒が多く、特に中学校1年生で発生が増加しています。
- ・依然としていじめが発生しています。

対策3-(1) 規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進

【概要】

暴力行為や不登校等の生徒指導上の諸問題の改善には、児童生徒が共感的な人間関係の中で自分を肯定的に捉えることで自尊感情を自ら育み、規範意識を身に付けることが有効です。

このため、学校においては、全ての教育活動を通じて、道徳教育や児童生徒が本来持っている力や良さを引き出す生徒指導、また、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組をチーム学校として組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成を図り、生徒指導上の諸問題の予防に努めます。

【主な取組】

- ①児童生徒に道徳性を育むため、「特別の教科 道徳」が実施されることを踏まえて、道徳教育の専門性を備えたリーダー教員を育成するとともに、指定校における道徳の指導方法や評価の研究などの成果の普及を行うことにより、道徳教育の充実を図ります。

(具体的な事業)

- ・道徳教育改革プラン

- ②モデルとなる中学校区の小・中学校が合同支援会議を開催するなど連携・協働しながら、子どもたちに内在する力や可能性を9年間を見通して引き出す生徒指導の実践研究に取り組みます。この成果を、生徒指導担当者・生徒指導主事の研修会等を通して県内の小・中学校に普及し、県内全域での実践を推進します。

(具体的な事業)

- ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ③児童生徒の人権意識の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。

(具体的な事業)

- ・人権教育推進事業

対策 3-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
道徳の授業を全学級で公開した学校の割合	・小: 92.3% ・中: 85.0%		・小: 100% ・中: 100%
子どもの自尊感情や自己肯定感を育む、開発的・予防的な生徒指導が行われている学校の割合(十分できていると回答した学校の割合)	・小: 22.6% ・中: 13.3%		・小: 50%以上 ・中: 50%以上
10 の人権課題を年間指導計画に位置付けている学校の割合	・小: 57.4% ・中: 56.8%		・小: 100% ・中: 100%

対策 3-(2) 生徒指導上の諸問題の未然防止のための仕組みの構築

【概要】

生徒指導上の諸問題が起こる背景には、教職員の児童生徒理解が十分でないことや、校種間における学習場面での指導方法等の違いから児童生徒が学校生活に適応できないなどの問題があります。

このため、小中連携の強化や中1ギャップの解消に向けた取組、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組など、生徒指導上の諸問題の未然防止に向けたチーム学校としての組織的な取組を推進します。

【主な取組】

①配慮が必要な児童生徒に関する情報の共有や支援の引き継ぎを小・中学校間で適切に行うため、生徒指導担当者・生徒指導主事が児童生徒の持っている力を引き出す開発的な生徒指導に関する知識・理解を深められる研修会や、小・中学校間の連携の推進に向けた合同の研修会を開催します。

②中学校入学後の学習環境の変化などを原因として発生する中1ギャップを解消するため、全ての中学校において、入学後の早い段階での集団づくりを推進するとともに、生活や学習方法に関するガイダンスの実施を徹底します。

(具体的な事業)

①～②

・生徒指導主事会(担当者会)

③いじめ問題等の防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進するため、小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者が集まり、いじめ問題等をテーマに実践交流や協議を行う交流集会を開催するとともに、その成果を各学校の取組に生かします。

(具体的な事業)

・いじめ防止対策等総合推進事業

対策 3-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
中1ギャップ解消に向けて管理職や生徒指導主事を中心とした小中連携の取組が行われている学校の割合(十分できていると回答した学校の割合)	・小: 18.2% ・中: 23.3%		・小: 50%以上 ・中: 50%以上
学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、組織的に取り組んでいる学校の割合(「よく行っている」と回答した学校の割合)	・小: 59.1% ・中: 52.3%	全国平均 ・小: 55.8% ・中: 48.0%	・小: 70%以上 ・中: 70%以上

対策 3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築

【概要】

生徒指導上の諸問題については、その発見や対応が遅れることにより、場合によっては取り返しのつかない事態に至るおそれもあるため、教職員による、児童生徒との関わりを通じた問題行動の早期発見・早期対応が行われるよう徹底します。

特にいじめは、児童生徒の命に関わる事案であるため、学級担任が一人で抱え込むことがないように、学校全体でチームとして迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。

【主な取組】

①欠席した児童生徒が不登校に至らないよう、欠席直後の家庭訪問等により、児童生徒や家庭の状況を早期に把握し、課題がある場合には、学校組織を挙げて課題の早期解決が図られるよう徹底します。また、教育相談支援機関による支援や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部の専門人材の活用等により課題の解決が的確に図られる仕組みを構築します。

(具体的な事業)

- ・生徒指導主事会(担当者会)
- ・心の教育センター教育相談事業
- ・スクールカウンセラー等活用事業(支援の充実)
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業(支援の充実)

②教員の生徒指導力の向上を図るため、スクールカウンセラー等を講師とした児童生徒理解研修を全教職員を対象に実施します。また、支援記録や今後の支援計画等を記載したシートを活用し、課題に応じた支援を行うことを推進します。

(具体的な事業)

- ・スクールカウンセラー等活用事業(支援の充実)
- ・生徒指導主事会(担当者会)

③管理職や関係教員で組織する校内支援会に、状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等にも参加してもらい、専門的な視点も加えた上で、学校全体での組織的な対応を強化します。

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈小・中学校〉】

(具体的な事業)

- ・生徒指導主事会(担当者会)
- ・スクールカウンセラー等活用事業(支援の充実)
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業(支援の充実)

④いじめ問題への適切な対応を図るために、学校内のいじめ防止等の対策のための組織のもとで、いじめ防止対策の進捗管理やPDCAサイクルによる取組の評価を行います。また、いじめが発見された場合には、早期解決のため、この組織に情報を集約するとともに、教職員の間で共有した上で、校長のリーダーシップのもと学校全体で迅速に対応します。

(具体的な事業)

- ・生徒指導主事会(担当者会)

対策 3-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
いじめが解消した割合(いじめが解消した件数/いじめの認知件数)(公立小・中学校)	・小: 74.5% ・中: 73.9%	全国平均 (国公立) ・小: 89.9% ・中: 86.4%	・小: 90%以上 ・中: 90%以上
不登校の新規発生率(その年度、新たに不登校になった児童生徒数/不登校児童生徒総数)	(公立) ・小: 49.1% ・中: 46.7%	全国平均 (国公立) ・小: 63.4% ・中: 49.8%	(公立) ・小: 30%以下 ・中: 35%以下

4 「体」の課題・対策

課題

- ・運動習慣が十分に定着していません。
- ・中学校の体力・運動能力が全国平均を下回っており、特に女子は全国的にまだ低い水準にあります。
- ・痩身と肥満の傾向がみられます。
- ・運動部活動では、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた指導が十分に行われていません。
- ・中山間地域における運動部活動では、競技種目が限定される場合があります。

対策 4-(1) 体育授業の改善

【概要】

小・中学校の体力・運動能力は上昇傾向にあるものの、運動時間が少ない児童生徒の割合が全国と比較して高く、運動習慣が十分に定着していない状況があります。

このため、授業の質を高め合うことができる仕組みづくりや学校全体で体力・運動能力の向上に取り組むチーム学校としての体制を整えることにより、運動好きな児童生徒を育てます。

【主な取組】

①小学校における体育授業の質を向上させるため、具体的な運動例や技能のポイント、用具の工夫等を写真や図解等で分かりやすく学べる副読本や体育授業のヒント集、映像で学べる動画等の教材を充実させ、授業での活用を促進します。

②全ての中学校で、柔軟性や調整力、全身持久力を高めるためのメニューを活用した中学校1年生の体力向上対策を実施します。

(具体的な事業)

①～②

・こうちの子ども体力向上支援事業

③各学校において、文部科学省が作成した体育学習の評価に関する手引きを活用して、学校の実態に応じた適切な評価規準や評価方法が年間指導計画に適切に設定されるよう徹底します。また、それが円滑に行われるよう、評価規準等の設定のポイントを示した補助資料を作成するとともに、指導主事による指導・助言などの支援を行います。

さらに、設定された内容を基に教科会等の充実を図るなど、教員同士が日常的に授業の質を高め合う仕組みを構築します。

④小規模校等においては、学校内だけでは授業の質を高める取組が十分できないため、近隣の小規模校同士が連携して行う授業研究や小・中学校合同の研修会を実施し、授業力の向上を図ります。

(具体的な事業)

③～④

・体育授業の質的向上対策

⑤体育学習・健康教育の質的向上を図るため、体力・健康教育に課題のある学校に体育学習・健康教育の専門的な知見のある退職校長等を派遣し、学校の課題を明確にした上で、授業改善への手立て等を具体的に指導・助言します。

(具体的な事業)

・体育・健康アドバイザー支援事業

⑥体育授業の改善や家庭・地域・学校間の連携、運動の日常化などに関する保健体育の先進的な取組を推進するとともに、それらの取組の成果について、事例発表や実践事例集の作成、ホームページへの掲載などにより、全中学校に普及します。

(具体的な事業)

・体育授業の質的向上対策

対策 4-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・小男: 7.4% ・小女: 13.9% ・中男: 10.2% ・中女: 28.6% 	全国平均 <ul style="list-style-type: none"> ・小男: 6.6% ・小女: 13.0% ・中男: 7.1% ・中女: 21.0% 	全国平均以下
体育・保健体育の授業が楽しいと思う児童生徒の割合(楽しい・やや楽しいと回答した割合)	<ul style="list-style-type: none"> ・小男: 93.5% ・小女: 90.9% ・中男: 89.6% ・中女: 84.4% 	全国平均 <ul style="list-style-type: none"> ・小男: 94.5% ・小女: 91.0% ・中男: 88.2% ・中女: 82.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ・小男: 100% ・小女: 100% ・中男: 100% ・中女: 100%

対策 4-(2) 健康教育の充実

【概要】

近年、運動不足や健康的な生活習慣の未定着などを背景として肥満や痩身など、健康面に課題がある児童生徒がみられます。

このため、学校全体で取り組む健康教育に関する研修や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進することにより、健康教育の充実を図ります。

【主な取組】

①健康教育の中核となる教員全員を対象にした研修を実施するとともに、退職養護教諭の派遣による経験の浅い養護教諭等への支援等を行います。

また、医療関係者や保護者、養護教諭などをメンバーとする学校保健課題解決協議会において、健康教育や健康管理に関する課題や対策について協議し、課題解決に向けた取組を推進します。

②小学校から高等学校まで系統立った健康教育の副読本の活用を徹底し、各学校における健康教育の充実を図るとともに、家庭や地域と連携した取組を進めます。

(具体的な事業)

①～②

・健康教育充実事業

③体育学習・健康教育の質的向上を支援するため、体力・健康教育に課題のある学校に体育学習・健康教育の専門的な知見のある退職校長等を派遣し、学校の課題を明確にした上で、授業改善への手立て等を具体的に指導・助言します。【再掲】

(具体的な事業)

・体育・健康アドバイザー支援事業

対策 4-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	・小:87.3% ・中:80.8%	全国平均 ・小:87.6% ・中:83.8%	・小:90%以上 ・中:85%以上
肥満傾向児の出現率	・小男:11.7% ・小女:8.1% ・中男:9.1% ・中女:9.6%	全国平均 ・小男:9.7% ・小女:7.4% ・中男:7.5% ・中女:6.7%	全国平均以下

対策 4-(3) 運動部活動の充実

【概要】

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育むとともに、その取組を通して仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗的な効果をもたらします。

しかし、最近では、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた活動が実施されにくい状況がみられます。

このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。

【主な取組】

①技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者や、スポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。

②将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための総合的な研修会を実施します。

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈小・中学校〉】

③各競技団体や体育連盟の各競技専門部などが、強化練習や指導者研修などに県外の優秀な指導者を招へいする取組の拡充を図ります。

④生徒の減少が進む中山間地域の学校において、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課題の解決を図るため、関係者が連携して、運動部活動や大会の運営、生徒への効果的な指導などについて研究や対策を実施します。

(具体的な事業)

①～④

・運動部活動サポート事業

対策 4-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
運動部活動の加入率(中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・男: 63.8% ・女: 41.7% ・男女: 52.8% 	全国平均 <ul style="list-style-type: none"> ・男: 72.0% ・女: 50.2% ・男女: 61.1% 	全国平均以上

《高等学校・特別支援学校》

1 知・徳・体に共通する課題・対策

課題 ・各学校において、多様な学力や進路希望、障害の状況に対応した育成すべき力が明確化・共有化されておらず、こうした力を身に付けさせるための取組も教員の個業に任せ組織化が十分でない状況がみられます。

対策 1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

【概要】

学校において、組織的な取組が進みにくい背景には、生徒指導部や進路指導部等の担当部署や学年団、教科会等の組織間の連携が十分ではないこと、大部分の教育活動が個々の教員の裁量や力量に委ねられていることなどがあります。

このため、学校経営計画の中に徹底した取組につながるようなシンプルなビジョンや目標を設定し、校長を中心に、チーム学校としてPDCAサイクルを回しながら組織マネジメントを効果的に推進する体制や仕組みを構築します。

【主な取組】

①全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、教職員が参画して策定する学校経営計画の充実を図るとともに、PDCAサイクルを回し学校全体でチームとして組織的に取り組みます。こうした取組を支援するため、県教育委員会の指導主事等による訪問指導・助言等の充実・強化を図ります。

②学校の目標や方向性をより明確化するため、学校経営計画にシンプルなビジョンや数値目標を設定します。

(具体的な事業)

①～②

・マネジメント力強化事業(学校経営計画の充実)

③校長を中心とした学校の組織マネジメント力の更なる強化に向けて、生徒指導部や進路指導部等の担当部署間や、担当部署と学年団等との連携を一層進めるため、主幹教諭の配置を拡充します。

(具体的な事業)

・主幹教諭の配置拡充

④管理職の資質・指導力を育成するため、主幹教諭から校長までを対象とする学校組織マネジメントを中核に据えた体系的な研修の更なる充実を図ります。

(具体的な事業)

・管理職等育成プログラム

対策 1-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
校長に占める「管理職等育成プログラム」修了者の割合	・高: 88.2% ・特: 85.7%		・高: 100% ・特: 100%

課題 ・学校を取り巻く課題は複雑化・困難化しており、生徒に社会的・職業的自立に必要な力を身に付けさせるためには学校内の資源だけでは十分ではない状況があります。

対策 1-(2) 大学や企業との連携・協働の推進

【概要】

学校を取り巻く課題は複雑化・困難化しており、生徒に社会的・職業的自立に必要な力を身に付けさせるには、学校の活動のみで対応することは難しいため、地域の住民、大学、企業等との連携・協働が不可欠です。

このため、生徒がさまざまな立場の社会人と触れ合いながら学べる機会を設け、生徒の社会的・職業的自立に必要な力の育成に向けて、チーム学校としてキャリア教育を更に推進します。

【主な取組】

①生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力(キャリアデザイン力)を育成するため、大学、企業等の施設見学や、インターンシップの機会を充実させます。また、より良い対人関係を構築できるとともに、集団行動を円滑に行えるような社会性を育てるためのソーシャルスキルトレーニングを充実させます。

(具体的な事業)

- ・キャリアデザイン事業
- ・社会で生き抜く力を育む応援事業(ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践)

②生徒たちが主体的・協働的に学び、地域の活性化につながる方策を立案、実行するなどの探究的な学習を一層充実させるため、地域や大学等との連携を更に推進します。

(具体的な事業)

- ・キャリアデザイン事業

対策 1-(3) 外部・専門人材の活用の拡充

【概要】

学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、外部人材を活用しながら、チーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な

人材（学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員等）の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

【主な取組】

①一人一人の生徒に応じたきめ細かな指導を充実させるため、放課後・長期休業中の補力補習やチーム・ティーチングによる授業で学習指導の補助を担う学習支援員の配置を拡充します。

（具体的な事業）

- ・社会で生き抜く力を育む応援事業(学習支援員事業)

②課題を抱える生徒一人一人の状況に応じた支援を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を更に拡充します。

（具体的な事業）

- ・スクールカウンセラー等活用事業(配置の拡充)
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業(配置の拡充)

③各学校における運動部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートができる運動部活動支援員の配置を更に拡充します。

（具体的な事業）

- ・運動部活動サポート事業(運動部活動支援員の配置拡充)

対策 1-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学習支援員の配置校数	28 校		32 校
スクールカウンセラーの配置校数(配置率)・配置頻度	・高:36 校(100%) ※うち、週 2 回派遣15 校(41.7%) ・特:14 校(100%)		・高:36 校(100%) ※1 学年3 学級以上の学校への週2 回派遣 100% ・特:14 校(100%)
スクールソーシャルワーカーの配置校数	・高:8 校 ・特:1 校		・高:16 校 ・特: 5 校
運動部活動支援員を派遣した部の数・割合(県立高等学校・特別支援学校)	・高:38 部(7.2%) ・特:1 部(5.0%)	運動部総数 ・高:526 部 ・特: 20 部	・高:130 部以上(約 25%以上) ・特:10 部以上(約 50%以上)

2 「知」の課題・対策

課題

- ・義務教育段階の学力が定着していない生徒が多くいます。
- ・多様な学力と進路希望への対応が十分ではありません。
- ・思考力・判断力・表現力に弱さがみられます。
- ・障害の重度・重複化等が進み、教育的ニーズが多様化しています。《特別支援学校》

対策 2-(1) 義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実

【概要】

多くの高等学校では、義務教育段階での学習内容が十分に定着しないまま入学し、高校1年生で学ぶ基礎的な科目の学習内容が理解できずに進級している生徒が一定数いるという課題があります。

このため、生徒の学力状況に応じたきめ細かな指導を通じて学力の向上を図るよう、カリキュラムの見直しや効果的な教材の活用を推進するとともに、学校全体でチーム学校として組織的に取り組む体制を構築します。

【主な取組】

- ①義務教育段階の学力が定着していない生徒の学力の向上のため、習熟度別授業の中での継続的な指導や、学び直しのための科目を学校独自に教育課程に位置付けるなどの取組を推進します。
- ②授業改善に向けた教科会や校内研修を通して、教員間で指導方針や効果的な指導方法等の共有を図るなど、組織的な指導・支援体制を構築します。
- ③学習支援員の配置を拡充し、放課後の補力補習等の充実を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。
- ④幅広い生徒の学力や進路希望に応じた学習指導を行うとともに、自主学習や家庭学習の習慣を定着させるため、インターネット学習教材等を活用します。

(具体的な事業)

①～④

- ・社会で生き抜く力を育む応援事業(全ての学校で取り組む基礎学力定着)

対策 2-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
家庭学習をほとんどしないと回答した生徒の割合	高 1:31.0% 高 2:46.3%		高 1:15%以下 高 2:15%以下

対策 2-(2) 多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実

【概要】

高等学校に入学する生徒の学力や進路希望が多様化する中で、生徒の学習意欲を高め、進路実現に向けた学力の向上を図るためには、就職や進学を希望する生徒一人一人に応じたきめ細かな指導が必要になります。

そのため、就職希望の生徒には基礎的・基本的な知識の習得に加え、資格取得などを通じて専門的な知識・技能を身に付けさせるとともに、進学希望の生徒にはそれぞれの希望をかなえ、進学先での学習にもつながる学力が身に付くよう組織的に取り組みます。

また、生徒の学習意欲を高めるため、企業や大学などでの体験活動等を取り入れたキャリア教育を更に充実させます。

これらの取組を行うためには、教員の力量が問われることから、教科指導力や生徒理解力を高める研修を組織的に行うとともに、その取組をP D C Aサイクルによって点検・検証しながら教員の指導力向上の徹底を図ります。

【主な取組】

①希望する職業につなげるために専門的な技能や豊かな人間性を生徒に身に付けさせるとともに、将来の進路実現の可能性が広がる資格取得を支援します。

(具体的な事業)

・マネジメント力強化事業(21 ハイスクールプラン)

②生徒の将来の目標につなげるため、進学合宿や大学での授業体験、県内企業等におけるインターンシップやビジネスマナー講座などの生徒の体験活動の一層の推進を図ります。

(具体的な事業)

・キャリアデザイン事業

③教員の生徒理解の力を高めるため、ホーム主任全員を対象としたカウンセリングに関する理論・技法についての研修を実施します。また、教員と生徒が双方向でやり取りを行い作り上げる学習記録ノートを全ての高等学校へ普及し、その活用を図ります。

(具体的な事業)

・社会で生き抜く力を育む応援事業(中途退学の防止等)

④教員の教科指導力や進路指導力の向上を図るため、校内での教科会や校内教科研修を充実させるとともに、外部講師を招いた授業研修を強化します。

(具体的な事業)

・教師力アップ事業

⑤幅広い生徒の学力や進路希望に応じた学習指導を行うとともに、自主学習や家庭学習の習慣を定着させるため、インターネット学習教材等を活用します。【再掲】

(具体的な事業)

・社会で生き抜く力を育む応援事業(全ての地域で保障する大学進学)

⑥中山間地域の小規模校などにおける教育の機会や質の確保を図るため、ICTを活用した遠隔教育の研究を進め、配信・受信校における教育課程等の調整や授業方法を確立するなど、効果的な遠隔教育システムを構築します。

(具体的な事業)

・高等学校における遠隔教育の普及・推進研究事業

対策 2-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
公立高校卒業生の国公立大学進学者数	現役 535 人		現役 700 人以上
県内大学入学定員数に占める県内公立学校卒業者の割合	20.0%		25%以上
公立高校卒業生の就職内定率	97.3% (全・定・通)		98%以上 (全・定・通)

対策 2-(3) 思考力・判断力・表現力の育成に向けた組織的な取組の推進

【概要】

高等学校においては、これまで知識・技能の習得を目的とした一方通行的な授業が主流であったことから、思考力や判断力、表現力などを生かして主体的に考える力の育成が十分ではありませんでした。

このため、探究的な授業づくりの推進や、地域や大学等と連携した地域課題解決型の学習、生徒が学習活動の成果等を発表・交流できる機会の充実に、チーム学校として組織的に取り組みます。

【主な取組】

①探究的な授業を県内全域で展開するため、教育センターの全ての年次研修においてアクティブ・ラーニングの視点を取り入れた研修を導入し、教員の指導力の向上を図ります。

(具体的な事業)

・アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善に向けた年次研修の充実

②探究的な学習活動の充実に図るため、各学校において、地域おこしや防災など、実際の地域課題の解決に向けた学習を地域や大学との連携により推進します。

(具体的な事業)

・マネジメント力強化事業(21 ハイスクールプラン)

・キャリアデザイン事業(大学の学び体験事業)

③県内大学や地域との連携により、生徒が学習活動の成果や意見等を発表できる機会を充実させます。

(具体的な事業)

・キャリアデザイン事業(大学の学び体験事業)

- ④グローバルに活躍できる人材を育成するため、推進校において探究型学習と英語教育に関するグローバル教育プログラムを開発・実践し、その成果を県内の県立高等学校に普及します。さらに、グローバル教育を先導的に進めるための新中高一貫教育校において、国際的な視野を持って、思考力・判断力・表現力を育成する国際基準の教育プログラムである国際バカロレアの認定に向けた取組も推進します。

(具体的な事業)

・グローバル教育推進事業

対策 2-(4) 特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実

【概要】

特別支援学校では、児童生徒の障害の重度・重複化等が進み、教育的ニーズも多様化しています。この状況に対応するため、より専門的な知識や技能を有する外部の専門家と連携・協働し、専門性の向上を図ることや、専門家と特別支援学校が協働して小・中・高等学校への支援を行うセンター的機能を果たすことなどに、チーム学校として組織的に取り組むことにより、本県の特別支援教育を一層充実させます。

【主な取組】

- ①特別支援学校教員の幅広い専門性の向上を図るため、免許法認定講習の受講を促進し、特別支援学校教諭免許の保有率の向上に取り組めます。

(具体的な事業)

・特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた8か年計画

- ②特別支援学校のセンター的機能の充実・強化を図るため、特別支援学校に理学療法士や言語聴覚士など、より専門的な知識・技能を有する外部の専門家を配置・派遣することにより、専門家と特別支援学校教員が小・中学校を支援する体制を構築します。

- ③特別な支援が必要な児童生徒の社会的・職業的自立に向け、授業改善や、現場実習先及び進路先の開拓を行うとともに、福祉・労働機関と連携した就労支援等、障害や特性に応じた進路指導を充実させます。また、目標に向かって学習する意欲の向上や、望ましい職業観を育むキャリア教育の充実を図るため、清掃や接客サービス等の技能検定を実施します。

- ④発達障害等の特性のある児童生徒や不登校の状況にある児童生徒の学習意欲を高めるため、授業における視覚支援や、デジタル教科書・インターネット等を利用した授業等において、タブレット端末等 I C T機器を積極的に活用し、指導・支援の充実を図ります。

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校〈高等学校・特別支援学校〉】

(具体的な事業)

②～④

・特別支援学校等の専門性・センター的機能充実事業

対策 2-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
5領域すべての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する特別支援学校の教員の割合	60.6% (1領域以上の 免許保有率)	全国平均 72.7% (1領域以上の 免許保有率)	80%以上
理学療法士・言語聴覚士等の外部専門家を活用した小・中学校への支援件数	13 件		40 件以上

3 「徳」の課題・対策

課題

- ・不登校、中途退学、早期離職が多く、特に不登校は中学校からの継続率が高くなっています。
- ・依然としていじめが発生しています。
- ・目的・目標を持っていない生徒や社会性が身に付いていない生徒が多くいます。
- ・自ら積極的に地域や社会と関わる意欲や機会が少ない生徒がいます。《特別支援学校》

対策 3-(1) 規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進

【概要】

高等学校における不登校、中途退学等の生徒指導上の諸問題や生徒の目的意識の弱さ、また、社会性が育っていないことなどの要因の一つとして、自尊感情や規範意識が小・中学校段階から十分身に付いていないことがあげられます。

このため、各学校において、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりや、生徒の持つ力や良さを引き出し学ぶ意欲を高める取組の推進、豊かな感性や情操を育む部活動の充実などにチーム学校として組織的に取り組むことにより、生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成を図ります。

【主な取組】

①生徒の人権意識の向上と一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて各教科、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特徴に応じて、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。

(具体的な事業)

- ・人権教育推進事業

②教員と生徒が日々関わりを持つことができるように、教員と生徒が双方向でやり取りを行いながら作り上げる学習記録ノートを活用した取組を推進します。

(具体的な事業)

- ・社会で生き抜く力を育む応援事業(中途退学の防止等)

③生徒の豊かな感性や情操を育成するため、高等学校総合文化祭の充実や各文化団体との連携を通じて、文化系部活動の活性化を図ります。

(具体的な事業)

- ・高等学校における文化系部活動の活性化

対策 3-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
10 の人権課題を年間指導計画に位置付けている公立高校の割合	—		100%

対策 3-(2) 生徒指導上の諸問題の未然防止のための仕組みの構築

【概要】

生徒指導上の諸問題が起こる背景には、教職員の生徒理解が不十分であることや、中学校とのギャップによって生徒が高等学校の生活に適応できないこと、生徒間のつながりの弱さなどの課題があります。

このため、中・高等学校の教員の連携による情報共有の強化や、高等学校入学後に円滑に学校生活に適応するための取組、いじめ防止に向けた生徒の主体的な取組など、生徒指導上の諸問題の未然防止に向けたチーム学校としての組織的な取組を推進します。

【主な取組】

①支援や配慮を必要とする発達障害等のある生徒に対する指導・支援の内容を、中学校と高等学校の間で確実に引き継ぎます。

(具体的な事業)

- ・ユニバーサルデザインによる学校はぐみプロジェクト

②高等学校入学後早くから全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、入学後の早い段階で学校生活や学習方法に関するオリエンテーション又は仲間づくり合宿を全ての高等学校で実施します。

(具体的な事業)

- ・社会で生き抜く力を育む応援事業(仲間づくり合宿)

③いじめ問題等の防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進するため、小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者が集まり、いじめ問題等をテーマに実践交流や協議を行う交流集会を開催するとともに、その成果を各学校の取組に生かします。【再掲】

(具体的な事業)

- ・いじめ防止対策等総合推進事業

対策 3-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
中途退学の減少に向けて、管理職や生徒指導担当者を中心とする中高連携の取組を進めていると回答した学校の割合(十分できていると回答した学校の割合)	9.8%		50%以上

対策 3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築

【概要】

生徒指導上の諸問題については、その発見や対応が遅れることにより、場合によっては取り返しのつかない事態に至るおそれもあるため、教職員による、生徒との関わりを通じた問題行動の早期発見や対応が行われるよう徹底します。

特にいじめは、生徒の命に関わる事案であるため、学級担任が一人で抱え込むことがないよう、学校全体でチームとして迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。

【主な取組】

①配慮を必要とする生徒への支援を充実させるため、中学校からの引き継ぎシート等の情報をもとに、関係教員やスクールカウンセラーなどを構成員とする校内支援委員会において対応等を検討し、個別の指導計画を作成します。

②いじめ問題への適切な対応を図るため、学校内のいじめ防止等の対策のための組織のもとで、いじめ防止対策の進捗管理やPDCAサイクルによる取組の評価を行います。また、いじめが発見された場合には、その早期解決のため、この組織に情報を集約し、教職員の間で共有した上で、校長のリーダーシップのもと学校全体で迅速に対応します。

(具体的な事業)

①～②

・生徒指導主事会

対策 3-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
いじめが解消した割合(いじめが解消した件数/いじめの認知件数)(公立高等学校)	・高:93.8% ・特:66.7%	全国平均 ・高:88.3% ・特:81.4%	・高:95%以上 ・特:95%以上
不登校の新規発生率(その年度、新たに不登校になった生徒数/不登校生徒総数)	(公立) 48.5%	全国平均 (国公立) 60.0%	(公立) 30%以下

対策 3-(4) 目的意識の醸成や社会性の育成に向けた組織的な取組の充実

【概要】

生徒が、自分自身の将来像やその実現のために取り組むべきことを明確に思い描けないため、学習に対する目的意識が弱く、社会生活を営む上での社会性等のスキルが十分身に付かない状況があります。また、選挙権年齢の引下げに伴い、生徒たちに、これまで以上に政治的教養を育むことが求められています。

このため、各学校で、生徒に身に付けさせるべき力を明確化した上で、外部の人材も活用して、目的意識の醸成や社会性の育成に向けたキャリア教育や政治的教養を育む教育を更に推進します。

【主な取組】

①生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力(キャリアデザイン力)を育成するため、大学や企業と連携・協働し、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を更に推進します。

(具体的な事業)

・キャリアデザイン事業

②対人関係がうまく築けないといった社会性が身に付いていない児童生徒に対するソーシャルスキルトレーニングなどのキャリア教育を充実させます。

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校<高等学校・特別支援学校>】

(具体的な事業)

- ・社会で生き抜く力を育む応援事業(ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践)

③生徒の政治的教養を育むために、アクティブ・ラーニングの学習方法を活用しながら、現実社会の諸課題を取り扱うことや、実践的な活動を取り入れることなどにより授業を充実させていきます。

(具体的な事業)

- ・教師力アップ事業(政治的教養を育む教育の推進)

④社会人になるために身に付けておくべき基礎となる能力や態度を学校の教育活動全体を通じて身に付けさせるとともに、資格取得の促進に向けた対策講座や外部講師によるビジネスマナー講座等の実施を更に強化します。

(具体的な事業)

- ・キャリアデザイン事業
- ・マネジメント力強化事業(21 ハイスクールプラン)

対策 3-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
公立高校卒業後、就職した生徒の就職後 1 年目の離職率	24.4%	全国平均 19.4%	全国平均以下
企業・大学等におけるインターシップ等に参加した生徒の割合	77.5%		100%

対策 3-(5) 社会参加に向けた意欲の醸成や社会性を育む組織的な取組の充実《特別支援学校》

【概要】

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築には、その基盤となる障害に対する正しい理解とともに、障害のある児童生徒には、社会参加に向けた意欲や社会性を育む取組が大切です。

このため、居住地校交流（特別支援学校で学習する児童生徒が、居住地域の小・中学校において行う交流及び共同学習）など障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ学校間交流などの機会の充実を図ります。

【主な取組】

①障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が互いに理解し合うための学習の機会として、特別支援学校と小・中学校、高等学校との学校間交流や特別支援学校のある地域との交流、居住地校交流等を積極的に推進します。

(具体的な事業)

- ・特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業

対策 3-(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率	23%		70%以上

4 「体」の課題・対策

- 課題**
- ・小・中学生に比べて、高校生の運動・スポーツの実施頻度や1日の実施時間が少ない状況にあります。
 - ・高等学校・特別支援学校では、将来の多様なスポーツライフにつなげる取組が十分ではない状況がみられます。
 - ・ネット依存等により、健康的な生活習慣が十分に定着していない状況がうかがえます。
 - ・運動部活動では、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた指導が十分に行われていません。

対策 4-(1) 体育授業の改善

【概要】

教員は、生徒が生涯にわたってスポーツを継続するために、自己に適した楽しみ方や関わり方があることを理解させ、卒業後のスポーツライフにつながる体育授業を実践することが必要です。

このため、授業の質を高め合うことができる仕組みづくりやスポーツへの興味・関心を高める取組等をチーム学校として組織的に推進することにより、個々に応じたスタイルでスポーツに関わることができる生徒を育てます。

【主な取組】

①総合型地域スポーツクラブの取組や各種スポーツ大会などの本県の地域スポーツ活動を紹介した教材を作成し、教員が体育授業で活用することにより、生徒が個々のライフスタイルに応じたスポーツとの関わり方を発見し、卒業後もスポーツに親しむようにいざないます。

②各学校において、文部科学省が作成した体育学習の評価に関する手引きを活用して、それぞれの学校の実態に応じた適切な評価規準や評価方法が年間指導計画に適切に設定されるよう徹底します。また、それが円滑に行われるよう、評価規準等の設定のポイントを示した補助資料を作成するとともに、指導主事による指導・助言などの支援を行います。

さらに、設定された内容を基に教科会の充実を図るなど、教員同士が日常的に授業の質を高め合う仕組みを作ります。

③若い世代のスポーツ人口を増やすため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を好機と捉え、授業や生徒対象のサミットなどを通じてオリンピック・パラリンピックに対する理解を促進するとともに、生徒がスポーツ交流やボランティア活動に参加する機会の充実を図ります。

(具体的な事業)

①～③

・体育授業の質的向上対策

対策 4-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
保健体育の授業が楽しいと感じる生徒の割合（楽しい・やや楽しいと回答した割合）	・男：88% ・女：84%		・男：95%以上 ・女：90%以上

対策 4-(2) 健康教育の充実

【概要】

近年、スマートフォンなどの過度な利用や運動習慣の未定着などを背景に、睡眠不足や欠食といった生活習慣の乱れから、健康面に課題を抱える生徒の増加が心配されています。

このため、学校全体で健康教育の充実に取り組む体制づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域が連携した取組を推進するなど、学校全体でチームとして健康教育の充実を図ります。

【主な取組】

①健康教育の中核となる教員全員を対象にした研修を実施するとともに、退職養護教諭の派遣による経験の浅い養護教諭等への支援等を行います。

また、医療関係者や保護者、養護教諭などをメンバーとする学校保健課題解決協議会において、健康教育や健康管理に関する課題や対策について協議し、課題解決に向けた取組を推進します。

②生徒一人一人が、学校の健康課題を自らの課題として捉え、その課題解決に向けて取り組む生徒保健委員会の活動を活性化させます。また、小学校から高等学校まで系統立った健康教育の副読本の活用による自己の健康管理と将来親になるための学習を通して、生徒が主体的に健康的な生活を送ることへの理解を深める健康教育の充実に取り組みます。

（具体的な事業）

①～②

・健康教育充実事業

対策 4-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
毎日朝食を食べる生徒の割合	・男：77% ・女：80%		・男：85%以上 ・女：85%以上

対策 4-(3) 運動部活動の充実

【概要】

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育みます。また、その活動を通して仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗的な効果をもたらします。

しかし、最近では、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた活動が実施されにくい状況がみられます。

このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。

【主な取組】

- ①技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者や、スポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。
- ②将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための総合的な研修会を実施します。
- ③各競技団体や体育連盟の各競技専門部などが、強化練習や指導者研修などに県外の優秀な指導者を招へいする取組の拡充を図ります。
- ④生徒の減少が進む中山間地域の学校において、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課題の解決を図るため、関係者が連携して、運動部活動や大会の運営、生徒への効果的な指導などについて研究や対策を実施します。

(具体的な事業)

①～④

・運動部活動サポート事業

対策 4-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
運動部活動の加入率	・男: 63.6% ・女: 25.3% ・男女: 44.7%	全国平均 ・男: 60.0% ・女: 28.3% ・男女: 44.2%	・男: 70%以上 ・女: 30%以上 ・男女: 50%以上

家庭の生活の困窮等で厳しい環境にあるがゆえに、学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行などといった困難な状況に直面している子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切ることを目指します。

このため、就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットホームとして、地域と学校との連携・協働体制を県内全域で構築しながら、就学前から高等学校までの一貫した支援策を推進します。

1 知・徳・体に共通する課題・対策

課題 ・家庭の教育力の弱さが子どもたちの知・徳・体の育成に影響しています。

対策 1-(1) 保護者に対する啓発の強化

【概要】

家庭は子どもが育つ基盤であり、豊かな心や人間性を育む上で重要な役割を担っていますが、生活の困窮などを背景に、子育てに悩みなどを抱える保護者も多く、今一度、地域全体で保護者が子どもの教育に関わるという意識を高めていくことが重要です。

このため、地域や保育所・幼稚園等、学校が、保護者に対する啓発を積極的に行うよう支援することにより、家庭の教育力の向上につなげていきます。

【主な取組】

①配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、加配保育士等による個別の支援の充実を図り、保育所・幼稚園等の行事への参加を促進することなどを通じて、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。

(具体的な事業)

・保育サービス促進事業(家庭支援加配保育士の配置)

②教育行政、学校、保護者が同じ方向を向いて地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区においてPTAの研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、PTAの具体的な活動につなげていきます。また、多くの保護者の参画を得るための関係者の取組を支援することにより、PTA活動を活性化させます。

(具体的な事業)

・PTA 活動振興事業

③保護者を対象とした子育て講座の開催など、市町村における家庭教育支援の取組を促進します。また、県教育委員会が作成した親育ちを支援する学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら学び合う取組を促進します。

(具体的な事業)

・家庭教育支援基盤形成事業

対策 1-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
家の人と学校での出来事について話をしている児童生徒の割合(当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合)	・小: 77.4% ・中: 69.2%	全国平均 ・小: 79.5% ・中: 73.7%	全国平均以上
PTA・教育行政研修会参加後に、研修会で学んだことを新たな取組につなげた単位 PTA の割合	74.1%		90%以上

対策 1-(2) 学校や地域の力による家庭の教育力の補完

【概要】

家庭が抱える課題は多様化・複雑化しており、厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、保護者に対する啓発の充実にとどまらず、学校と地域が力を合わせ、地域ぐるみで子どもの成長を見守り支えていく体制づくりが不可欠です。

このため、学校と地域が連携・協働し、家庭の教育力を補完しながら、学校をプラットフォームとして、厳しい環境にある子どもたちを支える対策を推進します。

※主な取組については、この基本方向2の中で後述する知・徳・体のそれぞれの取組において詳述します。

課題 ・家庭の厳しい経済状況を背景に高校進学や就学の継続が難しい子どもがいます。

対策 1-(3) 保護者の経済的負担の軽減

【概要】

家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校への進学や就学の継続が難しい子どもがいます。また、満3歳未満児の保育料は、満3歳以上児と比較すると高額になっており、子育ての負担感が増しています。

このため、小・中・高等学校において、それぞれ就学のための経済的支援を行うとともに、多子世帯を対象に満3歳未満児の保育料を軽減します。

【主な取組】

①就学援助制度を各市町村が安定的かつ充実した内容で運用していくことができるよう、必要な情報提供や助言を行うとともに、国に対して、十分な財政措置を講ずるよう働きかけていきます。

放課後子ども総合プランでは、働く保護者のニーズに応じた放課後児童クラブなどの開設時間の延長や就学援助世帯等の子どもたちの利用料の減免に対する財政支援を行います。

(具体的な事業)

・放課後子どもプラン総合推進事業

②経済的な理由で就学が困難となる生徒に対し、就学支援金を支給することにより、高等学校等における授業料の軽減を図るとともに、高校生等がいる低所得世帯を対象に奨学給付金を支給することにより、教科書や教材費、学用品、PTA会費等の授業料以外の教育費の負担軽減も図ります。

また、高等学校等の生徒に対して、成績基準がなく、貸与月額を選択できるなど、利用しやすい無利子奨学金の貸与を更に進めます。

(具体的な事業)

- ・高等学校等就学支援金事業
- ・高校生等奨学給付金事業
- ・高知県高等学校等奨学金事業

③18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降の3歳未満に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。

(具体的な事業)

- ・多子世帯保育料軽減事業

課題

・高校中途退学等により社会的に自立することに困難な事情を抱えている若者がいます。

対策 1-(4) 高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援の充実・強化

【概要】

平成22年度の国勢調査によると、本県の15～39歳の若年人口のうち無業者の数は2,706人と全体の1.41%を占めており、全国ワースト8位となっています。また、平成26年度の高等学校中途退学者数は417人と全体の2.1%を占め、全国ワースト3位となっています。

こうした社会的自立が困難な若者の中には、在学中にいじめや不登校を経験するなどして、今も社会に一步を踏み出せずにいる者も多くいます。

このため、このような若者を一人でも多く社会に送り出せるよう、若者の自立と学び直しを支援します。

【主な取組】

①いわゆるニートや引きこもり傾向にある若者の支援機関である「若者サポートステーション」に、より多くの若者をつなげ、就学や就労に向けた支援を行います。

また、サポートステーションへの通所が困難な若者や、引きこもり・不登校などの若者に対して、出張相談や家庭訪問等のアウトリーチ型の支援を拡充します。

(具体的な事業)

- ・若者の学び直しと自立支援事業

対策 1-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
若者サポートステーション利用者の進路決定率(累積)	52.2%		55%以上

課題

・スマートフォン等の不適正な利用が子どもの知・徳・体の育成に悪影響を与えています。

対策 1-(5) ネット問題に対する県民運動の推進

【概要】

小・中・高校生のスマートフォン等の所持率が急速に高まる中、長時間の使用により学習習慣や生活習慣が乱れたり、ネットを介したいじめや犯罪が増加するなど、インターネットの不適正な利用に伴うさまざまな問題が深刻化しつつあります。こうした問題の改善に向けては、児童生徒はもとより、周囲の大人に対してもインターネットの適正な利用について、啓発していく必要があります。

このため、各学校において情報モラル教育を推進するとともに、インターネットの適正な利用に向けた児童生徒の主体的な取組を促進します。また、保護者に対する啓発も強化することにより、学校・家庭・地域におけるインターネットの適正利用のためのルールづくりなどを県民運動として推進します。

【主な取組】

①学校での情報モラル教育を推進するとともに、小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表を集めた児童会・生徒会交流集会を開催することにより、インターネットの適正な利用に向けた児童生徒の主体的な取組を促進します。また、ネット問題に関する県民フォーラム（平成 27 年 10 月 25 日開催）でのアピール（宣言）の周知を図るため、啓発リーフレット等の作成・配布等を行うとともに、ネット問題をテーマにした P T A 研修等を積極的に支援します。こうした取組を通じて学校・家庭・地域におけるインターネットの適正な利用に向けたルールづくりにつなげます。

（具体的な事業）

・いじめ防止対策等総合推進事業

対策 1-(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校の割合	—		100%

2 「知」の課題・対策

課題

- ・家庭の教育力の弱さが子どもの学力に影響しています。
- ・学習できる環境にない家庭が多く、家庭学習の時間が十分に確保されていません。

対策2-(1) 放課後等における学習の場の充実

【概要】

家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、学校以外での学習の機会が十分に与えられず、学力の未定着という困難な状況に直面している子どもたちがいます。

こうした子どもたちの基礎学力の定着と向上、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上を図るため、小・中・高等学校の各段階において学習支援員の配置を拡充し、学校が行う放課後等の補充学習の充実に取り組むとともに、放課後子ども総合プランの推進により、地域と連携・協働して放課後等の学びの場の充実を図ります。

【主な取組】

①小・中学校が主体的に実施する放課後等の補充学習において、学習のつまずきに早期に対応し、よりきめ細かな個別指導や家庭学習指導を行うため、放課後等学習支援員の配置を拡充します。

また、学力に課題のある子どもたちのつまずきの解決には、授業から一貫した個別指導が必要であるため、授業から放課後までの学習支援を担う学習支援員の配置も拡充します。

(具体的な事業)

- ・放課後等における学習支援事業

②高等学校において、義務教育段階の学力の定着に課題のある生徒に対して、個々の生徒の学力の状況に応じたきめ細かな指導を行うため、放課後や長期休業中の補力補習、チーム・ティーチングにおける指導補助などにあたる学習支援員の配置を拡充します。

(具体的な事業)

- ・社会で生き抜く力を育む応援事業(学習支援員事業)

③放課後等における子どもたちの安全・安心な学びの場である放課後児童クラブや放課後子ども教室において、地域の多くの方々の参画を得て学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組が充実するよう支援します。

④放課後等の学習の場における学習活動を充実させるため、子どもたち一人一人が使える教材等の購入を支援します。

(具体的な事業)

③～④

- ・放課後子どもプラン総合推進事業

対策 2-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
放課後等学習支援員・学習支援員の配置校数【再掲】	・小:45 校 ・中:46 校 ・高:28 校		・小:100 校以上 ・中:80 校以上 ・高:32 校
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室において学習支援を行っている割合	96%		96%以上

対策 2-(2) 厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない

【概要】

本県には、厳しい環境にあるがゆえに、生徒指導上の諸問題を抱え、学校や放課後の学習支援などの学びの場に参加できない子どもたちがたくさんいます。

このため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、子どもたちの学びの場への参加を促す取組の充実・強化を図ります。

【主な取組】

①個々の子どもに寄り添い、解決に向けたきめ細かな支援を行いながら、子どもたちの登校や放課後の学びの場への参加等を促すため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充します。

(具体的な事業)

- ・スクールソーシャルワーカー活用事業(配置の拡充)

3 「徳」の課題・対策

課題

- ・規範意識を育むための家庭でのしつけや、自尊感情を育むための家族のふれあいが十分ではない状況がみられます。
- ・豊かな感性を育むための体験活動の機会が十分ではない状況がみられます。

対策 3-(1) 地域全体で子どもを見守る体制づくり

【概要】

家庭の厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者が多くいる中で、子どもたちに規範意識や自尊感情、豊かな感性などを育むには、子どもたちに対して時には保護者のように関わり、温かい眼差しを送る地域の存在が不可欠です。

このため、学校支援地域本部の活動の充実を図るとともに、放課後子ども総合プランを推進することにより、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制づくりを進めます。

【主な取組】

①学校支援地域本部の活動において、地域の方々による登下校時の子どもたちへの声かけや交通安全指導、子どもたちと一緒にいる清掃活動などの取組を充実させることにより、子どもたちが多くの大人たちに見守られながら育つ環境を作り、子どもたちの規範意識や自尊感情を育みます。

また、豊富な知識・経験を持つ地域の方々にゲストティーチャーとして授業をしてもらう取組や地域の大人たちに絵本の読み聞かせを行ってもらう取組、また、子どもたちが地域行事に参加する取組等を充実させることにより、子どもたちの豊かな感性を育みます。

(具体的な事業)

- ・学校支援地域本部等事業

②放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進し、子どもたちが地域の多くの方々に活動を見守られながら、安全で安心して過ごせる放課後の居場所を確保します。

(具体的な事業)

- ・放課後子どもプラン総合推進事業

③地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、学校支援地域本部や放課後子ども教室の活動に携わるボランティアの方々に、児童虐待やいじめなど子どもたちを取り巻く現状について理解を深めていただくとともに、学校支援地域本部の活動に民生・児童委員の参画を促すなどして、福祉関係機関との連携を推進します。

(具体的な事業)

- ・学校支援地域本部等事業
- ・放課後子どもプラン総合推進事業

対策 3-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
学校支援地域本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数【再掲】	8,768 回		15,000 回以上

対策 3-(2) 専門人材、専門機関との連携強化

【概要】

子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中で、生徒指導上の諸問題などの解決を図っていくためには、県内の教育相談支援体制の充実・強化を図るとともに、学校においては外部の専門人材を活用して組織的な取組を推進していくことが必要です。

このため、多様な相談に対する窓口になるとともに、課題の解決まで相談者に寄り添うワンストップ&トータルな支援を行うことができるよう、心の教育センターの体制を強化します。また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充や、関係機関との連携により非行防止の取組などを進めます。

【主な取組】

①スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、子どもや保護者等が不安や悩みをいつでも気軽に相談できる体制を構築し、子どもや家庭が抱える課題への多様な支援の充実を図ります。

(具体的な事業)

- ・スクールカウンセラー等活用事業(配置の拡充)
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業(配置の拡充)

②県内の教育相談の中核機関である心の教育センターに、高度な専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを新たに配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理するとともに、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添うワンストップ&トータルな支援を行います。

③心の教育センターにおいて、幅広い教育相談を受け付けるワンストップ機能を高めるとともに、課題解決に向けて関係機関の専門性を生かすコーディネート機能を高めるため、県内における各種相談窓口や児童・青少年支援機関との連携を強化します。

(具体的な事業)

②～③

- ・心の教育センター教育相談事業

④各市町村の要保護児童対策地域協議会において、子どもたちへの支援策を検討する際に、ス

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向2 厳しい環境にある子どもたち支援】

クールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが参加することにより、効果的な支援につなげられるよう取り組みます。

(具体的な事業)

- ・スクールカウンセラー等活用事業(支援の充実)
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業(支援の充実)

⑤「高知家の子ども見守りプラン」に基づき、知事部局、教育委員会、警察本部が連携して、非行を未然に防ぐ「予防対策」、非行の入口にいる子どもたちを非行に向かわせない「入口対策」、立ち直りを支援する「立ち直り対策」の3つの対策を推進することにより、少年非行を防止していきます。

対策 3-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
スクールカウンセラーの配置校数・配置頻度【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・小:135 校(68.9%) ・中:107 校(100%) ・高:36 校(100%) ※うち、週 2 回派遣 15 校(41.7%) ・特:14 校(100%) 	国の目標配置率 <ul style="list-style-type: none"> ・小:65% ・中:100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・小:100% ・中:100% ・高:36 校(100%) ※1 学年 3 学級以上 の学校への週 2 回派遣 100% ・特:14 校(100%)
スクールソーシャルワーカーの配置状況【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 【小・中】 ・27 市町村 【高・特】 ・高:8 校 ・特:1 校 		<ul style="list-style-type: none"> 【小・中】 ・全市町村 【高・特】 ・高:16 校 ・特:5 校
心の教育センターの相談支援件数(来所・電話・メール・出張・巡回相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ 3,014 件 		<ul style="list-style-type: none"> ・延べ 3,700 件以上

4 「体」の課題・対策

- 課題**
- ・家庭における運動やスポーツを行う機会が十分ではない状況がみられます。
 - ・基本的な生活習慣が十分に身に付いていない子どもがいます。
 - ・食事を十分にとることができていないいわゆる「欠食」の子どもたちがいます。

対策 4-(1) 運動・スポーツの機会の提供

【概要】

家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、家庭や地域において運動やスポーツを行う機会が十分でない子どもたちがいます。

このため、地域のスポーツに関わる人材や総合型地域スポーツクラブ等の協力のもと、学校と地域が連携し、子どもたちが運動する機会の充実を図ります。

【主な取組】

①地域のスポーツに関わる人材の協力による運動部活動の充実や、総合型地域スポーツクラブと学校との連携により、子どもたちが日常的に運動やスポーツに触れる機会の拡大を図ります。

(具体的な事業)

- ・こうち子ども体力向上支援事業

対策 4-(2) 保護者に対する啓発の強化

【概要】

子どもの生活習慣は、保護者の生活習慣に大きく影響されることから、子どもたちの基本的な生活習慣を育成するためには、まず、保護者に健康的な生活習慣に対する意識を高めてもらう必要があります。

このため、子どもの頃からの健康的な生活習慣づくりや子どもの生活環境の改善に向け、保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会などの開催を支援するとともに、スクールカウンセラーなどの配置拡充により相談支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

①子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会などの開催を支援します。

(具体的な事業)

- ・基本的生活習慣向上事業

②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、子どもたちの食

生活をはじめとする生活環境を改善するための相談支援体制を充実させます。

(具体的な事業)

- ・スクールカウンセラー等活用事業(配置の拡充)
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業(配置の拡充)

③小学校から高等学校までの系統的な健康教育の副読本を活用し、子どもや保護者等の健康的な生活習慣に関する意識を高めます。

(具体的な事業)

- ・健康教育充実事業

対策 4-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
毎日朝食を食べる児童生徒の割合【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・小: 87.3% ・中: 80.8% ・高: 78.5% 	全国平均 <ul style="list-style-type: none"> ・小: 87.6% ・中: 83.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・小: 90%以上 ・中: 85%以上 ・高: 85%以上

対策 4-(3) 欠食がみられる子どもへの支援

【概要】

家庭の厳しい経済状況等を背景として、家庭で十分に食事をとることができないなど、食生活の面で厳しい状況にある子どもたちがいます。

こうした子どもたちとその家庭の状況を把握するとともに、必要に応じて福祉部門との連携を図ります。また、欠食状況にある子どもたちに対する、地域のボランティア等による食事提供の活動を支援します。

【主な取組】

①欠食がみられるなど食生活の面で厳しい状況にある子どもを学校などで把握した場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、子どもやその家庭の状況の把握に努め、課題に応じて要保護児童対策地域協議会や児童相談所などの福祉部門と連携して課題の解決にあたります。

(具体的な事業)

- ・スクールカウンセラー等活用事業(支援の充実)
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業(支援の充実)
- ・心の教育センター教育相談事業

②家庭の厳しい経済状況等を背景とした欠食状況にある子どもたちに対する地域のボランティア等による食事提供の活動を支援します。

(具体的な事業)

- ・食事提供活動への支援

5 就学前における課題・対策

- 課題**
- ・子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や子育てに不安や悩みを抱える保護者がいます。
 - ・家庭の生活困窮等により、厳しい教育・保育環境に置かれている子どもたちがいます。
 - ・保護者の生活習慣の乱れが子どもの基本的な生活習慣の未定着につながっている場合が多くあります。

対策 5-(1) 保育者の親育ち支援力の強化

【概要】

保育所・幼稚園等において、子どもを育てる親の力を高める親育ち支援の必要性は浸透してきているものの、子どもへの関わり方が分からない保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者に対して、適切な支援が十分には行われていない現状があります。

このため、日常的・継続的に親育ち支援を行うことができるよう、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

【主な取組】

①保育所・幼稚園等において、多様化・複雑化する保護者の不安や悩みに対し保護者に寄り添った適切な支援が行われるようにするため、管理職のリーダーシップのもと、保育所・幼稚園等がチームとして親育ち支援に取り組むための体制づくりを促進します。

（具体的な事業）

- ・保育所・幼稚園等全体で取り組む体制づくり

②保育者が親育ち支援の必要性や保護者への関わり方などについて理解を深め、日常的・継続的に支援を行うことができるよう、保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させます。また、より多くの保育者が研修に参加できるように、市町村単位による研修を実施するとともに、代替保育者の確保について支援します。

（具体的な事業）

- ・親育ち支援啓発事業(保育者研修)

③保育所・幼稚園等における親育ち支援の中核となる保育者の資質の向上を図るとともに、その保育者が役割を十分果たすことができるよう研修等を充実させます。また、中核となる保育者同士が情報交換や地域の課題に応じた研修を実施するなど、地域ブロック内で交流を深める取組を支援します。

（具体的な事業）

- ・親育ち支援保育者フォローアップ事業

対策 5-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
親育ち支援保育者研修の参加者数(市町村と園で実施)	717 人 (H24～26 の平均)		800 人以上
親育ち支援講座の参加者数(ブロック別研修)	—		150 人以上

対策 5-(2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実

【概要】

核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。また、保護者の生活習慣の乱れや子どもへの関わりの少なさが、子どもの基本的な生活習慣の未定着につながっている場合があります。

このため、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修を充実させるとともに、乳幼児期からの基本的な生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

【主な取組】

①保育所・幼稚園等において、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、講話や行事等への保護者の参加を促進するため、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。

(具体的な事業)

- ・親育ち支援啓発事業(保護者研修)
- ・保護者の一日保育者体験推進事業

②配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、加配保育士等による個別の支援の充実を図り、保育所・幼稚園等の行事への参加を促進することなどを通じて、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。【再掲】

(具体的な事業)

- ・保育サービス促進事業(家庭支援加配保育士の配置)

対策 5-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
夜 10 時までに寝る幼児の割合	—	全国平均 68.5%(H22) ※2 才児	80%以上
親育ち支援保護者研修の参加者数	1,372 人 (H24～26 の平均)		1,400 人以上

対策 5-(3) 保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実

【概要】

家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。

また、核家族化や少子化等により地域との関わりが薄れてきている中で、地域における見守りやこまやかな支援の充実が求められています。

このため、保育所・幼稚園等と小学校、地域等との連携を図り、子どもたちが健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

【主な取組】

① 厳しい環境にある子どもの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、子ども一人一人の支援計画の作成や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターと、家庭訪問や地域との連携等を担当する加配保育士の配置を拡充します。

(具体的な事業)

- ・特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)
- ・保育サービス促進事業(家庭支援加配保育士の配置)

② 厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築します。

(具体的な事業)

- ・スクールソーシャルワーカー活用事業(就学前)

③ 保護者のニーズが高い短時間の一時預かりにも対応できるよう、高齢者や子育て世代の交流とともに一時預かりも可能な多機能型保育の設置を進めるなど、地域の人材を活用して子育て支援を行う仕組みをつくります。

(具体的な事業)

- ・多機能型保育モデル事業

対策 5-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置人数	6市町村7人		24市町村30人
家庭支援加配保育士の配置人数	63人		93人

保育所・幼稚園等において、園[※]評価を適切に実施することなどを通じて、組織マネジメント力の強化や保育者の教育力・保育実践力の向上を図り、県内のどこにいても、質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進めることにより、子どもの「生きる力」の基礎を育みます。

※「園」とは、保育所・幼稚園・認定こども園をあわせたものです。

課題

- ・保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえて保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法が明確にされていません。
- ・就学前と小学校の教育の違いが教員や保育者に十分に認識されておらず、小1プロブレムが発生しています。
- ・発達障害等の特別な支援が必要な乳幼児の増加や障害の多様化により、専門的な教育・保育が求められています。

対策(1)

保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立

【概要】

保育所・幼稚園等においては、保育所保育指針・幼稚園教育要領等により質の高い幼児教育・保育を提供することが求められていますが、これらには具体的な指導方法までは明確に示されていません。

このため、幼児期の特性を踏まえた質の高い教育・保育内容の指導方法や保護者支援の在り方等を示したガイドラインを策定し、全ての園における活用を促進します。

【主な取組】

①保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育て支援の在り方等を示したガイドラインを新たに策定します。

②策定したガイドラインについて、市町村等の園長代表者会での説明や幼保支援アドバイザー・指導主事の直接訪問等により周知を図り、全ての園において活用されるよう取り組みます。

(具体的な事業)

①～②

・幼児教育の推進体制構築事業(ガイドラインの策定・活用)

対策(1)の指標	現状	参考値	H31年度末の目標数値
ガイドラインを用いた職員会の実施率	—		80%以上

対策(2) 保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化

【概要】

これまで保育所・幼稚園等において組織的な取組が徹底されていなかった背景には、管理職の経営ビジョンや指針が明確に示されていなかったことや、教育・保育の大部分が個々の保育者の裁量や力量に委ねられる傾向にあったことなどがあります。

このため、園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有し、方向性を合わせて取り組むなど、管理職を中心に組織マネジメントが効果的に機能するよう訪問指導等の支援を行います。

【主な取組】

①管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有した上で、ガイドラインに基づいた教育・保育がチームとして実践されるよう、幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を充実させます。

(具体的な事業)

・幼児教育の推進体制構築事業(園評価の実施・充実)

②組織的・計画的な園の研修体制が確立され、教育・保育の質の向上が図られるよう、保育所・幼稚園等が実施する園内研修への支援を充実させるとともに、園内研修の中核的な役割を担う保育者を育成します。

(具体的な事業)

・園内研修支援事業

対策(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
園内研修及びブロック別研修の実施回数	226 回		年間 200 回以上
園評価の実施率	—		100%

対策(3) 保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化

【概要】

管理職は、園経営の責任者として明確なビジョンを持ち、組織の中でリーダーシップを発揮することが重要です。また、保育者は、教育・保育の質の向上に向けて、経験や職責に応じた指導力を身に付ける必要があります。

このため、研修の体系や内容の見直しを行い、管理職を含む保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の強化を図ります。

【主な取組】

①保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、キャリアステージに応じて身に付けるべき力をより詳細に示した指標を作成します。また、これに基づき、研修体系を初任者、中堅者、管理職といった職責に応じた形に見直すなど、研修の更なる充実を図ります。

(具体的な事業)

- ・基本研修(基礎ステージ・管理職ステージ)

②保育者が研修に参加しやすくなるよう、代替保育者の確保について支援します。

(具体的な事業)

- ・幼児研修等推進事業(研修実施に係る代替保育者の確保)

対策(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合	主任・教頭研: 40% 所長・園長研: 34%		基礎研: 80%以上 主任・教頭研: 80%以上 所長・園長研: 80%以上

対策(4) 保幼小の円滑な接続の推進

【概要】

教育内容や指導方法が異なる就学前の教育と小学校教育との間において、子どもの発達や学びを円滑に接続するためには、保育所・幼稚園等と小学校とが連携し、組織的に対応することが重要です。

このため、市町村教育委員会や保育所・幼稚園等及び小学校が保幼小の円滑な接続に組織的に取り組むことができるよう、市町村の接続期カリキュラムの作成を促進するとともに、その実践を支援します。

【主な取組】

①各市町村における保幼小連携の取組を促進するため、モデルとなる県版接続期カリキュラムを作成し、地域の実態に応じた市町村の接続期カリキュラムの作成を支援します。

なお、接続期カリキュラムが完成するまでの間は、小学校と保育所・幼稚園等とが連携・協働して行う研修や交流等がより活発化するよう助言・指導を行います。

②各市町村において作成された接続期カリキュラムに基づいて保幼小の接続が円滑に行われるよう、保育所・幼稚園等への指導主事の訪問指導等を行います。

③各小学校における組織的な保幼小連携の取組を促進するため、市町村教育委員会や小学校長を対象に接続期カリキュラム等についての研修を実施するとともに、学校経営アドバイザーと連携した指導・支援を行います。

(具体的な事業)

①～③

- ・保・幼・小連携推進支援事業

対策(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
接続期カリキュラムを作成した市町村数	6市町		全市町村

対策(5) 発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実

【概要】

発達障害等のある子どもが増加傾向にあり、保育所・幼稚園等では専門的な指導・支援が必要となってきています。

このため、発達障害等のある子どもに関し、保育所・幼稚園等において、関係機関と連携した指導・支援の充実が図られるとともに、小学校へ円滑に引き継ぐためのシートの作成やその活用が徹底されるよう取り組みます。

【主な取組】

①発達障害等のある子どもに対する保育者の専門的な指導・支援の実践力の向上を図るため、専門性を高める研修やキャリアステージに応じた研修を実施します。

(具体的な事業)

- ・基本研修(基礎ステージ・管理職ステージ)
- ・専門研修(出張保育セミナー)

②一人一人の子どもの指導・支援の目標や内容、方法等をまとめた個別の指導計画が作成され、管理職を中心に園全体として指導計画が円滑に実施されるよう支援します。

また、保育所・幼稚園等への支援や関係機関との連携の充実を図るため、各市町村へのコーディネーターの配置を拡充します。

(具体的な事業)

- ・基本研修(管理職ステージ)
- ・専門研修(出張保育セミナー)
- ・特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)

③発達障害等のある子どもに対する指導・支援内容を保育所・幼稚園等と小学校との間で確実に引き継ぐため、指導内容等が記載された引き継ぎシートの活用を徹底します。

(具体的な事業)

- ・保幼小連携「スマイルサポート」事業

対策(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置人数【再掲】	6 市町村 7 人		24 市町村 30 人
家庭支援加配保育士の配置人数【再掲】	63 人		93 人
個別の指導計画を作成した園の割合	86%		100%
発達障害の診断・判断のある児童について「就学時引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した園の割合	78%		100%

中山間地域と都市部のように、市町村や地域ごとに教育課題の状況は異なっており、また、歴史や文化、教育に生かせる地域資源等も異なります。県の大綱及びこの基本計画が掲げる基本理念や基本目標を実現するためには、こうした各市町村の実情に応じた効果的な取組を展開していくことが必要となります。県教育委員会と市町村教育委員会との間で、教育の現状や課題、県の施策の基本方向等について、しっかりと方向性を合わせ、連携・協働して取組を推進します。

課題

・教育現場を支える県と市町村の教育行政が課題を共有し方向性を合わせて取り組む必要があります。

対策 (1)**県と市町村教育委員会との連携・協働の推進****【概要】**

教育委員会は、教育水準を保障する責任者として、子どもたちと直接関わる学校・家庭・地域等の教育現場を力強く支えていく必要があります。

県全域や複数の市町村にまたがる広域的な課題などについて特に責任を負う県教育委員会と、各市町村内の公立小・中学校などの教育活動や教職員の日常的な取組に対する責任を負う市町村教育委員会が、それぞれの責任と役割を果たしながら、連携・協働して教育水準を向上させていかなければなりません。

このため、県と市町村教育委員会との間で、施策の方向性を合わせることや施策を協働で実施することなどを通じて、本県教育の振興に向けた連携・協働の取組を推進します。

【主な取組】

①県と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、全ての市町村教育委員会で構成されている高知県市町村教育委員会連合会や各市町村教育委員会との情報共有・協議の機会を積極的に設けます。

(具体的な事業)

・市町村教育委員会連合会等との連携・協働

②県の大綱及びこの基本計画に掲げる知・徳・体の向上をはじめとする基本目標や施策の基本方向などを踏まえ、各市町村がそれぞれの教育課題の解決に向けて推進する自主的・主体的な取組を、県と市町村教育委員会が協議した上で、教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行います。

(具体的な事業)

・教育版「地域アクションプラン」推進事業

対策 (1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
教育版「地域アクションプラン」推進事業における各市町村による事業検証結果において目標を達成できた割合	100%		100%

対策 (2) 教育的風土の醸成に向けた取組の推進

【概要】

本県教育の更なる振興に向けて、社会総がかりで子どもたちを育成していくためには、高知県教育の日「志・とき学びの日」(11月1日)の趣旨に沿って、「すべての県民が、教育について理解と関心を深め、高い志を持つ子どもたちを育み、ともに学びあう意識を高めるとともに、一人ひとりが学ぶ目的や喜びを自覚し、生涯にわたって学び続ける風土をつくりあげていく」ことが必要です。

このため、高知県教育の日の趣旨の周知を図るとともに、この日を通じた県と市町村の連携・協働による取組を更に推進します。

【主な取組】

①県民が本県教育の現状について知り、考えるきっかけをつくるため、県が行う広報や啓発活動・関連行事に加えて、市町村と県との連携行事や市町村・学校単位で行われる行事での教育の日のPR、市町村における教育データの公表等の取組を推進します。

(具体的な事業)

- ・みんなで育てる教育の日推進事業

対策 (2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
教育の日関連行事の実施件数(市町村)	456 件		530 件以上
教育データを市町村広報紙等に公表した市町村数	11 市町		全市町村(学校組合立含む)

学校等における自然災害や事件・事故の危険から子どもたちの命を守り抜くため、南海トラフ地震に備えた施設等の整備や防災教育を推進します。また、新しい時代に対応した質の高い学びを子どもたちに保障していくため、県立学校の再編、校種間の連携・協働、教育の情報化などの教育環境の整備を進めます。

課題

- ・南海トラフ地震の発生による大きな被害が予想されています。
- ・児童生徒数の減少に伴い、学校の活力の低下が懸念されます。
- ・障害の重度・重複化等が進み、特別支援学校の教育的ニーズが多様化しています。
- ・各校種間の接続部分で円滑な接続ができていないことなどにより、小1プロブレムや中1ギャップ等の問題が発生しています。
- ・社会・経済のあらゆる分野で急速に進展している情報化への対応が求められています。

対策 (1) 南海トラフ地震等の災害に備えた取組の推進

【概要】

南海トラフ地震が発生した際には、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。また、台風・大雨や土砂災害などの気象災害による被害も繰り返し発生しています。こうした自然災害による被害を最小限に止め、子どもたちの命を守り抜くためには、ハード・ソフトの両面から安全・安心を確保する対策を講じる必要があります。

このため、学校施設等の耐震化の促進や子どもの発達段階に応じた系統的な防災教育の推進など、南海トラフ地震等の災害に備えた取組を一層推進します。

【主な取組】

①学校等の施設内における子どもたちの安全・安心を確保するため、県立学校、公立小・中学校、保育所・幼稚園等の耐震化等の促進や高台移転のための財政支援等により、自然災害に強い学校施設等を整備します。

(具体的な事業)

- ・学校施設の安全対策の促進
- ・保育所・幼稚園等耐震化推進事業
- ・保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業

②子どもたちの防災対応力の向上及び学校や教職員の危機管理力・防災力の向上に向けて、高知県安全教育プログラムに基づく防災教育を一層推進します。

(具体的な事業)

- ・防災教育推進事業

対策(1)の指標	現状	参考値	H31年度末の目標数値
学校施設等の耐震化率	・保・幼:84.8% ・公立小・中:91.7% ・公立高・特支: 86.6%	全国平均 ・保・幼:80.6% ・公立小・中: 95.6% ・公立高・特支: 94.5%	・保・幼:100% ・公立小・中: 100% ・公立高・特支: 100%
「高知県安全教育プログラム」を使用した防災教育の実施率	・小:62.2% ・中:70.4% ・高:54.1%		・小:100% ・中:100% ・高:100%

対策(2) 教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編の推進

【概要】

社会のグローバル化や情報化の進展、産業構造の変化や雇用形態の多様化が全国的に進んでいることに加え、本県においては、全国に先行して人口減少が進んでおり、近い将来、南海トラフ地震が発生することも予測されています。このような社会環境のもと、高等学校教育においては、教育内容等の充実と、安心して学べる教育環境の整備に取り組んでいくことが必要となっています。

このため、平成26年10月に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、キャリア教育の充実や、生徒数の減少に対応するための適正な学校規模の維持と適切な配置、次代を担う人材を育てる教育環境の整備等を推進します。こうした取組を通して、各校の特色を生かしながら、高等学校教育の質の維持・向上を図ります。

また、特別支援教育については、病弱特別支援学校における教育的ニーズの多様化に対応するための再編振興の取組を推進します。

【主な取組】

①高等学校教育の充実及び生徒が安心して学べる教育環境の整備に向けて、「県立高等学校再編振興計画」に基づき、県内の全ての県立高等学校について、学校の在り方を明確にし、教育活動の中にアクティブ・ラーニングの手法をこれまで以上に取り入れながら、地域と連携した課題探究に取り組むなど、各校の特色を生かした取組の充実を図ります。

また、統合を行う学校については、統合によるメリットを最大限に引き出すよう、グローバル教育の先進的な取組を導入したり、生徒一人一人の進路実現に向けた支援を充実させ、地域の拠点校としての魅力化を図るなど、教育内容の充実と施設設備の整備を推進します。

(具体的な事業)

・県立高等学校再編振興計画の推進(前期実施計画の推進)

②病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、病弱特別支援学校の再編振興への取組を推進します。

(具体的な事業)

・病弱特別支援学校の再編振興の推進

対策 (3) 校種間の連携・協働の推進

【概要】

就学前から高等学校卒業まで、一人一人の子どもの成長をしっかりと見据え、発達段階に応じて必要な力を確実に育成していくためには、各校種間で学習内容の連続性を確保するとともに、生活面の円滑な接続を図ることが必要です。このことは、校種間の接続部分における教育環境や学習内容、人間関係の変化などを背景とする小1プロブレムや中1ギャップの防止にもつながります。

このため、保幼小連携の取組の促進や、生徒指導の充実を図るための小・中学校合同の取組、発達障害等のある子どもの校種間での支援・指導の引き継ぎの徹底、校種間の人事交流など、各校種間の連携・協働に向けた取組を推進します。

【主な取組】

①各市町村における保幼小連携の取組を促進するため、モデルとなる県版接続期カリキュラムを作成し、地域の実態に合った市町村の接続期カリキュラムの作成を支援します。

なお、接続期カリキュラムが完成するまでの間は、小学校と保育所・幼稚園等が連携・協働して行う研修や交流等がより活発化するための計画の作成などへの助言・指導を行います。

【再掲】

(具体的な事業)

・保幼小連携推進支援事業

②モデルとなる中学校区の小・中学校が合同支援会議を開催するなど連携・協働しながら、子どもたちに内在する力や可能性を9年間を見通して引き出す生徒指導の実践研究に取り組みます。この成果を、生徒指導担当者・生徒指導主事の研修会等を通して県内の小・中学校に普及し、県内全域での実践を推進します。【再掲】

(具体的な事業)

・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

③配慮が必要な児童生徒に関する情報の共有や支援の引き継ぎを小・中学校間で適切に行うため、生徒指導担当者・生徒指導主事が児童生徒の持っている力を引き出す開発的な生徒指導に関する知識・理解を深められる研修会や、小・中学校間の連携の推進に向けた合同の研修会を開催します。【再掲】

(具体的な事業)

・生徒指導主事会(担当者会)

④発達障害等のある子どもに対し、就学前から高等学校卒業まで計画的・継続的な指導・支援を行うため、引き継ぎシートなどのツールを活用した校種間の引き継ぎの充実・強化を図ります。

(具体的な事業)

- ・保幼小連携「スマイルサポート」事業
- ・ユニバーサルデザインによる学校はぐみプロジェクト

⑤各市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する校種間の連携を推進するための取組を教育版「地域アクションプラン」に位置付け、人的及び財政的な支援を行います。

(具体的な事業)

- ・教育版「地域アクションプラン」推進事業

⑥教員に異なる校種の教育を経験させることにより、子どもの発達段階を踏まえた指導方法についての理解を深めるため、校種間の人事交流を推進します。

(具体的な事業)

- ・校種間人事交流の推進

対策 (3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
接続期カリキュラムを作成した市町村数【再掲】	6 市町		全市町村
発達障害の診断・判断のある児童について「就学時引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した園の割合【再掲】	78%		100%
発達障害の診断・判断のある児童生徒について「引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した学校の割合【再掲】	・小→中: 28.6% ・中→高: 15.9%		・小→中: 100%以上 ・中→高: 100%以上

対策 (4) 教育の情報化の推進

【概要】

社会・経済の情報化が急速に進む中、学校では、社会に出た時に最低限必要となる情報活用能力を児童生徒に確実に身に付けさせることが必要です。

授業等においてICTを活用することは、学習内容に対する児童生徒の興味・関心を高めたり理解を深めたりする上で効果があります。また、校務の情報化は、教職員が児童生徒の情報を共有した上でよりきめ細かな指導を行うことや、校務の負担軽減により教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することにつながります。

こうしたことから、各学校における情報教育や授業等におけるICTの効果的な活用を推進するため、教員のICT活用能力の向上を図るとともに、県立学校における校務の情報化を推進するため、校務支援システムの整備やLANシステムの再構築等を推進します。

【主な取組】

①教員のICT活用能力等を育成するため、初任者研修において対象者全員に、授業におけるICTの活用や情報モラル等に関する研修を実施します。また、学校における情報モラル教育の充実を図り、児童生徒をネットトラブルから守るため、各教科等の中での情報モラル教育の実践事例を紹介した教材の活用を推進します。

(具体的な事業)

- ・教員のICT活用指導力の向上
- ・情報モラル教育実践事例集の活用の推進

②県立高等学校において、災害等から生徒の個人情報を守るとともに、教員の業務負担を軽減し生徒と向き合う時間を確保するため、教職員が行う成績処理や出席管理、指導要録の作成等の事務的業務を情報システムに集約し電子化する校務支援システムを整備します。

(具体的な事業)

- ・県立学校校務支援システム整備事業

③県立学校の情報通信基盤である校内LAN及び県立学校で使用するコンピュータや情報資産を安全かつ確実に管理するための基幹情報システムを再構築するなど、学校のICT環境の充実に向けた整備を計画的に進めます。

(具体的な事業)

- ・県立学校におけるICT環境整備の推進

対策(4)の指標	現状	参考値	H31年度末の目標数値
県立中・高等学校における統合型校務支援システムの整備率	0.0%	全国平均 57.1%	100%

子どもから大人まで、全ての県民が生涯にわたり学び続ける環境をつくるため、社会教育の推進体制を強化するとともに、産学官民が連携して取り組むことにより多様な学びの機会を創出していきます。また、そのことを、県民の自己実現にとどまらず地域を担う人材の育成や地域コミュニティの活性化にもつなげていきます。

課題

- ・社会教育を担う団体や人材の基盤が弱ってきています。
- ・県全体として生涯学習を推進するための体制が十分整っていません。
- ・県が抱える課題の解決に向けた学びの更なる充実が必要となっています。

対策 (1)**生涯学習の推進体制の再構築****【概要】**

県民が生涯にわたり学び続けていくことは、社会が急速に変化し個人の価値観が多様化していく中で、一人一人が自己実現を図りながら心豊かな人生を送っていくために、大変重要です。

また、本県が抱えるさまざまな課題を解決していく人材を確保するためには、将来の高知県を担う子どもたちの成長に期待するのみならず、社会で活躍中の大人たちにもその能力を不断に高めてもらう必要があります。特に、高齢化が急激に進む中、今後増え続けるシニア層の力を社会のために生かしていくことは、社会の活力の維持向上に寄与するだけでなく、本人たちの生きがいつくりにもつながります。

一方で、少子化、高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱ってきています。

このため、現に社会教育を担っている関係者の持てる力を十分に生かしていただけるよう努めるとともに、これまで必ずしも社会教育に携わってこなかった人材の掘り起こしも図ることにより、生涯学習の推進体制を再構築していきます。

【主な取組】

①社会教育関係者の専門的な資質・能力の向上を目指した研修を充実させるとともに、社会教育の指導的立場にある社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図ります。

また、P T Aをはじめとする社会教育関係団体の活動を支援するとともに、社会教育関係団体が多様な実践事例に学ぶ機会として交流会を開催することなどにより、関係者の輪を拡げます。

(具体的な事業)

- ・社会教育推進人材育成事業
- ・社会教育活動活性化支援事業

②県民の多様な生涯学習ニーズに対応し、県民の学びを次の学びへとつなげていくため、生涯

学習機関のネットワーク化を図ることにより、各市町村等が行う生涯学習講座の総合的な情報提供などを行います。

(具体的な事業)

- ・生涯学習活性化推進事業

対策 (1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
県・市町村教育委員会及び公民館(類似施設含む)における社会教育学級・講座数(教育委員会所管分)	(H23 年度調査) 9,303		12,000 以上

対策 (2) 新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実

【概要】

図書館は、住民の日常的な学習・文化活動を支援する施設であると同時に、「知」の拠点、情報の拠点として地域の発展に欠かせない施設です。

県と高知市との合築により整備する新図書館には、「地域を支える情報拠点」として、県民の仕事や暮らしに役立ち、併せて県民の読書環境・情報環境を充実・向上させていくことが求められています。

このため、「新図書館等複合施設整備基本計画」で示された新図書館が担うべき機能や役割が十分に発揮できるよう、関係機関と協力・連携しながら、サービスの充実・強化に取り組みます。

また、県内の図書館の利用拡大に向け、遠方からでも市町村立図書館等を通じて県立図書館の本を利用できることや、一般的には購入が難しい高額な専門図書やデータベースが利用できることなど、県立図書館が実施しているサービスについて周知を図ります。併せて、県民がそれぞれの地域で、読書をし、役立つ情報が得られる環境を整えていくため、市町村立図書館等の充実・強化に向けた支援を行います。

【主な取組】

- ①県民の知的ニーズに応えるとともに、課題解決を支援するための図書館機能の充実に向け、研修等の充実による司書の専門性の向上や専門機関との関係づくりなどに取り組みます。また、データベースや電子書籍の提供など新図書館で行うサービスを開館前から実施します。

(具体的な事業)

- ・新図書館等整備事業
- ・図書館活動事業

- ②ホームページ等を活用した情報発信や出前図書館等を通じて県立図書館の提供するサービスの周知を図ります。また、市町村立図書館等への協力貸出や市町村職員を対象とした研修を実施することなどにより、市町村立図書館等に対する支援を行います。

(具体的な事業)

- ・図書館活動事業

③「高知県子ども読書活動推進計画」及び「図書館振興計画」の策定を通じて、子どもたちの読書習慣の定着や、県民全体の読書環境・情報環境等の一層の充実・活性化を図るための総合的な施策を検討し、推進していきます。

また、子どもに小さい頃から読書に親しむ習慣を身に付けてもらうため、乳幼児期から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などを行います。

(具体的な事業)

- ・読書活動推進事業

対策(2)の指標	現状	参考値	H31年度末の目標数値
県民一人当たりの図書貸出冊数	3.4冊	全国平均 4.6冊	4.2冊以上
市町村への協力貸出冊数	24,959冊		32,000冊以上

対策(3) 子どもも大人も学び合う地域づくり

【概要】

本県の全ての子どもたちが社会の中で生きる力を育むためには、学校教育のみにとどまらず、地域社会全体で子どもたちを育てていくことが必要です。このことは、昔に比べて地域コミュニティの活力が失われてきているといった指摘がある中で、子どもたちを育むという共通の目的のもと、地域コミュニティが活気を取り戻すことにもつながります。とりわけ、地域の大人がさまざまな体験活動を通して地域の文化や歴史を子どもたちに伝えていくことは、子どもたちの郷土への愛着と誇りを育む上で鍵となります。

一方、子どもたちに何かを教えるためには、まずは大人たち自らが、改めて学習をしなければなりません。地域全体で子どもを見守り育てる体制をつくることにより、子どもも大人も学び合う地域づくりを進めます。

【主な取組】

①学校支援地域本部や放課後子ども教室に多くの地域住民が参画し、学習活動への支援にとどまらず、子どもたちの地域行事や清掃活動への参加などさまざまな体験活動を支援するなどの取組を充実させることにより、地域住民と子どもたちとの交流を深め、地域コミュニティの活性化につなげます。このような取組を進める上で地域において中核的な役割を担う地域コーディネーターの育成・確保を図ります。

(具体的な事業)

- ・学校支援地域本部等事業
- ・放課後子どもプラン総合推進事業

②県立青少年教育施設等において、子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施します。

(具体的な事業)

- ・青少年教育施設振興事業

③小・中学校等における、長期間の集団での宿泊活動を通して、さまざまな自然体験や社会体験を行う取組を支援します。

(具体的な事業)

- ・長期集団宿泊活動推進事業

④自然体験や環境学習を推進する指導者を養成し、学校や青少年育成団体等の求めに応じて派遣します。

(具体的な事業)

- ・環境学習推進事業

対策(3)の指標	現状	参考値	H31年度末の目標数値
学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が様々な活動に参加してくれる学校の割合(当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合)【再掲】	・小:77.7% ・中:61.5%	全国平均 ・小:84.1 ・中:69.7	・小:100% ・中:100%
学校支援地域本部が設置された学校数【再掲】	・小:56校 ・中:30校		・小:150校以上 ・中:80校以上
放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率(小学校)【再掲】	93%		95%以上
県立青少年教育施設の利用者数(小・中・高校生)	151,769人		160,000人以上

文化財の適切な保存と調査研究を進めることにより、文化財の価値の維持と向上に努め、後世に伝えていきます。また、その活用を図ることにより、県民が文化財についての理解を深めたり、地域の歴史を身近に感じたりする機会を充実させるとともに、地域の活性化にもつなげていきます。

課題

・文化財の価値を維持・拡大し、後世に伝えるための対応が十分ではありません。

対策(1)

高知城の保存管理と整備の推進

【概要】

次世代に高知城（国史跡・重要文化財）を良い状態で引き継ぐため、適正な管理や計画的な修理と併せて、継続的な景観の改善に取り組みます。また、文化財的価値についての理解を深めるため、高知城歴史博物館と連携した取組や重要文化財建造物の調査を推進します。

【主な取組】

①高知城は、多くの建造物が建築後 200 年を超え、昭和の解体修理からも 60 年が経過しており、保全のための対応が必要な箇所が増加しています。このため、早急な対策が必要な追手門東北矢狭堀の修復など高知城の適切な維持修繕に取り組みます。

②高知城を訪れる方々の満足度の向上を図るため、継続的な景観対策等を行います。

③高知城の文化財的価値についての理解を深めるため、高知城歴史博物館と連携し、現地講座の開催や建造物内の説明看板の改修（多言語化）などの取組を行うとともに、重要文化財建造物の調査を行います。

（具体的な事業）

①～③

・高知城保存管理事業

対策 (1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
高知城の入場者数	247,266 人(うち小・中・高校生 36,034 人)		270,000 人以上 (うち小・中・高校生 38,000 人以上)

対策(2) 文化財の保存と活用の推進

【概要】

国・県指定文化財の保存上必要な事業に対する財政的支援や技術的指導を行うとともに、不足している文化財建造物に関する専門的知識を持つ人材を育成することや、文化財の計画的な調査を実施することにより、文化財的価値の向上に資する文化財の保存と活用を推進します。

【主な取組】

- ①国・県指定文化財の保存と活用を図るため、文化財に関する専門知識を持つ文化財保護指導員や市町村教育委員会と連携した文化財に対する巡視活動等に基づき、文化財の保存上必要な事業に対する財政的支援や技術的指導を行います。
- ②文化財建造物に関する専門的知識を身に付けた人材を育成するため、講座等を開催します。
- ③文化財を保存し後世に伝えるとともに、その価値についての理解を深めるため、計画的な調査と文化財指定等を行います。

(具体的な事業)

①～③

・文化財管理調査事業

対策(3) 埋蔵文化財の発掘調査・保護の推進

【概要】

埋蔵文化財を通して文化の振興や地域に対する愛着を高めるため、開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に実施し出土遺物を保存するとともに、市町村との連携により地域の歴史や文化を知る機会を設けるなど、埋蔵文化財の発掘調査や保護を推進します。

【主な取組】

- ①開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に行うため、事前の試掘確認調査を実施するとともに、関係機関と十分に連携します。

(具体的な事業)

・埋蔵文化財発掘調査事業

- ②埋蔵文化財の適切な保存と活用を図るため、発掘調査で出土した遺物は、埋蔵文化財センターで適切に保存するとともに、各種講座や市町村と連携した地域展等を開催します。

(具体的な事業)

・埋蔵文化財センター管理運営事業

スポーツの裾野の拡充からトップ選手の更なる競技力向上までを一体的に捉え、本県のスポーツが継続的に充実・発展するための仕組みづくりや関係者の連携強化を進めることにより、誰もがスポーツに親しみ、夢や目標の実現に向けて取り組むことができる環境の整備を図ります。

1 子どもの運動・スポーツ活動の充実

課題

- ・運動習慣が十分に定着していません。
- ・中学校の体力・運動能力が全国平均を下回っており、特に女子は、全国的にまだ低い水準にあります。
- ・子どもたちの競技人口が減少傾向にあるとともに、中・高等学校の運動部に加入する生徒も少なくなっています。
- ・中山間地域では、実施できる競技種目が限定される傾向にあります。

対策 1-(1) 幼児期の遊びを通した運動機会の充実

【概要】

幼児期の運動経験は、体を動かすことへの興味・関心、運動能力に大きな影響を与えます。しかし、近年、幼児期の運動機会が少なくなってきたことにより、運動能力の基礎が十分に形成されていない状況がみられます。

このため、家庭、保育所・幼稚園等における幼児期の遊びを通した運動機会の充実を図ります。

【主な取組】

①幼児期の運動機会を増やすため、保育所・幼稚園等への運動遊びを専門的に指導できる人材の派遣や、家庭において親子で運動遊びを楽しむことができる教室の実施などの取組を推進します。

(具体的な事業)

- ・幼児期の身体活動推進事業

対策 1-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
「運動遊び教室」に参加した保育所・幼稚園・認定こども園数	125 園 (H24～27の累計)		200 園 (H28～31の累計)

対策 1-(2) 学校の体育授業及び体育的活動の充実

【概要】

小・中学校の体力・運動能力は上昇傾向にあるものの、運動時間が少ない児童生徒の割合が全国と比較して高く、運動習慣が十分に定着していません。

このため、体育授業の質を高めるための教材の活用を進めるとともに、学校全体で体力・運動能力の向上に取り組む体制を整えることにより、学校の体育授業及び体育的活動を充実させ、運動好きな子どもを育てます。

【主な取組】

①小学校における体育授業の質を向上するため、具体的な運動例や技能のポイント、用具の工夫等を写真や図解等で分かりやすく学べる副読本や体育授業のヒント集、映像で学べる動画等の教材を充実させ、その活用を徹底します。【再掲】

②全ての中学校で、柔軟性や調整力、全身持久力を高めるためのメニューを活用した中学校1年生の体力向上対策を実施します。【再掲】

(具体的な事業)

①～②

・こうちの子ども体力向上支援事業

③体育学習・健康教育の質的向上を図るため、体力・健康教育に課題のある学校に体育学習・健康教育の専門的な知見のある退職校長等を派遣し、学校の課題を明確にした上で、授業改善への手立て等を具体的に指導・助言します。【再掲】

(具体的な事業)

・体育・健康アドバイザー支援事業

対策 1-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
体育・保健体育の授業が楽しいと思う児童生徒の割合(楽しい・やや楽しいと回答した割合)【再掲】	・小:92.2% ・中:87.0%	全国平均 ・小:92.8% ・中:85.4%	・小:100% ・中:100%

対策 1-(3) ジュニアスポーツ指導者の指導力の向上

【概要】

小・中学校のジュニア世代の運動・スポーツ活動は、その後のスポーツライフに大きな影響を与えることから、ジュニアスポーツ指導者には、選手の能力を最大限に引き上げるために、技術・戦術の指導力だけでなく、スポーツ医・科学を活用することやコミュニケーション能力、組織マネジメント能力など、幅広い知識や能力が求められています。

しかし、既存の研修会は、短期で完結するものや、競技種目ごとの専門的な技術・戦術指導に特化したものなどが多く、幅広い内容を継続的に学ぶことができる機会が十分ではありません。

このため、ジュニア世代のスポーツ指導に係る研修の機会・内容の充実等により、教員を含むジュニアスポーツ指導者の指導力の向上を図ります。

【主な取組】

①本県のジュニアスポーツ指導者の指導力の向上を図るため、教員を含むジュニアスポーツ指導者を対象に、コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための総合的な研修会を実施します。

(具体的な事業)

・コーチアカデミー

対策 1-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
日本体育協会公認資格の有資格指導者数	1,168 人		1,500 人以上

対策 1-(4) 運動部活動の充実

【概要】

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育みます。また、その活動を通して仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗的な効果をもたらします。

しかし、最近では、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた活動が実施されにくい状況がみられます。

このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。

【主な取組】

①技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者やスポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。【再掲】

②将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための総合的な研修会を実施します。【再掲】

③各競技団体や体育連盟の各競技専門部などが、強化練習や指導者研修などに県外の優秀な指導者を招へいする取組の拡充を図ります。【再掲】

④生徒の減少が進む中山間地域の学校において、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課題の解決を図るため、関係者が連携して、運動部活動や大会の運営、生徒への効果的な指導などについて研究や対策を実施します。【再掲】

(具体的な事業)

①～④

・運動部活動サポート事業

対策 1-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
運動部活動の加入率【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・中男: 63.8% ・中女: 41.7% ・高男: 63.6% ・高女: 25.3% 	全国平均 <ul style="list-style-type: none"> ・中男: 72.0% ・中女: 50.2% ・高男: 60.0% ・高女: 28.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・中男: 全国平均以上 ・中女: 全国平均以上 ・高男: 70%以上 ・高女: 30%以上

対策 1-(5) 子どもたちの多様な運動・スポーツ機会の提供

【概要】

中山間地域や過疎地域では、身近な地域で運動・スポーツ活動ができる場が少ないことや、団体競技に必要な人数を確保することが困難な場合があること、専門的な指導ができる人材が少ないことなどの理由により、スポーツ活動が広がりにくい状況があります。

このため、地域の実情に応じて、総合型地域スポーツクラブや市町村、地区体育（協）会、スポーツ推進委員などが地域の枠を越えて連携・協働し、スポーツ参加を促す取組等を推進することで、子どもたちに多様な運動・スポーツの機会を提供します。

【主な取組】

①複数の市町村や総合型地域スポーツクラブ等が連携した、地域のスポーツ課題について協議する検討会の設置や課題解決に向けた取組を推進します。

(具体的な事業)

・スポーツを通じたエリアネットワーク事業

2 競技力の向上

課題

- ・ 優秀なジュニア選手を発掘し、一貫した指導をする体制が構築されていません。
- ・ トップ選手を更にレベルアップする体制が構築されていません。
- ・ 全国トップレベルの指導実績がある指導者が少ない状況にあります。
- ・ 体力測定データやスポーツ医・科学などの専門的な知見が指導現場で十分に活用されていません。
- ・ スポーツ医・科学をサポートする体制が十分に整備されていません。

対策 2-(1) ジュニアから一貫した指導体制の確立

【概要】

優秀な競技者の育成においては、発達段階に応じた技術や体力の到達目標、習熟度に応じた技術指導マニュアルなど、競技の特性に応じた基本的な考え方が明確に示され、ジュニアから一貫した指導が行われる必要がありますが、実施できている競技団体は限られています。

このため、各競技団体による競技者の発達段階や習熟度に応じた系統的な指導を行うためのプログラムの作成を支援し、ジュニア期からの一貫した指導体制を確立します。

【主な取組】

①各競技団体によるジュニアから成人まで系統立てた一貫指導を行うためのプログラムの作成を支援し、プログラムに基づく計画的・戦略的な育成・強化体制を確立します。また、プロジェクトチームにより各競技団体の取組に対する評価・助言を行うことを通してPDCAサイクルによる競技力向上を図ります。

(具体的な事業)

- ・ 競技スポーツ選手育成強化事業

対策 2-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
「競技者育成プログラム」に基づく育成・強化を実践している競技団体数	—		43 団体 (全競技団体)

対策 2-(2) 優秀な選手の発掘・育成と効果的な種目変更ができる体制づくり

【概要】

各競技団体では、主に、試合の結果を重視して強化選手を選抜する傾向が強く、各競技の特性に応じて、競技に関するさまざまな能力を見極めた選抜が行われていない場合があります。また、客観的に個々の運動特性を判断・助言できる仕組みがないため、優れた運動能力を有する人材が発掘されない場合もあると考えられます。

このため、優秀な選手を発掘し、効果的に育成するためのプログラムの活用を進めるとともに、小・中学生が個々の運動特性に応じて競技種目の変更ができる体制づくりを進めます。

【主な取組】

①優れた運動能力を有するジュニア選手を、運動特性に応じて発掘し、多様な運動プログラムを経験させる取組を実施するとともに、県内のスポーツ関係団体等の代表者で構成する会議を通じて、効果的に選手を発掘・育成するプログラムを各競技団体に普及します。また、小・中学生が自身の運動特性を客観的に把握できる体力測定会等を通して、競技種目の変更につながる体制づくりを進めます。

(具体的な事業)

- ・ジュニア選手育成事業

対策 2-(3) トップ選手の重点的な強化

【概要】

各競技における県内トップ選手の強化は、選手が所属するチームの指導者に任せられているのが現状であり、より高いレベルの経験をさせる場合には、選手や指導者に経費面の負担などが生じています。また、個々の選手の次のステージを考えると、チームの枠を越えた育成・強化ができる体制の整備も重要です。

このため、各競技団体が個々のチームの枠を越えて、組織全体でトップ選手のレベルアップを図るとともに、PDCAサイクルによる取組を進めることができる体制づくりを推進します。

【主な取組】

①県内トップ選手の活動を更に充実させるための経費面の支援を行うとともに、県競技団体が中央競技団体と連携し計画的・戦略的にトップ選手の育成・強化を行う一貫指導体制の整備を支援します。

(具体的な事業)

- ・競技スポーツ選手育成強化事業(トップ選手の重点強化)

対策 2-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
特別強化選手に指定された選手数	29 人		50 人以上

対策 2-(4) 指導者の資質向上と優秀な指導者の招へい・受入れ

【概要】

近年、指導者には選手の能力を最大限に引き上げるために、技術・戦術の指導だけでなく、スポーツ医・科学の活用や組織マネジメント能力など、幅広い知識や能力が求められていますが、既存の研修会は、競技種目ごとの専門的な技術・戦術指導に特化した研修会などが多く、幅広い内容を学ぶことができる機会が十分ではありません。

また、県内には、公認指導者資格や上級資格を取得して、優秀な指導実績を有する指導者は

限られています。

このため、次世代を担う指導者の育成に向けた研修会の内容を充実させるとともに、県外の優秀な指導者の招へいや本県への受入れを進めます。

【主な取組】

①将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための総合的な研修会を実施します。【再掲】

(具体的な事業)

・コーチアカデミー

②各競技団体や中・高等学校体育連盟の各競技専門部などが、これまで以上に県外の優秀な指導者を招へいする取組を広げます。また、日本代表チームや海外チームの招へい等を通して、県外の優秀な指導者に本県スポーツに関わってもらふ機会の増加や移住を含めた本県への受入れに向けた取組を進めます。

(具体的な事業)

・中学生競技力向上対策事業(優秀な指導者の招へい)

対策 2-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
全国トップレベルの競技成績(国際大会・国体・インターハイ・全中大会でベスト4以上)を収めた指導者数	22人		30人以上

対策 2-(5) スポーツ医・科学の効果的な活用

【概要】

各競技団体や学校の運動部活動などのスポーツの指導現場では、スポーツ医・科学の活用は個々の指導者に委ねられており、専門的な知見やデータを競技力向上の取組に十分に生かし切れていない状況があります。

このため、スポーツ関係団体や組織に対して、スポーツ医・科学を指導現場で活用することの必要性についての理解の促進を図るとともに、個々のチームや指導者をスポーツ医・科学面からサポートする体制づくりを進めます。

【主な取組】

①データによる動作分析やメンタルトレーニング、専門的な体力測定に基づくトレーニング指導などを各競技団体や学校の運動部活動などのスポーツの指導現場に広く提供します。また、スポーツ医・科学の具体的な活用事例を周知する研修会等を実施することにより、各競技団体におけるスポーツ医・科学の組織的な活用を支援します。

②運動部活動や競技ごとの強化事業を通じて、アスレチックトレーナーなどの有資格者による

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向8 スポーツの振興を図る】

サポートを受けることができる機会を拡大します。また、スポーツトレーナーの資格取得につながる県独自の講習会を実施することなどにより、スポーツトレーナーの養成を図ります。

(具体的な事業)

①～②

・スポーツータルサポート事業

③現在、スポーツ医・科学をサポートする拠点としては、県立青少年センターがあり、各種専門測定機器やトレーニング機器を一定整備していますが、県内全域をサポートするためには、スタッフの数や専門性、施設・設備面に課題があります。

このため、スポーツ医・科学面からのサポートをより充実させるための環境整備を進めます。

(具体的な事業)

・拠点スポーツ施設等整備事業(スポーツ医・科学面の環境整備)

対策 2-(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
スポーツ医・科学の担当者を配置し、組織的にスポーツ医・科学を活用している競技団体の数	23 団体		35 団体以上

対策 2-(6) 運動部活動の充実

【概要】

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育みます。また、その活動を通して仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗的な効果をもたらします。

しかし、最近では、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた活動が実施されにくい状況がみられます。

このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。

【主な取組】

- ①技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者やスポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。【再掲】
- ②将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための総合的な研修会を実施します。【再掲】
- ③各競技団体や体育連盟の各競技専門部などが、強化練習や指導者研修などに県外の優秀な指導者を招へいする取組の拡充を図ります。【再掲】

④生徒の減少が進む中山間地域の学校において、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課題の解決を図るため、関係者が連携して、運動部活動や大会の運営、生徒への効果的な指導などについて研究や対策を実施します。【再掲】

(具体的な事業)

①～④

・運動部活動サポート事業

対策 2-(6)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
運動部活動の加入率【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・中男 63.8% ・中女 41.7% ・高男 63.6% ・高女 25.3% 	全国平均 <ul style="list-style-type: none"> ・中男 72.0% ・中女 50.2% ・高男 60.0% ・高女 28.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・中男: 全国平均以上 ・中女: 全国平均以上 ・高男: 70%以上 ・高女: 30%以上

対策 2-(7) 多様な競技スポーツ活動の充実

【概要】

中山間地域や過疎地域では、身近な地域で運動やスポーツ活動ができる場が少ないことや、団体競技に必要な人数を確保することが困難な場合があること、専門的な指導ができる人材が少ないことなどの理由により、スポーツ活動が広がりにくい状況があります。

このため、地域の実情に応じて、総合型地域スポーツクラブや市町村、地区体育（協）会、スポーツ推進委員などが地域の枠を越えて連携・協働し、競技力を高める取組等を推進することで、幅広い年代における競技スポーツ活動の充実を図ります。

【主な取組】

①複数の市町村や総合型地域スポーツクラブ等が連携した地域のスポーツ課題について協議する検討会の設置や課題解決に向けた取組を推進します。【再掲】

(具体的な事業)

・スポーツを通じたエリアネットワーク事業

対策 2-(7)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
県民スポーツフェスティバル参加者数	3,497 人		4,000 人以上

3 地域における運動・スポーツ活動の活性化

- 課題**
- ・成人の運動習慣が十分に定着していません。
 - ・中山間地域や過疎地域では、スポーツ活動が制限されている場合があります。
 - ・スポーツを通じた地域活性化につながる取組が少ない状況があります。
 - ・スポーツ活動を支えるボランティアを育成する体制が十分でない状況があります。

対策 3-(1) 地域の実情に応じた効果的・継続的な取組の展開

【概要】

中山間地域や過疎地域では、身近な地域で運動・スポーツ活動ができる場が少ないことや、団体競技に必要な人数を確保することが困難な場合があること、専門的な指導ができる人材が少ないことなどの理由により、スポーツ活動が広がりにくい状況があります。

このため、地域の実情に応じて、総合型地域スポーツクラブや市町村、地区体育（協）会、スポーツ推進委員などが地域の枠を越えて連携・協働し、地域のスポーツ課題の解決に向けた効果的・継続的な取組の展開を図ります。

【主な取組】

①複数の市町村や総合型地域スポーツクラブ等が連携した地域のスポーツ課題について協議する検討会の設置や課題解決に向けた取組を推進します。【再掲】

（具体的な事業）

- ・スポーツを通じたエリアネットワーク事業

対策 3-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
成人のスポーツ実施率	※H28 年度に県調査実施	全国平均 40.4%(H27)	全国平均以上

対策 3-(2) 女性がスポーツに参加しやすい環境づくり

【概要】

本県における成人のスポーツ実施率をみると、男女とも 20 代～40 代の働き盛りの年代が他の年代に比べて低く、また、女性のスポーツ実施率が男性よりも低くなっています。女性のスポーツ実施率が低い原因として、子育て中にスポーツへの参加が難しいことなどが考えられます。

このため、女性を対象としたスポーツ大会の実施や、母親が気軽に参加できる大会運営等の工夫などにより、女性がスポーツに参加しやすい環境づくりを推進します。

【主な取組】

①女性を対象とした特色あるスポーツ大会の実施や、既存のスポーツ大会やイベント、教室等において、子どもを対象としたスポーツ教室を同時に開催するなど、女性がスポーツ活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

(具体的な事業)

- ・地域における女性のスポーツ大会活性化事業

対策 3-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
女性のスポーツ実施率	36.7%(H18) ※H28 年度に県調査実施	全国平均 39.2%(H27)	全国平均以上

対策 3-(3) 地域のスポーツ活動の活性化に向けた公共施設の有効利用

【概要】

地域における日常的なスポーツ活動は、スポーツ施設を中心として実施されていますが、中山間地域や過疎地域では身近な場所にスポーツ施設がないことが多く、他方、都市部では利用者数に対しての量的な施設の不足が課題となっています。

このため、地域のスポーツ活動において学校の体育施設等の身近な公共施設の有効利用を促進します。

【主な取組】

①学校体育施設の開放を進めるとともに、施設が利用者にとってより利用しやすいものとなるよう、公共施設の開放状況の情報共有など市町村との連携により公共施設の運営形態の改善を図ります。

(具体的な事業)

- ・地域の実情に応じた公共施設の有効利用の促進

対策 3-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学校体育施設の開放施設数	※H28 年度に県調査実施	全国調査はおよそ3年に一度実施	全国平均以上

対策 3-(4) スポーツの魅力や価値を認識することができる機会の提供

【概要】

本県では、トップアスリートのパフォーマンスを間近で見ることができる大会や交流会などの機会があまり多くありません。

第5章 基本方向ごとの施策【基本方向8 スポーツの振興を図る】

世界各国からトップレベルの選手や指導者が集まる2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機に、トップレベルの練習や指導を間近で見られる機会を得ることは、県民がスポーツの魅力や価値に気付くきっかけとなり、本県のスポーツ振興に大きな刺激を与えることが期待されます。

このため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会における事前合宿の招致によって県民とトップアスリートとの交流を広げることなどにより、県民がスポーツの魅力や価値を認識することができる機会を提供します。

【主な取組】

①2020年オリンピック・パラリンピック東京大会における事前合宿の招致を実現するため、関係者間の情報共有や連携のもと、幅広いネットワークを生かした招致活動を官民協働で進めます。

(具体的な事業)

・オリンピック・パラリンピック東京大会事前合宿招致活動事業

②オリンピック・パラリンピックについての理解を促進していくことを目的とした啓発授業を実施するとともに、オリンピック・パラリンピックへの関わり方について考えるサミット等を開催します。これにより、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に向けた機運を醸成するとともに、県民のスポーツに対する興味・関心を一層高めます。

(具体的な事業)

・オリンピック・パラリンピックの理解促進

4 障害者スポーツの充実

課題

- ・障害者スポーツを取りまとめる組織体制が十分でない状況にあります。
- ・特別支援学校・学級の体育的活動を充実させる体制が十分ではありません。
- ・障害者の多様なスポーツ活動を行う環境が十分に整っていません。

対策 4-(1) 障害者スポーツを取りまとめる組織体制の充実

【概要】

本県における障害者の運動・スポーツ活動は、これまで主に福祉的な観点から、健康志向のレクリエーション活動などが中心であったため、競技志向の大会やスポーツ活動は、個人的に取り組まれることが多く、組織的な取組体制が整っていません。また、地域における運動・スポーツ活動においても、健常者における地区体育（協）会のような、地域ごとに活動を取りまとめている組織が少ない状況にあります。

このため、障害者スポーツ活動の充実に向けて、障害者スポーツの関係者の連携を強化するとともに、活動を取りまとめる組織体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ①スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ、学校、行政等の連携の強化により、障害者のスポーツ活動の機会の充実を図るとともに、障害者スポーツを取りまとめるための組織体制の整備を進めます。

（具体的な事業）

- ・障害者スポーツの組織体制の充実

対策 4-(2) 特別支援学校・学級における運動・スポーツ活動の充実

【概要】

特別支援学校・学級において、より充実した運動・スポーツ活動を行うためには、多様な視点からの工夫や研究が必要ですが、障害の種別の違いや、幼稚部から高等部まで幅広い年代の児童生徒が対象であることから、研究・実践は各学校に委ねられており、関係者が協力して検討・研究する体制が十分に整っていません。

このため、特別支援学校・学級の体育的活動を組織的に改善する体制を構築し、特別支援学校・学級における運動・スポーツ活動の充実を図ります。

【主な取組】

- ①特別支援学校・学級における運動部活動をはじめとする学校内での運動・スポーツ活動や、地域と連携したスポーツ活動の充実を図るため、教員や障害者スポーツ関係者などによる検討会で協議し、効果的な対策を進めます。

(具体的な事業)

- ・運動部活動サポート事業
- ・地域における障害者スポーツ普及促進事業

対策 4-(3) 障害者スポーツ指導者の育成

【概要】

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、楽しみ志向の活動から競技活動に至るまで、幅広い障害者スポーツの広がりに対応した指導者の育成が必要になっていきます。

このため、障害者スポーツに関する理解啓発の取組や研修会を通じて、障害者スポーツ指導者の育成を進めます。

【主な取組】

①障害者スポーツの指導者の育成に向け、コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための内容を総合的に学ぶことができる研修会を実施します。

(具体的な事業)

- ・コーチアカデミー

対策 4-(3)の指標	現状	参考値	H31年度末の目標数値
障害者スポーツ指導員数(中級)	58人		75人以上

対策 4-(4) 障害者スポーツのトップ選手の重点強化

【概要】

各競技における県内トップ選手の強化は、選手が所属するチームの指導者に任せられているのが現状であり、より高いレベルの経験をさせる取組には、選手や指導者に経費面の負担などが生じています。また、個々の選手の次のステージを考えると、チームの枠を越えた育成・強化ができる体制の整備も重要です。

このため、各競技団体等が個々のチームの枠を越えて、組織全体でトップ選手のレベルアップを図るとともに、PDCAサイクルによる取組が進められる体制づくりを進めます。

【主な取組】

①県内トップ選手の活動を更に充実させるための経費面の支援や、県競技団体等が中央競技団体と連携し計画的・戦略的にトップ選手の育成・強化を行う一貫指導体制の整備を支援します。

(具体的な事業)

・競技スポーツ選手育成強化事業(トップ選手の重点強化)

対策 4-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
特別強化選手に指定された選手数	4 人		15 人以上

対策 4-(5) 身近な地域におけるスポーツ参加機会の提供

【概要】

障害者の運動・スポーツ活動については、県立障害者スポーツセンターをはじめ総合型地域スポーツクラブなどでさまざまな活動が行われていますが、ボランティアが不足していることや活動機会が少ないこと、活動場所が限定されることなどにより、身近な地域で気軽に参加できる環境が十分に整備されていません。

このため、障害者スポーツを普及するための体制づくりや対策の検討を進めるとともに、スポーツ教室やイベントの実施などにより、障害者が身近な地域で運動・スポーツ活動に参加できる機会を提供します。

【主な取組】

①障害者が運動・スポーツ活動に参加できる機会の充実に向けて、スポーツ関係者や障害福祉関係者が集まり、障害者スポーツを普及するための体制づくりや対策の検討を行う会議を開催するとともに、ボランティアを養成するための研修会等を実施します。併せて障害者が気軽に参加できるスポーツ教室やイベントを開催します。

(具体的な事業)

・地域における障害者スポーツ普及促進事業

対策 4-(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
高知県障害者スポーツ大会への参加者数	1,386 人		1,700 人以上

5 スポーツ施設・設備の整備

- 課題**
- ・地域や競技の拠点となる施設が十分に整備されていない状況があります。
 - ・スポーツ活動をサポートするための施設・設備が十分に整っていません。

対策 5-(1) 拠点となるスポーツ施設の整備

【概要】

平成14年のよさこい高知国体で県内の主要なスポーツ施設は一定整備されましたが、競技力の向上やスポーツツーリズムの推進などの観点から、より充実した施設の整備が必要になっています。

このため、競技者がより質の高い活動ができるよう、拠点となる施設を中心に、必要な施設の整備を計画的に進めます。

【主な取組】

①競技の拠点となる施設を中心に、必要な整備を計画的に進めます。

(具体的な事業)

- ・拠点スポーツ施設等整備事業

対策 5-(2) スポーツ活動をサポートするための施設・設備の整備

【概要】

より充実したスポーツ活動を展開するには、スポーツ医・科学など、スポーツ活動を側面からサポートするための施設・設備の充実が必要ですが、県内にはこうした施設・設備が十分に整備されていません。

このため、スポーツ医・科学の効果的なサポートの実践に向けた施設・設備の整備を計画的に進めます。

【主な取組】

①県立施設を中心に、トレーニング機器の充実を図るとともに、スポーツ医・科学面のサポート体制の充実を図ります。

(具体的な事業)

- ・拠点スポーツ施設等整備事業

対策 5-(3) 地域のスポーツ施設の整備

【概要】

本県の山間部ではスポーツ施設が十分に整備されていないため、運動やスポーツ活動を行うには、離れた地域までの移動を伴うことなどから、スポーツ活動が広がりにくい状況があります。

このため、市町村と連携し、地域のスポーツ施設について必要な整備を計画的に進めます。

【主な取組】

①地域の拠点となる施設を中心に、市町村との連携により必要な整備を計画的に進めます。

(具体的な事業)

- ・拠点スポーツ施設等整備事業